

資 料

中華人民共和国新刑法（1997年）について

野 村 稔
張 凌

- 一 はじめに
- 二 立法の経緯および新法の構成
- 三 総則の改正
- 四 各則の改正
- 五 おわりに

一 はじめに

近年、中国の経済が高度成長するに伴って、経済犯罪を中心とする犯罪が激増し、また新たな犯罪類型も登場している。この経済成長と犯罪の激増という社会的背景の下で、中国は刑事立法を大幅に整備した。1996年3月17日に中国は刑事訴訟法を改正して⁽¹⁾、さらに、1997年3月14日に中華人民共和国刑法（以下、新刑法という）を改正するに至った⁽²⁾。刑事法をこのように大規模に整備することは中国刑事法史の重大な転換期である。

新刑法は、伝統的な刑法体系を維持しつつ、他方で先進国の現代的な刑法思想を導入し、先端の犯罪類型を新設しており、詳細な条文には注目すべき点が多いと考えられる。

（1） 中国新刑事訴訟法の日本語訳については、松尾浩也＝田口守一＝張 凌「中華人民共和国刑事訴訟法全訳」ジュリスト1109号（1997年）62頁以下参照。

（2） 新刑法の条文は1997年3月18日の人民日報に掲載されている。

中国刑法改正の状況および新刑法の要点は、すでに日本に伝えられているが⁽³⁾、今後の研究に資するために、本中国刑法資料集においては、中国新刑法を邦訳したうえで（中華人民共和国刑法全訳）、さらに刑法改正の経緯および改正の主要な点を整理する（中華人民共和国新刑法（1997年）について）。なお、中国刑法の邦訳に中国刑法の付属文書の一および付属文書の二を（中国特別刑法）として邦訳した。

二 立法の経緯および新法の構成

1 刑法改正の背景

中国では、50年代初期から旧ソ連刑法典を模範にして刑法典編纂の作業が始まり、1955年6月に「中華人民共和国刑法草案」を作成したが、その後、頻繁な政治闘争によって公布されなかった。「文化大革命」が終結してから、無法な状態を解消するために、1979年7月1日に中華人民共和国第一部刑法（以下、旧刑法という）を公布した⁽⁴⁾。旧刑法の制定により30年にわたる「刑法典のない」状態が終結した。旧刑法は「詳しいよりは、簡単なほうがいい」を指導思想として制定されたものである⁽⁵⁾。その条文はわずか192箇条であった。

（3） 新刑法の紹介については、王雲海「中国の刑法改正の到達点およびその問題点」法律時報69巻7号（1996年）45頁以下、張和伏「中国における刑法の改正」国際商事法務25巻5号（1997年）502頁以下、白建軍＝国谷知史訳「中国1997年新刑法の主要な変更点に関する一考察」法政理論30巻1号（1997年）1頁以下参照。

（4） 旧法の制定に関する文献は、陳逸松「中華人民共和国の新刑法」法律時報52巻1号（1980年）140頁以下、松尾浩也「刑法・刑事訴訟法」加藤一郎編『中国の現代化と法——法律家の見た新しい中国』（東京大学出版会、1980年）301頁以下所収、徐益初＝井戸田侃編著『現代中国刑事法論』（法律文化社、1992年）1頁以下がある。なお、中国刑法を翻訳するに際しては、夏目文雄「中華人民共和国刑法」法経論集（愛知大学）93号（1980年）、奥原唯弘＝許慶雄「中華人民共和国刑法」比較法政17号（1980年）、宮坂宏編『現代中国法令集』（専修大学出版、1993年）、中国研究所編『中国基本法令集』（日本評論社、1988年）、全理其翻訳＝木村峻郎監訳『中華人民共和国刑法』（早稲田経営出版、1997年）等を参照させていただいた。

（5） 陳沢憲（張凌訳）「中国刑法改正における罪刑法定主義の問題」比較法学31巻1号（1997年）90頁以下参照。

このように、旧刑法が施行された翌年の1982年から、刑法改正の計画が開始された。旧刑法の施行とその改正がほぼ同時期に行われたのである。とくに、「改革・開放」路線の下で、経済が急速に発展するとともに、経済犯罪を中心とする新たな犯罪類型も生じてきた。簡潔性を重んじた旧刑法が激増の犯罪に直面して、対応しえなくなり、この背景において、刑法の全面改正は避けられないこととなった。

2 刑法改正の過程

1982年3月8日に全国人民代表大会常務委員会（以下、「全人代常務委」という）が「経済を嚴重に破壊する犯罪者を厳罰することに関する決定」を公布して、刑法の一部の条文を改正した。1983年9月から全人代常務委法制工作委员会刑法室（以下、「全人代刑法室」という）が中国社会科学院法学研究所刑法室の専門家二名を招請し、各方面の刑法改正に関する意見を収集・整理し、外国刑法改正の資料を収集した。1984年から1987年までの間、密輸罪、職務上横領罪賄賂罪に関する特別刑法を制定した。1988年2月21日に全人代刑法室が北京の刑法学者、専門家を集めて刑法改正座談会を開いた。その会議に基づいて、全人代刑法室が「刑法改正に関する意見」を作成した。7月1日の第7次全人代常務委第2回会議で刑法改正の計画を確定した。12月25日に全人代刑法室が「中華人民共和国刑法1988年12月25日改正稿」を作成した⁽⁶⁾。しかし、「天安門事件」の後、刑法改正の作業は一時停止した。

1994年3月に全人代常務委法律工作委员会が実務家、学者を招請して「刑法改正工作小組（小委員会）」を設置して、1995年8月に「刑法総則改正草案」と「刑法各則条文集成」を作成した⁽⁷⁾。さらに、1996年10月に全人代常務委法制工作委员会が「刑法改正草案（意見収集稿）」（第一稿）を作成し、これは合計403箇条であった。同年12月24日に第8次全人代常務委第23回会議で「刑法改正草案（意見）」を審議し、「刑法改正草案（第二稿）」を作成した。「刑法改正草案（第二稿）」は、①「反革命罪」を「国家安全危害の罪」に改正し、②現に死刑の条文を維持する原則を確定し、③類推適用を廃止し、罪刑法定主義を明文で規定することを決定し、④黒社会犯罪、電子計算機犯罪などの新罪名を新設して、草案の条文は384箇条になった。また、1997年2月20日の第8次全人代常務委第24回会議でさらに「刑法改正草案（第二稿）」を審議し、「軍

（6） 崔慶森『中国当代刑法改革』（社会科学文献出版社、1991年）31頁以下参照。

（7） 趙秉志『刑法改革問題研究』（中国法制出版社、1996年）110頁以下参照。

人の職責に違反する罪」および「国防の利益に危害を及ぼす罪」の二章を追加し、テロ犯罪、マネーローndリング（資金洗浄罪）などの新たな罪名を新設し、446箇条に達する「刑法改正草案（第三稿）」となった⁽⁸⁾。新刑法はこの「刑法改正草案（第三稿）」を基礎にして制定されたものである。

3 新刑法の構成

新刑法は、旧刑法と同じように総則および各則の二編に分けて、総計452箇条（そのうち、付則は1箇条）、旧刑法の条文より260箇条を追加し、罪名は409個（そのうち、新罪名は181個）、各則の条文は旧刑法の103箇条から350箇条に達している⁽⁹⁾。

新刑法は三つの部分からなる。その一は旧刑法の条文であり、そのうちの192箇条の中からの178箇条（そのうち、143箇条が改正されたが、35箇条が改正されていない）を新刑法に編入している。その二は特別刑法の条文であり、旧刑法が施行されてから刑法改正までの15年間、全人代常務委が制定した「補充規定」、「決定」等の23個の特別刑法のうち⁽¹⁰⁾、128箇条を改正して新刑法に編入している。その三は新設の条文であり、合計146箇条（そのうち、総則は10箇条、各則は136箇条）を新設している。このように、新刑法は、旧刑法、特別刑法および新たな条文を一体にして、統一の「大刑法典」になった。

三 総則の改正

上述のように、新刑法の総則は旧刑法総則の体系を基本的に維持している

(8) 「刑法改正草案（第二稿）」の審議に際しては、反革命罪および軍人職責違反罪を審議しなかったため、「刑法改正草案（第一稿）」より条文が少なかった。なお、それぞれの記事は、1996年12月25日人民日報（海外版）、1997年2月20日人民日報（海外版）参照。

(9) 趙秉志「新刑法典罪名総覧」法学家1997年3期89頁以下。なお、新刑法には391個罪名があるとの見解もある。曹子丹＝侯国云『中華人民共和国刑法精解』（中国政法大学出版社、1997年）1頁以下参照。

(10) 中国の立法には二重構造があり、全国人民代表大会は憲法、基本法律および法律を制定するが、全人代常務委は憲法および基本法律以外の法律を制定する権限を有する。また、全人代常務委が基本法律の一部を改正する権限を持つ。「補充規定」、「決定」は法律と同等の効力を持つ。なお、23個の特別刑法については新刑法の添付文書の一および添付文書の二を参照する。

が、主要な改正点を次のように要約することができる。

1 罪刑法定主義の確立

1789年フランス人権宣言 8条が罪刑法定主義を規定し、1810年フランス刑法典 4条は罪刑法定原則および遡及処罰の禁止を規定した。二百年後の今日、罪刑法定主義は中国刑法改正の争点となった。

現代罪刑法定主義の思想は清朝末期に日本から中国に導入されたものであって、1906年、日本刑法学者の岡田朝太郎は清の刑法改正の担当者沈家本の招聘によって大清新刑法典を起草した⁽¹¹⁾。1910年に公布された「大清新刑律」は罪刑法定主義を導入した。1928年の「中華民国刑法」第1条および1935年「中華民国刑法」第1条は罪刑法定主義を維持していた⁽¹²⁾。しかし、罪刑法定主義の思想は中国に定着していなかった。旧刑法は、罪刑法定主義を排斥し、類推適用（旧刑法79条）を明文で規定したのである⁽¹³⁾。

刑法改正の過程において、罪刑法定主義を主張する説と否定説が激しく対立していた⁽¹⁴⁾。学界は、個人自由の価値観を表わす罪刑法定主義が現代中国の必然的な選択であると強く強調していた。そこで、新刑法3条は「法律が明文に犯罪行為であると規定するものは、法律により罪を確定し、刑に処する。法律が明文に犯罪行為であると規定していないものは、罪を確定し、刑に処してはならない」と明文で規定した。

罪刑法定主義と密接な関係があるのは類推適用規定の問題である。旧刑法79条は「この法律各則に明文の規定のない犯罪は、この法律各則の最も類似した条文に照らして犯罪を確定し刑を下すことができる。但し、最高人民法院に報告してこの許可を受けなければならない」とした。これは、いわゆる「限定の類推適用」である。刑法改正において、類推適用規定の存廃をめぐる激しく対立がみられた。廃止を主張する者が、類推制度が裁判官による立法を許す制

(11) 吉川経夫他編『刑法理論史の総合的研究』（日本評論社、1994年）178頁以下、島田正郎『清末における近代的法典の編纂』（創文社、1975年）177頁以下参照。

(12) 小野清一郎『中華民国刑法総則』（有斐閣、1933年）19頁以下参照。

(13) 旧刑法では罪刑法定主義を採用していたと考える学者もいる。例えば、陳宝樹「罪刑法定主義」徐益初＝井戸田侃『現代中国刑事法論』（法律文化社、1992年）100頁以下参照。なお、中国の罪刑法定主義の状況については、張凌「中国刑法における罪刑法定主義」法研論集84号（1997年）129頁以下参照。

(14) 王敏遠「刑法学研究述評」法学研究18巻1期（1997年）36頁以下参照。

度であって、罪刑法定主義に反するなどの理由で類推制度を廃止すべきであると主張するのに対し、存置説は中国の国土が広く、人口が多く、国情が複雑である等の理由で類推制度を保留すべきであると主張している。類推存廃の対立は学界と実務界の法価値観の衝突であり、改革派と保守派との対立でもあるといえよう⁽¹⁵⁾。結局、罪刑法定主義の明文化と類推制度の廃止をもってその対立を終結させた。これは新刑法総則の最大の改正である。

罪刑法定主義のほか、新刑法は「法律の前に一律平等の原則」と「罪刑均衡の原則」をも新設している。新刑法4条は「何人による犯罪に対しても、法律の適用においては一律平等である。何人も、法律に優越する特権を持つことはできない」としている。「法律の前に一律平等の原則」は、最初中国憲法の原則であったが、新刑法はさらにこれを強調している。新刑法5条は「刑罰の軽重は、犯人が犯した罪及びその負うべき刑事責任に相応しなければならない」と規定している。

2 刑法の効力

刑法の効力についての主要な改正点について次のような三つの点が挙げられる。①中国公民に対する適用範囲を拡大した。旧刑法4条は、中華人民共和国公民が中華人民共和国外で8個の罪（反革命罪、通貨偽造罪、有価証券偽造罪、職務上横領罪、収賄罪、国家機密漏洩罪、公務員を偽称しての詐欺罪、公文書等偽造罪）を犯した場合だけには、中国刑法を適用するとした。新刑法7条1項により、すべての自国民の国外犯が新刑法を適用することになった⁽¹⁶⁾。

②公務員および軍人による国外犯に対する刑事管轄権を新設した。新刑法7条2項により、公務員および軍人が国外で罪を犯した場合、すべては中国新刑法を適用する。

③国際犯罪に対する刑事管轄権を新設した。国際犯罪を処罰する国際法的義務を履行するために、新刑法9条は「中華人民共和国が締結し、又は参加した国際条約に規定する犯罪行為に対しては、中華人民共和国が条約の義務を負う範囲内で刑事管轄権を行使する場合は、この法律を適用する」と新たに規定した。

(15) 類推制度に関する邦語文献については、胡雲騰（張凌訳）「中国刑法における類推制度および現代的運命」比較法学31巻1号（1997年）94頁以下参照。

(16) 曹子丹＝侯国雲・前掲注（9）9頁以下参照。

3 正当防衛要件の緩和

新刑法20条2項は、正当防衛の要件について次のように規定した。①防衛の目的の要件は、いわば防衛意思、「公共の利益、本人又は他人の人身又はその他の権利を守るために」である。②防衛の対象の要件は、いわば正当性、「不法な侵害の行為」に対して行うことである。③防衛の時間の要件は、いわば緊急性、「現に行われている」不法な侵害に対する行為を行うことである。④防衛の限度は、いわば相当性、「必要な限度を著しく超えて、重大な危害を与えた」ことである。この相当性は正当防衛と過剰防衛との限界である。しかし、軽微な暴力犯罪又は非暴力犯罪に対して「必要な限度を著しく超える」ほか、「重大な危害を与えた」場合は、過剰防衛となる。

さらに、新刑法20条3項は、「現に行われている暴行、殺人、強盗、強姦、身代金略取又はその他の人身の安全に危害を及ぼす重大な暴力犯罪に対して、行った防衛行為が不法侵害者に死傷の結果を招いた場合は、過剰防衛に属せず、刑事責任を負わない」という「無制限の正当防衛」の特例を規定している。暴力犯罪に対して、いずれの手段と結果とを問わず、すべては刑事責任を負わない。この条文は、暴力犯罪にしか適用されない⁽¹⁷⁾。

4 組織体犯罪の徹底化

新刑法では「法人」という概念を使わず、「単位犯罪」という用語を用いている⁽¹⁸⁾。「単位」とは、社会活動の主体である国家機関、団体、企業等の法人および法人でない組織をいい、刑法において「単位犯罪」は、会社、企業、事業体、機関および団体による犯罪をいう。この「会社」は「会社法」2条が規定する有限責任会社と株式会社であり、いずれも法人である。「企業」は国有企業、集団による企業、私営企業、合併企業、外資企業であり、法人である場合もあれば、法人でない場合もある。「事業体」は国家機関に所属する生産、販売に従事しない組織である。「機関」は、中央および地方の立法機関、行政機関、裁判機関および検察機関である。そこで、原文の「単位犯罪」を「組織体犯罪」と訳出することにする。

(17) 王作富主編『中国刑法的修改与補充』（中国検察出版社，1997年）17頁以下参照。

(18) 「単位犯罪」の日本語訳は原語の通りに訳した場合が多い。王雲海・前掲注

（3）45頁以下、小口彦太「中華人民共和国新・旧刑法典対照一覧(-)」早稲田法学73巻1号（1997年）180頁以下参照。

組織体犯罪は、法人犯罪のほか、非法人組織体犯罪をも含む。すなわち、組織体犯罪の範囲は法人犯罪より広く、法人資格を取得していない組織体をも含む。組織体犯罪を認めたのは1987年7月1日に制定された「中華人民共和國税関法」47条4項であった。その後、全人代常務委が制定した「補充規定」、「決定」には組織体犯罪の規定が見られる。

新刑法は総則では組織体犯罪についての原則を規定した。新刑法30条は「会社、企業、事業体、機関又は団体が社会に危害を及ぼす行為を行った場合は、法律が組織体犯罪と規定するときは、刑事責任を負わなければならない」とし、同31条は「組織体が犯罪を犯した場合は、組織体に対しては罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者を刑罰に処する」としている。これは「両罰規定」の原則である。ここにいう「直接責任を負う主管人員」とは組織体犯罪に対し直接責任を負う社長、副社長等のトップをいい、「その他の直接責任者」は組織体犯罪の実行者と解すべきである⁽¹⁹⁾。新刑法各則は組織体犯罪の存在する広範囲において、その処罰規定を最大限に規定している。

5 死刑の現状の維持

死刑について重大な改正は未成年者に関する死刑執行猶予の規定を削除したことである。旧刑法44条は、一方で犯罪時に18歳未満の者には死刑を適用しないとし、他方で「16歳以上18歳未満の者でその犯した犯罪が特に重大な場合は、二年の猶予期間付き死刑の判決を下すことができる」と規定した。新刑法はこれを削除した。

また、立法者は、「現に社会治安及び経済犯罪の嚴重な状況を考慮して、死刑を減少する条件を備えていないので、現に法律に規定している死刑に対して、原則として減少もしなく、増加もしない」という死刑の現状を維持する刑事政策を強調している⁽²⁰⁾。新刑法における死刑に関する条文は合計66箇条である。

6 自首の要件および処罰の緩和

犯罪者に自首を奨励するために、新刑法は自首の要件を大幅に緩和した。ま

(19) 曹子丹＝侯国雲・前掲注(9)33頁以下参照。

(20) 全人代常務委副委員長王漢斌「關於『中華人民共和國刑法(修訂草案)』的說明」全国人民代表大会常務委員會公報1997年第2号参照。

ず、①自首の定義を明文化した。新刑法67条1項前段は「罪を犯した後、自ら出頭し、ありのままに自己の犯行を供述するのは、自首である」と定義している。すなわち、自首の成立要件は「自ら出頭」および「ありのままに犯行を供述する」ことである。②自首の範囲を拡大した。新刑法67条2項は「強制措置を執られた被疑者若しくは被告人又は服役中の犯人が、司法機関が認知していない本人の余罪をありのままに供述した場合は、自首とする」としている。従来、実務上、上述の場合は「自白」として処理した場合もあったので、新刑法はこれを自首の一種として規定した。③自首犯に対する処罰を緩和した。新刑法67条1項後段は自首犯に対し「その刑を軽くし、又は減輕することができる。そのうち、犯罪が比較的軽い場合には、その刑を免除することができる」とし、同68条2項は、「罪を犯した後、自首し、且つ、重大な功績を立てたときは、その刑を減輕し、又は免除しなければならない」とした⁽²¹⁾。

7 刑の執行猶予、減刑及び仮釈放制度の改善

まず、(1)刑の執行猶予については、旧刑法70条により、刑の執行猶予を取り消す条件は「新たな罪を犯した」ことであつたが、新刑法は「新たな罪を犯した」という要件を削除して、刑の執行猶予期間に「遵守すべき事項」を規定して、この「遵守すべき事項」に違反すれば、刑の執行猶予を取り消すことになる（77条2項）と規定した。

次に、(2)減刑について、減刑は、刑の執行期間中、犯人が一定の条件を充足すれば、原判決による宣告刑の一部を執行しないという制度であるが、旧刑法は減刑の要件が「確かに改悔するか又は功績を立てた」と規定していたのに対し、新刑法78条は抽象的な要件を避けて具体的な要件を規定している。なお、実務上の任意の減刑を防止するために、新刑法79条は減刑の手續を明確に新設している。すなわち、刑務所等の刑の執行機関が中級人民法院以上の人民法院に減刑意見書を提出し、人民法院は、合議廷を構成して減刑を決定する。

さらに、(3)仮釈放については、仮釈放は一般の仮釈放と特別の仮釈放とに大別することができるが、一般の仮釈放について新・旧刑法はほぼ同じであるのに対して、特別の仮釈放については、旧刑法73条は「特別の情状がある場合には、上述の執行刑期の制限を受けないことができる」とした。仮釈放に関する

(21) 「刑を軽くする（原語は、從輕）」とは法定刑の下限内に比較的軽い刑により量刑をすることをいうが、「刑を輕減する（原語は、減輕）」とは法定刑の下限の以下に量刑をすることをいう。新刑法62条および63条を参照する。

職権の濫用を防止するために、新刑法81条1項後段は、「特殊な状況がある場合は、最高人民法院の許可を経て、上述の執行刑期の制限を受けない」とし、同2項は「累犯及び殺人、爆発、強盗、強姦並びに身代金誘拐等の暴力的犯罪を犯したため、十年以上の懲役又は無期懲役に処せられた犯人に対しては、これを仮釈放してはならない」との規定を新設し、同82条は「…法定の手続を経ない場合は仮釈放をしてはならない」と制限した。

なお、減刑、仮釈放等の職権濫用は多発の汚職事件である。汚職を防止するために、新刑法401条は、「司法要員は、私利を図り、減刑、仮釈放、又は暫定的刑務所外で執行する条件に該当しない犯人に対し、それを許可した場合において、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する」との規定を新設している。

四 各則の改正

1 各則規定の構成の変化

(1)反革命罪名の廃止 反革命罪は旧刑法各則の第一章(90条—104条)に規定され、最も重い刑が科せられていた。反革命は政治的な概念であり、国家の政治、経済および社会状況の変動に従って、反革命という罪名の存廃は刑法改正の一つの大きな争点となった。反革命罪名を廃止する理由には二つがあった。第一に、反革命罪は反革命の目的を構成要件としているが、この目的の確認が極めて困難なこと。第二に、中国は社会主義革命時代から現代化建設時代に転換したので、この罪名は時代に合わないことになったこと。法的立場からみて、「反革命罪」の罪名を「国家安全に危害を及ぼす罪」に改正したほうが良いと考えたことである⁽²²⁾。

新刑法各則第一章の「国家安全に危害を及ぼす罪」の変化については、三点が挙げられる。その一は、旧刑法の条文における「反革命罪の目的」部分を削除してから、旧刑法の条文をほぼ維持していることである。その二は、新たな罪を追加した(106条の外国と通謀した政府転覆罪、107条の政府転覆資金援助罪、109条の外国に逃亡する罪)ことである。その三は「反革命罪」のうち、普通の刑事犯罪に相当する条文を他の章に移入した。

(22) 王漢斌・前掲注(20)参照。なお、反革命罪の変動の状況については、王雲海・前掲注(3)46頁参照。

(2)「職務上横領賄賂罪」の分離 職務上横領賄賂罪を独立の犯罪類型として汚職罪から離れたのは新刑法の特色のあるところである。旧刑法は、職務上横領罪（旧刑法155条）を財産犯罪の具体的な罪名の一種として、賄賂罪（旧刑法185条）を汚職罪の犯罪類型としてそれぞれ規定していた。1988年1月21日全人代常務委が制定した「職務上横領罪賄賂罪を処罰する補充規定」は、職務上横領罪、賄賂罪、公金流用罪、公務員の財産由来不明罪をまとめて規定した。新刑法は上述の「補充規定」に基づいて「横領賄賂の罪」を独立の章として汚職罪から分離した。

この改正の最大な理由は次の通りである。職務上横領賄賂罪の最も重要な特徴は、公務員が職務上の廉潔性を侵害すると同時に、公私の財産権を侵害するところであり、公務員が職務の廉潔性を侵害する点では、一般の汚職罪と共通点であるが、公私の財産権を侵害する点では、一般の汚職罪と異なる。公務員の職務犯罪は侵害法益からみて、職権行使型と財産権侵害型を大別することができ、職務上横領賄賂罪は公務員による財産的な汚職という性格が強い。そのために、職務上横領賄賂罪を新たな犯罪類型として汚職罪から分立するのが可能である⁽²³⁾。このように、「横領賄賂の罪」の章は、公務員が職務の立場を利用して財産に関する犯罪を集中的に規定している。

(3)「国防の利益に危害を及ぼす罪」および「軍人の職責に違反する罪」の章の新設 「国防の利益に危害を及ぼす罪」という章は、すべて新たな条文であるが、「軍人の職責に違反する罪」という章は1981年6月10日に制定された「中華人民共和國軍人職責違反罪暫定条例」に基づいて改正したものである。

(4)「婚姻及び家庭を妨害する罪」の合併 この章は旧刑法第六章（合計6箇条）として存在したが、刑法改正ではこれをそのまま新刑法の第四章「公民の人身の権利及び民主的権利を侵害する罪」に編入した。

2 経済犯罪の規制

新刑法各則第三章は「社会主義市場経済の秩序を破壊する罪」という経済犯罪について、92箇条（旧刑法は15箇条）を規定した。注目すべき新たな罪名は、商業贈賄罪（164条）、不法兼業罪（165条）、国有企業等の利益侵害罪（166条）、国有企業等の契約背任罪（167条）、背任による損益破産罪（168条）、

(23) 王作富・前掲注(17) 302頁以下参照。なお、「職務上横領」（原文は、「貪汚」）は、公務員犯罪の一種類である。原文の「貪汚」を「業務上横領」、「業務上公共財物横領」に訳した場合もある。

国有資産売出し罪 (169条), 金融機関から騙取した資金を貸付する罪 (175条), インサイダー取引罪 (180条), 虚偽情報提供罪 (181条), 相場操縦罪 (182条), 不法貸付罪 (187条), 金融証書兌換違反罪 (189条), 外国為替不法移転等の罪 (190条), 資金洗浄罪 (191条), 有価証券詐欺罪 (197条), 特許偽称罪 (216条), 商業秘密侵害罪 (219条), 他人の商業信用毀損罪 (221条), 虚偽広告罪 (222条), 入札談合罪 (223条), 契約詐欺罪 (224条), 売買強要罪 (226条), 土地使用権不法譲渡罪 (228条), 商品検査逃避罪 (230条) などがある。

経済犯罪に対する処罰規定の特徴は, 三つの点が挙げられる。第一に, ほとんどの条文には罰金刑が規定されていること, 第二に, ほとんどの条文は組織体犯罪の処罰規定を規定していること, 第三に, 死刑を適用することである⁽²⁴⁾。

3 構成要件の具体化

構成要件の具体化について新刑法には次のような特徴がある。その一は, 旧刑法における具体性に欠ける条文を具体的に規定したことである。旧刑法の空投機取引罪 (117条), 不良行為罪 (160条), 職務怠慢罪 (187条) という三つの曖昧な罪名を個別具体的に規定した⁽²⁵⁾。新刑法は職務怠慢に関する 9 箇条の汚職罪を設置している。管理過失による拘禁者逃亡罪 (400条 2 項), 契約締結過失罪 (406条), 環境管理監督過失罪 (408条), 衛生管理過失罪 (409条), 商品検査公務員過失罪 (412条 2 項), 動植物検疫公務員過失罪 (413条 2 項), 貴重文物管理過失罪 (419条) である。その二は, 一つの条文に具体的な複数の法定刑を規定した。例えば, 347条の麻薬販売等の罪は 7 箇項を規定して, 販売の数量および情状に応じた処罰について詳細に規定している。

4 現代的な犯罪の新設

注目すべきなのは, 新刑法が数多くの現代的な新たな罪名を規定したこと

(24) 具体的な条文については, 141条 1 項の偽薬生産販売罪, 144条の有毒食品の生産・販売罪, 151条 4 項の密輸罪, 153条 1 号の特別物密輸罪, 157条 1 項の武装による密輸罪, 170条の通貨偽造罪, 184条 2 項の国有金融機関職員の収賄罪, 192条の不法集金罪, 194条の金融証書詐欺罪, 195条の信用証書詐欺罪, 205条 1 項の増殖税専用証書不正作成罪, 206条 2 項の増殖税専用証書偽造・販売罪, 208条 2 項の増殖税専用証書不法購買・不正作成罪がある。

(25) 王雲海・前掲注 (3) 46頁以下参照。

ある。例えば、テロ犯罪（120条）、核材料に関する犯罪（125条2項、151条1項）、管理監督過失犯罪（137条—139条等）、資金洗浄罪（191条）、トレドール・シークレット犯罪（219条）、入札談合罪（223条）、電気等窃盗罪（265条）、盗聴、盗撮専用器具不法使用罪（284条）、コンピューター犯罪（285条—287条）、黒社会組織犯罪（294条）、環境犯罪（338条—345条）、伝染病に関する犯罪（330条、331条）、組織体収賄罪および組織体贈賄罪（387条、393条）等が挙げられる。

5 過失犯の範囲の拡大

新刑法は、過失犯の処罰範囲を大幅に拡大し、具体的な条文については、普通過失は5箇条（旧刑法は5箇条）、業務上過失は17箇条（旧刑法は3箇条）、職務上過失は9箇条（旧刑法は1箇条）、軍人職責過失は4箇条となっている。

過失犯に関する立法上の特徴は四つの点が挙げられる。その一は、業務上過失罪の範囲を拡大したことである。新刑法各則第二章「公共の安全に危害を及ぼす罪」は10箇条の業務上過失罪（131条—139条）、第六章第五節の「公共衛生に危害を及ぼす罪」は3箇条の医療業務過失罪（330条、331条、335条）、同第六節の「環境資源保護を破壊する罪」は2箇条の環境汚染罪（338条、339条）を規定している。

その二は、「管理・監督過失」を新設したことである。新刑法は管理監督過失を明確に規定している。例えば、企業事故（135条）、建設事故（137条）、学校事故（138条）、火災事故（139条）などである。

その三は、職務上過失を具体的に規定したことである。上述のような職務怠慢罪は公務員の職務上過失犯として、汚職罪の章に規定している。

その四は、交通に関する過失犯については、道路交通事故罪（133条）のほか、航空事故罪（131条）および鉄道交通事故罪（132条）を規定したことである。

6 罰金刑の多用

罰金刑は付加刑と主刑との二つの役割を果たしているが、新刑法各則には罰金刑法が非常に多く規定されている。

(1) 罰金刑の特徴 罰金刑の特徴は次のように要約することができる。第一に、罰金刑は経済犯罪を中心として適用されることである。経済とかかわる職務上横領賄賂罪には罰金刑を適用しないが、資産刑としての財産の没収を適用

する。第二に、罰金刑は故意犯のみ適用するが、過失犯には適用しない。しかも、公務員による汚職罪は故意犯も過失犯も問わず、罰金刑も財産の没収も適用しない。第三に、一般的には、罰金刑と懲役とは次のような関係がある。最高法定刑が三年以下の懲役である場合は「罰金を併科し又は単科する」とし、最高法定刑が三年以上の懲役である場合は「罰金を併科する」とし、最高法定刑が十年以上の懲役、無期懲役又は死刑である場合は「罰金又は財産没収を併科する」と規定している。第四に、罰金刑とその他の付加刑との併科。付加刑としての罰金刑は、主刑である死刑、無期懲役、有期懲役、拘留及び管制と併科することができるし、その他の付加刑と併科することができることとされたことである。罰金と財産の没収との間に併科する問題はないが、罰金と政治的権利の剥奪との二つの付加刑は併科の問題がある。

(2)倍数罰金、いわば利益スライド制の導入 倍数罰金は不法取得額に応じて罰金の倍数を規定する罰金制度である。最初、1992年9月4日に全人代常務委が制定した「脱税及び納税拒否犯罪を処罰する補充規定」が倍数罰金を導入した。新刑法は倍数罰金を全面的に採用している。例えば、新刑法140条は「生産者又は販売者は、製品の内に雑物又は偽物を混せて、偽物を本物にして、劣等品を良品にして、又は不合格の製品を合格品と偽り、売上額が五十万元以上二十万元以下である場合には、二年以下の懲役又は拘留に処し、売上額の五十%以上二倍以下の罰金を併科し又は単科する。売上額が二十万元以上五十万元以下である場合には、二年以上七年以下の懲役に処し、売上額の五十%以上二倍以下の罰金を併科する。売上額が五十万元以上二百万元以下である場合には、七年以上の懲役に処し、売上額の五十%以上二倍以下の罰金を併科する。売上額が二百万元以上である場合には、十五年の懲役又は無期懲役に処し、売上額の五十%以上二倍以下の罰金又は財産没収を併科する」と規定している。このような罰金刑は、主として生産又は販売に関する犯罪、密輸罪、租税に関する犯罪に適用されている。

(3)金額限定罰金 旧刑法は金額無制限の罰金刑を規定していた。すなわち、罰金のみ規定したが、罰金金額の上限と下限を制限しない。1991年9月4日に全人代常務委が制定した「売春及び買売春を厳禁する決定」が金額限定罰金を導入した。新刑法は、金額制限の罰金を広い範囲にわたって適用している。例えば、新刑法171条は「偽造の通貨を知りながら運送した者は、比較的多額なときには、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額なときは、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以

上五十万以下の罰金を併科する。その額が特に巨額なときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する」としている。同じ条文に三種の主刑および罰金の金額が規定されているところが特徴である。

(4)両罰規定 新刑法各則は、組織体犯罪に対し両罰規定を最大限に適用しており、その条文は103箇条に達している。その条文の大部分は、「組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対しては罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する」という形で規定している。

五 おわりに

中国旧刑法が無法の時代を終結するために大きな役割を果たしたことを否定することはできないが、社会主義中国の最初の刑法典として問題点が多かったのは事実である。しかし、新刑法は、一方で自国の犯罪状況に応じて中国の伝統を守り、他方で諸外国の素晴らしい普遍原則を導入して、大きな特色のある大刑法典となった。新刑法の総則が罪刑法定主義、法律前の一律平等、罪刑の均衡という三つの原則を採用して、類推制度を廃止したのは、中国刑法改革の重要な成果の一つである。さらに、各則が反革命罪を廃止して、経済犯罪を中心として数多くの新たな犯罪類型を新設したことには重大な意義がある。

新刑法の最大の特徴は、経済の発展に従って生じた価値観の変革に応じたことである。罪刑法定主義の導入は、刑事司法、刑事法学、刑事政策に重大な影響を与えることが予想することができる。これは法治国家への重大な一步であるといっても過言ではない。政治性の後退は今回の刑事立法の注目点である⁽²⁶⁾。1996年に改正された刑事訴訟法は「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」という指導思想を削除した⁽²⁷⁾。新刑法第1条は同じくこの指導思想を削除し、さらに、新刑法は反革命罪という罪名を廃止した。刑事法の観点からみて、これは「政治闘争」時代の終結であり、経済の発展を中心とする個人主義を尊重する時代の開始である。

しかし、新刑法に残された問題点も少なくない。特に、新刑法は重罰主義を

(26) 王雲海・前掲注(3) 46頁参照。

(27) 田口守一＝張 凌「中国刑事訴訟法の改正」ジュリスト1109号(1997年) 52頁参照。

採用し、経済犯罪の領域でも死刑を多数規定している。このような重罰主義の見直しのほか、種々なる特徴のある中国新刑法には、今後、中国における政治的民主化および経済の発展などの状況に応じて多くの改善すべき問題点が生じるであろう。今後の中国社会の発展と中国新刑法の適用の動向を注目していきたい。

1997年中華人民共和國刑法全訳

野 村 稔
張 凌

中華人民共和國刑法

1979年7月1日第5次全国人民代表大会第2回会議で採択
1997年3月14日第8次全国人民代表大会第5回会議改正
1997年3月14日中華人民共和國主席令83号により公布
1997年10月1日施行

目 次

第一編 総 則

第一章 刑法の任務，基本原則

及び適用の範囲（1条－12条）

第二章 犯 罪（13条－31条）

第一節 犯罪及び刑事責任（13条－21条）

第二節 犯罪の予備，未遂及び中止（22条－24条）

第三節 共同犯罪（25条－29条）

第四節 組織体犯罪（30条－31条）

第三章 刑 罰（32条－60条）

第一節 刑罰の種類（32条－37条）

第二節 管 制（38条－41条）

第三節 拘 留（42条－44条）

第四節 有期懲役及び無期懲役（45条－47条）

第五節 死 刑（48条－51条）

第六節 罰 金（52条－53条）

第七節 政治的権利の剥奪 (54条-58条)
 第八節 財産の没収 (59条-60条)
 第四章 刑罰の具体的適用 (61条-89条)
 第一節 量 刑 (61条-64条)
 第二節 累 犯 (65条-66条)
 第三節 自首及び功績 (67条-68条)
 第四節 併合罪 (69条-71条)
 第五節 刑の執行猶予 (72条-77条)
 第六節 減 刑 (78条-80条)
 第七節 仮釈放 (81条-86条)
 第八節 時 効 (87条-89条)
 第五章 その他の規定 (90条-101条)
 第二編 各 則
 第一章 国家の安全に危害を及ぼす罪 (102条-113条)
 第二章 公共の安全に危害を及ぼす罪 (104条-139条)
 第三章 社会主義市場経済の秩序を破壊する罪 (140条-231条)
 第一節 偽物及び不良商品を生産し、又は販売する罪 (140条-150条)
 第二節 密輸の罪 (151条-157条)
 第三節 会社及び企業の管理の秩序を妨害する罪 (158条-169条)
 第四節 金融管理の秩序を破壊する罪 (170条-191条)
 第五節 金融詐欺の罪 (192条-200条)
 第六節 徴税の管理に危害を及ぼす罪 (201条-212条)
 第七節 知的財産権を侵害する罪 (213条-220条)
 第八節 市場の秩序を乱す罪 (221条-231条)
 第四章 公民の人身の権利及び民主的権利を侵害する罪 (232条-262条)

第五章 財産を侵害する罪 (263条-276条)
 第六章 社会管理の秩序を乱す罪 (277条-367条)
 第一節 公共の秩序を妨害する罪 (277条-304条)
 第二節 司法を妨害する罪 (305条-317条)
 第三節 国境 (辺境) 管理を妨害する罪 (318条-323条)
 第四節 文物管理を妨害する罪 (324条-329条)
 第五節 公共の衛生に危害を及ぼす罪 (330条-337条)
 第六節 環境資源の保護を破壊する罪 (338条-346条)
 第七節 麻薬を密輸し、販売し、輸送し又は製造する罪 (347条-357条)
 第八節 売春を組織し、強制し、誘引し、収容し又は紹介する罪 (358条-362条)
 第九節 猥褻物を製作し、販売し又は頒布する罪 (363条-367条)
 第七章 国防の利益に危害を及ぼす罪 (368条-381条)
 第八章 横領賄賂の罪 (382条-396条)
 第九章 汚職の罪 (397条-419条)
 第一〇章 軍人の職責に違反する罪 (420条-451条)
 付 則 (452条)
 付属文書一
 付属文書二
 (本文中の*印は訳注であり、[] 内の語は原語である)

第一編 総 則

第一章 刑法の任務、基本原則及び適用の範囲

第一条 犯罪を懲罰し、人民を保護するために、憲法に基づいて、我が国の犯罪と闘争の具体的経験及び実際の状況とを結びつけて、この法律を制定する。

第二条 中華人民共和國刑法の任務は、刑罰をもってすべての犯罪行為と戦い、国家の安全を防衛し、人民民主独裁の政権及び社会主義制度を防衛し、国有財産及び勤労大衆による集団所有の財産を保護し、公民の私的所有の財産を保護し、公民の人身の権利、民主的権利及びその他の権利を保護し、社会秩序及び経済秩序を維持し、並びに社会主義建設事業の順調な進展を保障することである。

第三条 法律が明文で犯罪行為と規定する場合は、法律により罪を確定し、刑に処する。法律が明文で犯罪行為と規定していない場合は、罪を確定し、刑に処してはならない。

第四条 何人による犯罪に対しても、法律の適用においては一律平等である。何人も、法律に優越する特権を持つことはできない。

第五条 刑罰の軽重は、犯人が犯した罪及びその負うべき刑事責任に適應しなければならない。

第六条① 中華人民共和国内において罪を犯したすべての者には、法律に特別の定めのある場合を除いて、この法律を適用する。

② 中華人民共和國の船舶内又は航空機内において罪を犯した者にも、この法律を適用する。

③ 犯罪の行為又は結果のいずれかが中華人民共和国内において生じた場合は、中華人民共和国内における犯罪とみなす。

第七条① 中華人民共和國の公民が中華人民共和國外においてこの法律が規定する罪を犯した場合は、この法律を適用する。ただし、この法律の規定により刑の長期が三年以上以下の懲役であるときは、これを追及しないことができる。

② 中華人民共和國の公務員及び軍人が、中華人民共和國外でこの法律が規定する罪を犯した場合は、この法律を適用する。

第八条 外国人が中華人民共和國外において中華人民共和國の国家又は公民に対して罪を犯し、この法律の定める刑の短期が三年以上の懲役に当たる場合は、この法律を適用することができる。ただし、犯罪地の法律に基づいて処罰されないものは除く。

第九条 中華人民共和國が締結し又は参加した国際条約に規定する犯罪行為に対しては、中華人民共和國が条約の義務を負う範囲内で刑事管轄権を行使する場合は、この法律を適用する。

第一〇条 中華人民共和國外において罪を犯し、この法律に基づいて刑事責任を負うべき者は、外国において裁判を受けたとしても、なおこの法律に従って追及することができる。ただし、外国においてすでに刑の執行を受けた者は、処罰を免除し、又は減輕することができる。

第一一条 外交特権及び免除権を有する外国人の刑事責任の問題は、外交ルートを通じて解決する。

第二一条① 中華人民共和國成立後、この法律施行以前の行為で、当時の法律が犯罪としていない場合は、当時の法律を適用する。当時の法律が犯罪とし、この法律の総則第四章第八節の規定により訴追すべき場合は、当時の法律に基づいて刑事責任を追及する。ただし、この法律が犯罪としていない場合、又は刑が比較してより軽い場合は、この法律を適用する。

② この法律施行以前、当時の法律に従って下された効力のある判決は、引き続き有効である。

第二章 犯 罪

第一節 犯罪及び刑事責任

第一三条 国家の主権、領土保全及び安全に危害を及ぼし、国家を分裂し、人民民主独裁の政権を転覆し、社会主義制度を覆し、社会秩序及び経済秩序を破壊し、国有財産又は勤労大衆による集団所有の財産を侵害し、公民の私的所有の財産を侵害し、公民の人身の権利、民主的権利及びその他の権利を侵害しその他社会に危害を及ぼす行為で、法律に従って刑罰を受けなければならない場合は、いずれも犯罪である。ただし、情状が著しく軽く、危害の大きくない場合は、犯罪としない。

第一四条① 自己の行為が社会に危害を及ぼす結果を生じさせることを知りながら、しかもこの結果の発生を希望し、又は放任しておいたために、犯罪を構成したものは、故意の犯罪である。

② 故意の犯罪は、刑事責任を負わなければならない。

第一五条① 自己の行為が社会に危害を及ぼす結果を生じさせる可能性を予見すべきなのに、不注意によって予見せず、又はすでに予見していたにもかかわらず回避することができるものと轻信したため、これらの結果を生じさせたものは、過失の犯罪である。

② 過失の犯罪は、法律に規定があるものに限り、刑事責任を負う。

第一六条 行為が客観的に損害を生み出す結果となったとしても、故意又は過失によるものではなく、不可抗力又は予見することができない事由によって引き起こされたものは、犯罪ではない。

第一七条① 十六歳以上の者が罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない。

② 十四歳以上十六歳未満の者が故意殺人、故意重傷害又は傷害致死、強姦、強盗、麻薬販売、放火、爆発、毒物投与の罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない。

ない。

③ 十四歳以上十八歳未満の者が罪を犯した場合は、その刑を軽くし、又は減輕しなければならない*。

④ 十六歳未満のために処罰を受けない者については、その父母又は保護人に管理及び教育を命じる。必要な場合には、政府が収容して矯正させることができる。

*「その刑を軽くする〔從輕〕」は、法定刑の範囲内で軽く処罰することをいい、「その刑を減輕する〔減輕〕」は、法定刑の下限以下で処罰することをいう。第六二条及び第六三条参照。

第一八条① 精神病者が自己の行為を弁別し、又は抑制することができず、危害を及ぼす結果を招いた場合は、法定の手續を経て、鑑定により確認されたときは、刑事責任を負わない。ただし、その家族又は保護人に厳しく管理又は医療を命じなければならない。必要な場合は、政府が強制的医療をさせることができる。

② 間歇性精神病者が精神正常時に罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない。

③ 自己の行為を弁別し、又は抑制する能力の完全に喪失していない精神病者が罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない。ただし、その刑を軽くし、又は減輕することができる。

④ 酩酊者が罪を犯した場合は、刑事責任を負わなければならない。

第一九条 聾啞者又は盲人が罪を犯した場合は、その刑を軽くし、減輕し、又は免除することができる。

第二〇条① 現に行われている不法な侵害から国家、公共の利益、本人若しくは他人の人身、財産又はその他の権利を守るため、不法な侵害を制止する行為を行って、不法侵害者に損害を与えた場合は、正当防衛とし、刑事責任を負わない。

② 防衛行為が著しく必要な限度を超えて重大な損害を与えた場合は、刑事責任を負わなければならない。ただし、その刑を減輕し、又は免除しなければならない。

③ 現に行われている暴力、殺人、強盜、強姦、身代金略取又はその他の人身の安全を及ぼす嚴重な暴力犯罪に対して、防衛行為を行い、不法侵害者に対して死傷の結果を与えた場合は、過剰防衛とはならず、刑事責任を負わない。

第二一条① 現に生じている危険から国家、公共の利益、本人又は他人の人身、財産又はその他の権利を守るため、やむをえずにした緊急避難の行為が損害を与えた場合は、刑事責任を負わない。

② 避難行為が必要な限度を超えて、不当な損害を与えた場合は、刑事責任を負わなければならない。ただし、その刑を減輕し、又は免除しなければならない。

③ 第一項の本人のための避難に関する規定は、職務上又は業務上特別の義務がある者には、適用しない。

第二節 犯罪の予備、未遂及び中止

第二二条① 罪を犯すために、道具を準備し、条件を造り出すのは、犯罪の予備である。

② 予備犯は、既遂犯と比較してその刑を軽くし、減輕し、又は免除することができる。

第二三条① 犯罪の実行に着手し、犯人の意思以外の原因によってこれを遂げなかったのは、犯罪の未遂である。

② 未遂犯は、既遂犯と比較してその刑を軽くし、又は減輕することができる。

第二四条① 犯罪の過程において、自ら犯罪を中止するか、又は犯罪結果の発生を効果的に防止したのは、犯罪の中止である。

② 中止犯は、実害の結果が生じなかったときは、その刑を免除し、実害の結果が生じたときは、その刑を減輕しなければならない。

第三節 共同犯罪

第二五条① 共同犯罪とは、二人以上共同して故意による罪を犯したことをいう。

② 二人以上共同して過失による罪を犯したときは、共同犯罪としては論じない。刑事責任を負うべき者は、それらが犯した罪に従ってそれぞれ処罰する。

第二六条① 犯罪集団を組織し若しくは指導して犯罪活動を行った者、又は共同犯罪において主たる役割を果たした者は、主犯である。

② 三人以上共同して罪を犯すために構成された比較的固定的な犯罪組織は、犯罪集団である。

③ 犯罪集団を組織し又は指導する首謀者〔首要分子〕は、その犯罪集団が犯した犯行の全部により処罰する。

④ 第三項に規定する以外の主犯は、その参与、組織又は指揮をした犯行の全部により処罰しなければならない。

第二七条① 共同犯罪において二次的又は補助的な役割を果たした者は、従犯である。

② 従犯は、その刑を軽くし、減輕し、又は免除しなければならない。

第二八条 脅迫されて犯罪に加わった者は、それが犯した犯罪の情状に従って、その刑を減輕し、又は免除しなければならない。

第二九条① 人を教唆して罪を犯させた者は、共同犯罪において果たした役割により処罰しなければならない。十八歳未満の者を教唆して罪を犯させた者は、重く処罰しなければならない*。

② 被教唆者が教唆された罪を犯さなかったときは、教唆犯については、その刑を軽くし、又は減輕することができる。

*「重く処罰〔従重処罰〕」は、法定刑の上限内で重く処罰することをいう。第六二条参照。

第四節 組織体犯罪*

*「組織体犯罪〔単位犯罪〕」は、法人犯罪の範囲より広く、法人格を有しない組織体による犯罪をも含む。

第三〇条 会社、企業、事業体、機関*又は団体が社会に危害を及ぼす行為を行った場合は、法律が組織体犯罪と規定するときは、刑事責任を負わなければならない。

* ここにおいて「機関」は、立法機関、行政機関、裁判機関及び檢察機関を含む。

第三一条 組織体が犯罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者を刑罰に処する*。この法律の各則及びその他の法律が別に定める場合は、その規定による。

* 「直接責任を負う主管人員」とは、組織体の指導者をいい、「その他の直接責任者」とは、組織体犯罪の実行者をいう。

第三章 刑 罰

第一節 刑罰の種類

第三二条 刑罰は、主刑と付加刑に分ける。

第三三条 主刑の種類は、次の通りである。

- 一 管 制。
- 二 拘 留*。
- 三 有期徒刑**。
- 四 無期徒刑。
- 五 死 刑。

* 「拘留 [拘役]」は、短期自由刑である。

** 中国刑法には「禁錮」という主刑がない。

第三四条① 付加刑の種類は、次の通りである。

- 一 罰 金。
- 二 政治的権利の剥奪。
- 三 財産の没収。

② 付加刑は、独立して適用することもできる。

第三五条 罪を犯した外国人については、国外追放を独立して適用するか、又は付加して適用することができる。

第三六条① 犯罪行為によって被害者が経済的損害を被った場合は、犯人に対して法による刑事処分を科するほか、状況に基づいて経済的損害の賠償を言い渡さなければならない。

② 民事損害賠償責任を負う犯人が、同時に罰金刑に処せられ、その財産が全部を支払うのに足りないとき、又は財産の没収に処せられたときは、まず被害者に対する民事賠償責任を負わなければならない。

第三七条 犯罪の情状が軽微で、刑を科する必要のない場合は、刑事処分を免除することができる。ただし、それぞれの事件の状況に基づいて、訓戒を与えるか、改悔誓約、謝罪表明若しくは損害賠償を命ずるか、又は主管部門が行政処罰若しくは行政処分を行うことができる。

第二節 管 制

第三八条① 管制的期間は、三月以上二年以下とする。

② 管制に処せられた犯人については、公安機関がこれを執行する。

第三九条① 管制に処せられた犯人は、その執行期間中、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- 一 法律及び行政法規を遵守し、監督に服すること。
- 二 執行機関の許可を経ずに、言論、出版、集会、結社、進行及び示威の自由の権利を行使してはならないこと。
- 三 執行機関の規定に従って自己の活動状況を報告すること。
- 四 執行機関の面会に関する規定を遵守すること。
- 五 住んでいる市若しくは県を離れ、又は転居する場合は、執行機関の承認を経なければならないこと。

② 管制に処せられた犯人については、労働において同一労働同一報酬でなければならない。

第四〇条 管制に処せられた犯人が管制的期間を満了したときは、執行機関は、直ちに本人とその所属する組織体又はその居住地の大衆に管制的解除を宣告しなければならない。

第四一条 管制的刑期は、判決執行の日から起算する。未決拘禁した場合は、拘禁一日を刑期二日として算入する。

第三節 拘 留

第四二条 拘留の期間は、一月以上六月以下とする。

第四三条① 拘留に処せられた犯人については、近くの公安機関がこれを執行する。

② 拘留に処せられた犯人は、執行期間中、毎月一日ないし二日帰宅することができる。労働に参加した者には、酌量のうえ報酬を支給することができる。

第四四条 拘留の刑期は、判決執行の日から起算する。未決拘禁した場合は、拘禁一日を刑期一日として算入する。

第四節 有期懲役及び無期懲役

第四五条 有期懲役の期間は、六月以上十五年以下とする。ただし、第五〇条及び第六九条の規定する場合は、この限りでない。

第四六条 有期懲役又は無期懲役に処せられた犯人については、監獄又はその他の刑の執行場所でこれを執行する。労働能力を有するすべての者は、労働に参加し、教育及び改造を受けなければならない。

第四七条 有期懲役の刑期は、判決執行の日から起算する。未決拘禁した場合は、拘禁一日を刑期一日として算入する。

第五節 死 刑

第四八条① 死刑は、犯行が極めて重い犯人のみに適用される。死刑の判決を下さなければならない犯人について、直ちに執行しなければならないものでない場合、死刑の判決を下すと同時に二年の死刑執行猶予を宣告することができる。

② すべての死刑は、法により最高人民法院が判決を下すものを除いて、最高人民法院に報告してその許可を得なければならない。死刑の執行猶予は、高级人民法院が判決を下し、又はこれを許可することができる。

第四九条 犯罪時に十八歳未満の者及び裁判時に懐胎している女子には、死刑を適用しない。

第五〇条 死刑の執行猶予に処せられた者が、死刑の執行猶予期間中に故意による犯罪を犯さない限り、二年の期間満了後、無期懲役に減刑する。確かに重大な功績を立てた場合は、二年の期間満了後、十五年以上二十年以下の有期懲役に減刑する。故意による犯罪を犯したことが確かめられた場合は、最高人民法院が許可して、死刑を執行する。

第五一条 死刑の執行猶予の期間は、判決確定の日から起算する。死刑の執行猶予から減刑された有期懲役の刑期は、死刑の執行猶予の期間が満了した日から起算する。

第六節 罰 金

第五二条 罰金を科するときは、犯罪の情状に従ってその金額を決定しなければならない。

第五三条 罰金は、判決が指定した期間内に一度に完納するか、又は分割払いする。期間が満了しても納付しない者は、強制的に納付させる。人民法院は、罰金の全額を納付することができない者に対し、被執行人に執行することができる財産のあることを発見した場合には、速やかに追徴しなければならない。不可抗力の災難のため納付するのが確かに困難な場合は、情状を酌量して減額し、又は免除することができる。

第七節 政治的権利の剝奪

第五四条 政治的権利の剝奪は、次の各号に掲げる権利を剝奪することである。

- 一 選挙権及び被選挙権。
- 二 言論、出版、集会、結社、進行及び示威の自由の権利。
- 三 国家机关の職務を担当する権利。
- 四 国有会社、国有企業、事業体及び人民団体の指導的職務を担当する権利。

第五五条① 政治的権利の剝奪の期間は、一年以上五年以下とする。ただし、第五七条に定める場合は、この限りでない。

② 政治的権利の剝奪を付加して管制に処せられた場合、政治的権利の剝奪の期間は、管制の期間と同じであり、同時に執行する。

第五六条① 国家の安全に危害を及ぼした犯人については、政治的権利の剝奪を付加しなければならない。故意殺人、強姦、放火、爆発、毒物投与及び強盗等の社会秩序を

著しく破壊した犯人については、政治的権利の剥奪を付加することができる。

② 政治的権利の剥奪を独立して適用する場合は、各則の規定による。

第五七条① 死刑又は無期懲役に処せられた犯人に対しては、政治的権利を終身剥奪しなければならない。

② 死刑の執行猶予を有期懲役に減刑し、又は無期懲役を有期懲役に減刑したときは、政治的権利の剥奪を付加する期間を三年以上十年以下に改めなければならない。

第五八条① 政治的権利の剥奪を付加する刑期は、懲役若しくは拘留の執行を終了した日、又は仮釈放の日から起算する。政治的権利の剥奪の効力は、主刑の執行期間中も当然に及ぶ。

② 政治的権利の剥奪に処せられた犯人は、執行期間中、法律、行政法規及び国务院公安部門の監督若しくは管理に関する規定を遵守し、監督に服しなければならない。第五四条各号に規定する権利を行使してはならない。

第八節 財産の没収

第五九条① 財産の没収は、犯人個人が所有する財産の一部又は全部を没収することである。財産の全部を没収するときは、犯人本人及びその扶養している家族のために、必要な生活費用を保留しなければならない。

② 財産の没収の判決を下すときは、犯人の家族が所有し、又は所有すべき財産を没収してはならない。

第六〇条 財産の没収の以前に犯人が負った正当な債務で、没収した財産によって弁済する必要があるときは、債権者の請求により、弁済しなければならない。

第四章 刑罰の具体的適用

第一節 量 刑

第六一条 犯人に対する刑罰を決定するに当たっては、犯罪の事実、犯罪の性質、情状及び社会に対する危害の程度に基づいて、この法律の関係規定により判決を下さなければならない。

第六二条 犯人にこの法律の定める重く処罰するか、又はその刑を軽くするとの情状がある場合は、法定刑の限度内で刑を科さなければならない。

第六三条① 犯人にこの法律の定めるその刑を減輕する情状がある場合は、法定刑の下限以下の刑を科さなければならない。

② 犯人にこの法律の定める刑を減輕する情状がなくても、事件の特別の状況に基づいて、最高人民法院の許可を経て、法定刑の下限以下の刑を科することができる。

第六四条 犯人が違法に取得したすべての財物は、これを追徴し又は賠償を命じなければならない。被害者の合法的財産は、これを速やかに返還しなければならない。禁制品及び犯罪の用に供した本人の財物は、これを没収しなければならない。没収した財物及び罰金は、一律国庫に納入し、これを流用し又は無断で処分してはならない。

第二節 累犯

第六十五条① 有期懲役以上の刑に処せられた犯人で、その刑の執行が満了し、又は赦免された後、五年以内に有期懲役以上の刑に処すべき罪を犯した者は、累犯とし、重く処罰しなければならない。ただし、過失による犯罪はこの限りでない。

② 前項に規定する期間は、仮釈放された犯人については、仮釈放期間が満了した日から起算する。

第六十六条 国家の安全に危害を及ぼす犯人が、その刑の執行が満了するか又は赦免された後、いかなるときでも国家の安全に危害を及ぼす罪を再び犯したときは、すべて累犯とする。

第三節 自首及び功績

第六十七条① 罪を犯した後、自ら出頭して、ありのままに自己の犯行を供述するのは、自首である。自首した犯人は、その刑をを軽くし、又は減輕することができる。そのうち、犯罪が比較的軽い場合は、その刑を免除することができる。

② 強制措置を執られた被疑者若しくは被告人又は服役中の犯人は、司法機関*が認知していない本人の余罪をありのままに供述した場合は、自首とする。

*「司法機関」は、公安機関、檢察院、人民法院及び刑務所等の刑の執行機関をいう。

第六十八条① 犯人が、他人の犯罪行為を摘発してこれが調査により明らかになるか、又は重要な手掛かりを提供してこれにより他の事件が検挙された等の功績を立てたときは、その刑を軽くし、又は減輕することができる。重大な功績を立てたときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

② 罪を犯した後、自首し、且つ、重大な功績を立てたときは、その刑を減輕し、又は免除しなければならない。

第四節 併合罪

第六十九条① 判決の宣告以前に一人で数罪を犯したものは、死刑又は無期懲役に処すべき場合を除いて、合算した刑期以下、数個の刑の内でも最も重い刑期以上において、情状を酌量して執行する刑期を決定しなければならない。ただし、管制の場合は最高三年、拘留の場合は最高一年、有期懲役の場合は最高二十年を超えてはならない。

② 数罪の中に付加刑を科するものがある場合は、付加刑はそのまま執行しなければならない。

第七〇条 判決宣告後、刑の執行満了前に、その犯人にその判決宣告前に余罪があったことが発覚したときは、発覚した罪について判決を下し、前後二つの判決で科せられた刑について、第六十九条の規定に従って、執行すべき刑を決定しなければならない。すでに執行した刑期は、新たな判決で決定した刑期に算入しなければならない。

第七一条 判決宣告後、刑の執行満了前に、その犯人が更に罪を犯したときは、新たに犯した罪について判決を下して、前罪の執行していない刑と後罪で科せられた刑につ

いて、第六九条の規定に従って、執行すべき刑を決定しなければならない。

第五節 刑の執行猶予

第七二条① 拘留又は三年以下の有期懲役に処せられた犯人が、その犯罪の情状及び改悛の情に基づいて、刑の執行猶予を適用しても確実に再び社会に危害を及ぼすことのないと認められた場合は、刑の執行猶予を宣告することができる。

② 刑の執行猶予を宣告された犯人が、付加刑に処せられている場合は、付加刑はそのまま執行しなければならない。

第七三条① 拘留の執行猶予の観察期間は、原判決の刑期以上一年以下とする。ただし、二箇月より少なくしてはならない。

② 有期懲役の執行猶予の観察期間は、原判決の刑期以上五年以下とする。ただし、一年より少なくしてはならない。

③ 刑の執行猶予の観察期間は、判決を確定した日から起算する。

第七四条 累犯については、刑の執行猶予を適用しない。

第七五条 刑の執行猶予を宣告された犯人は、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- 一 法律及び行政法規を遵守し、監督に服すること。
- 二 観察機関の規定に従って自己の活動状況を報告すること。
- 三 観察機関の面会に関する規定を遵守すること。
- 四 住んでいる市若しくは県を離れ、又は転居する場合は、観察機関に報告して、承認を経なければならないこと。

第七六条 刑の執行猶予を宣告された犯人については、刑の執行猶予期間内、公安機関がこれを観察し、その者の所属する組織体又は基層組織がそれに協力する。第七七条に規定する状況がなく、刑の執行猶予期間が満了した場合は、原判決の刑を執行せず、且つ、これを公開して宣告する。

第七七条① 刑の執行猶予を宣告された犯人は、刑の執行猶予の観察期間内、更に新たな罪を犯した場合、又はその判決宣告以前に余罪があったことが発覚した場合は、刑の執行猶予を取り消し、新たな罪又は発覚した余罪について判決を下し、前罪と後罪で処せられた刑について、第六九条の規定に従って、執行すべき刑を決定しなければならない。

② 刑の執行猶予を宣告された犯人は、刑の執行猶予の期間内、法律、行政法規又は國務院公安部門の制定した執行猶予に関する管理規定に違反し、情状が重いときは、刑の執行猶予を取り消し、原判決を執行しなければならない。

第六節 減 刑

第七八条① 管制、拘留、有期懲役又は無期懲役に処せられた犯人は、刑の執行期間内、監獄規則を真面目に遵守し、教育及び改造を受け入れ、改悛の情があるか、又は功績を立てた場合は、減刑することができる。次の各号に掲げる重大な功績の一つを立てたときは、減刑しなければならない。

- 一 他人の重大な犯罪活動を阻止したとき。
 - 二 監獄内外での重大な犯罪活動を摘発し、調査により確かめたとき。
 - 三 発明、創造又は重大な技術革新があったとき。
 - 四 日常の生産又は生活において他人を全力で救助したとき。
 - 五 自然災害の救災又は重大な事故の排除において、全力を尽くしたとき。
 - 六 国家及び社会にその他の重大な貢献があるとき。
- ② 減刑した後、実際に執行される刑期は、管制、拘留又は有期徒刑に処せられた場合は、原判決刑期の二分の一より少なくしてはならず、無期徒刑に処せられた場合は、十年より少なくしてはならない。

第七九条 犯人に対する減刑については、刑の執行機関により中級以上の人民法院に減刑意見書を提出する。人民法院は、合議庭を構成して審理を行い、確かに改悛し、又は功績を立てた事実がある場合は、裁定によりこれを減刑する。法定の手続を経ない場合は、減刑してはならない。

第八〇条 無期徒刑から有期徒刑に減刑する刑期は、減刑を裁定した日から起算する。

第七節 仮釈放

第八一条① 有期徒刑に処せられた犯人が原判決の刑期の二分の一以上を執行され、又は無期徒刑に処せられた犯人が実際に十年以上を執行されたときは、監獄の規則を真面目に遵守し、教育及び改造を受け入れ、改悛の行動が確かめ、仮釈放すれば再び社会に危害を及ぼすことのない場合は、これを仮釈放することができる。特殊な状況がある場合は、最高人民法院の許可を経て、上述の執行刑期の制限を受けない。

② 累犯、並びに殺人、爆発、強盗、強姦及び身代金略取等の暴力的犯罪を犯したため、十年以上の懲役又は無期徒刑に処せられた犯人に対しては、これを仮釈放してはならない。

第八二条 犯人を仮釈放する手続は、第七九条の規定により行う。法定の手続を経ない場合は、仮釈放してはならない。

第八三条① 有期徒刑の仮釈放の観察期間は、執行を終了していない期間とする。無期徒刑の仮釈放の観察期間は、十年とする。

② 仮釈放の観察期間は、仮釈放された日から起算する。

第八四条 仮釈放を宣告された犯人は、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- 一 法律及び行政法規を遵守し、監督に服すること。
- 二 監督機関の規定に従って自己の活動状況を報告すること。
- 三 監督機関の面会に関する規定を遵守すること。
- 四 住んでいる市若しくは県を離れ、又は転居する場合は、監督機関に報告して承認を経なければならない。

第八五条 仮釈放された犯人は、仮釈放の観察期間内、公安機関がこれを監督する。第八六条の規定の事情がない場合は、仮釈放の観察期間が満了したとき、原判決の刑の執行を終えたものとし、且つ、これを公開して宣告する。

第八六条① 仮釈放された犯人は、仮釈放の観察期間内、新たな罪を犯した場合は、仮釈放を取り消し、第七一条の規定により併合罪として処罰する。

② 仮釈放された犯人は、仮釈放の観察期間内、その判決宣告以前に余罪があったことが発覚した場合は、仮釈放を取り消し、第七〇条の規定により併合罪として処罰する。

③ 仮釈放された犯人は、仮釈放の観察期間内、法律、行政法規又は国务院公安部門の制定した仮釈放に関する管理規定に違反し、情状が重いときは、仮釈放を取り消し、これを収監して執行していない刑を執行しなければならない。

第八節 時効*

* この節の「時効」は、刑の時効でなく、公訴の時効である。

第八七条 犯罪は、次の各号に掲げる期間を経過した場合は、これを訴追しない。

- 一 最高の法定刑が五年未満の懲役は五年。
- 二 最高の法定刑が五年以上十年未満の懲役は十年。
- 三 最高の法定刑が十年以上の懲役は十五年。
- 四 最高の法定刑が無期懲役又は死刑は二十年。二十年後、訴追しなければならないと認めたときは、最高人民検察院に報告して、この許可を得なければならない。

第八八条① 人民検察院、公安機関若しくは国家安全機関が立件して捜査を開始した後、又は人民法院が事件を受理した後、捜査若しくは裁判を逃避した場合は、訴追期間の制限を受けない。

② 被害者が訴追期間内に告訴を提起したが、人民法院、人民検察院又は公安機関が立件すべきなのに立件しなかった場合は、訴追期間の制限を受けない。

第八九条① 訴追期間は、罪を犯した日から起算する。犯罪行為が連続又は継続の状態にある場合は、犯罪行為が終了した日から起算する。

② 訴追期間内に更に罪を犯した場合は、前罪の訴追期間は、後罪を犯した日から起算する。

第五章 その他の規定

第九〇条 民族自治地方がこの法律の規定を全部適用することができない場合、自治区又は省の人民代表大会は、当地の民族の政治的、経済的、文化的特徴及びこの法律が定める基本原則に基づいて、適宜な規定又は補充規定を制定し、全国人民代表大会常務委員会に報告しその承認を経てこれを施行することができる。

第九一条① この法律において「公共財産」とは、次の各号に掲げる財産をいう。

- 一 国有の財産。
- 二 勤労大衆による集団所有の財産。
- 三 貧困の援助若しくはその他の公益事業に用いる社会寄付金、又は専用基金による財産。

② 国家機関、国有会社、国有企業、勤労大衆による集団所有の企業、又は人民団体

が、管理、使用又は輸送中の私的財産は、公共財産とする。

第九二条 この法律において「公民による私的所有の財産」とは、次の各号に掲げる財産をいう。

- 一 公民の合法的な収入、預金、家屋及びその他の生活資産。
- 二 法により個人又は家族が所有する生産手段。
- 三 自営業者又は私営企業の合法的財産。
- 四 個人が所有する株式、株券、債券及びその他の財産。

第九三条① この法律において「公務員」とは*、国家機関において公務に従事する者をいう。

② 国有会社、国有企业、事業体又は人民団体において公務に従事する者、国家機関、国有会社、国有企业又は事業体が非国有会社、企業、事業体又は社会団体に派遣されて公務に従事する者、及びその他の法律に基づいて公務に従事する者は、公務員とする。

* 中国では、国家公務員と地方公務員との区別はない。「公務員〔国家工作人員〕」は国家機関公務員〔国家機関工作人員〕と公務に従事する人員とを含む。

第九四条 この法律において「司法要員」とは、捜査、検察、裁判及び刑務の職務を持つ職員をいう。

第九五条 この法律において「重い傷害」とは、次の各号に掲げる一つにあたる傷害をいう。

- 一 人の身体障害を生じさせ、又は人の容貌を毀損したこと。
- 二 人の聴覚、視覚又はその他の器官の機能を失わせたこと。
- 三 その他身体健康に対する重い傷害。

第九六条 この法律において「国家规定違反」とは、全国人民代表大会及びその常務委員会が制定した法律及び決定、並びに国务院が制定した行政法規、その規定した行政措置、その発布した決定及び命令に違反したことをいう。

第九七条 この法律において「首謀者」とは、犯罪集団又は多衆集合による犯罪において、組織者、画策者又は指揮者の役割を果たした犯罪者をいう。

第九八条 この法律において「告訴を待つて処理する」とは、被害者の告訴を待つて処理することをいう。被害者が強制、威嚇を受けて告訴することができない場合は、人民検察院及び被害者の近親者も告訴することができる。

第九九条 この法律において「以上」、「以下」、「以内」とは、その数自体を含む。

第一〇〇条 法により刑事処分に処せられた者は、徴兵又は就職のとき、関係する組織体に自己の刑事処分を受けたことをありのままに報告しなければならない、これを隠してはならない。

第一〇一条 この法律の総則は、他の刑罰規定がある法律に適用する。ただし、他の法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

第二編 各 則

第一章 国家の安全に危害を及ぼす罪

第一〇二条① 外国と通謀して中華人民共和国の主権、領土の保全及び安全に危害を及ぼした者は、無期懲役又は十年以上の懲役に処する。

② 境外の機構^{*}、組織又は個人と通謀して前項の罪を犯したときは、前項の規定により処罰する。

^{*}「境外」は外国のほか、台湾、香港及びマカオの地区を含む。

第一〇三条① 国家を分裂し若しくは国家の統一を破壊することを組織し、計画し、若しくは実施した首謀者又は罪の重い者は、無期懲役又は十年以上の懲役に処する。積極的に参加した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。その他の参加者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

② 国家の分裂をせん動し、国家の統一を破壊した者は、五年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。その首謀者又は罪の重い者は、五年以上の懲役に処する。

第一〇四条① 武装反乱若しくは武装暴動を組織し、計画し若しくは実施した首謀者又は罪の重い者は、無期懲役又は十年以上の懲役に処する。積極的に参加した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。その他の参加者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

② 国家機関公務員、武装部隊の人員、人民警察若しくは民兵に働きかけ、これらの者を脅迫し、勧誘し又は買収して、武装反乱又は武装暴動を行わせた場合は、前項の規定に従って重く処罰する。

第一〇五条① 国家政権又は社会主義制度を転覆することを組織し、計画し、若しくは実施した首謀者又は罪の重い者は、無期懲役又は十年以上の懲役に処する。積極的に参加した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。その他の参加者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

② 風説の流風、誹謗又はその他の方法で、国家政権又は社会主義制度を転覆することをせん動した者は、五年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。その首謀者又は罪の重い者は、五年以上の懲役に処する。

第一〇六条 境外の機構、組織又は個人と通謀して第一〇三条ないし第一〇五条に規定する罪を犯したときは、各本条の規定に従って重く処罰する。

第一〇七条 境外内の機構、組織又は個人が境内の組織又は個人に資金を援助して、第一〇二条ないし第一〇五条に規定する罪を犯した場合は、その直接責任者は、五年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重い場合は、五年以上の懲役に処する。

第一〇八条 裏切って敵に投降した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。その情状が重い、又は武装部隊の人員、人民警察若しくは民兵を率いて裏切って敵に投降した者は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

第一〇九条① 国家机关公務員が公務を執行するに際して、無断で職場を離れ、境外に逃亡し又は境外で逃亡して、中華人民共和国の国家安全に危害を及ぼした場合は、五年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重いときは、五年以上十年以下の懲役に処する。

② 国家の秘密を把握している公務員が前項の罪を犯したときは、前項の規定に従って重く処罰する。

第一〇条 次の各号に掲げるスパイ行為の一つがあり、国家の安全に危害を及ぼしたときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。情状が比較的軽いときは、三年以上十年以下の懲役に処する。

一 スパイ組織に参加し、スパイ組織及び代理人から任務を引き受けたとき。

二 敵に空襲の目標を指示したとき。

第一一条 境外の機構、組織若しくは人員のために、国家の秘密若しくは情報を窃取し、探索し、買収し又は不法に提供した者は、五年以上十年以下の懲役に処する。情状が特に重い場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。その情状が比較的軽い場合は、五年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第十二条 戦時中、敵に武器装備又は軍用物資を提供して敵を援助した者は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。情状が比較的軽い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第十三条① 本章の上述の国家の安全に危害を及ぼす罪のうち、第一〇三条第二項、第一〇五条、第一〇七条及び第一〇九条を除いて、国家又は人民に与えた危害が特に重い、又は情状が特に悪質な場合は、死刑に処することができる。

② 本章の罪を犯したときは、財産の没収を併科することができる。

第二章 公共の安全に危害を及ぼす罪

第十四条 放火、溢水、爆発、毒物投与又はその他危険な方法で、工場、鉱山、油田、港湾、河川、水源、倉庫、住宅、森林、農場、脱穀場、牧場、重要なパイプライン、公共建築物又はその他公私の財産を破壊した者は、公共の安全に危害を及ぼしながらも、重大な結果を生じさせなかった場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第十五条① 放火、溢水、爆発、毒物投与又はその他の危険な方法で、人に重い傷害を負わせ若しくは死亡させ、又は公私の財産に重大な損害を与えた者は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

② 過失により前項の罪を犯した者は、三年以上七年以下の懲役に処する。その情状が比較的軽い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第十六条 汽車、自動車、電車、船舶又は航空機を破壊した者は、汽車、自動車、電車、船舶若しくは航空機に転覆し、又は損壊するに足る危険を生じさせながら、重

大な結果を生じさせなかった場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第一一七条 軌道、橋梁、トンネル、道路、空港、水路、灯台若しくは標識を破壊し、又はその他の破壊活動をした者は、汽車、自動車、電車、船舶若しくは航空機に転覆し又は損壊するに足りる危険を生じさせながらも、重大な結果を生じさせなかった場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第一一八条 電力、燃料又はその他の燃えやすく爆発しやすい設備を破壊した者は、公共の安全に危害を及ぼしながらも、重大な結果を生じさせなかった場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第一一九条① 交通手段、交通施設、電力設備、燃料設備、又は燃えやすく爆発しやすい設備を破壊した者は、重大な結果を生じさせた場合は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

② 過失により前項の罪を犯した者は、三年以上七年以下の懲役に処する。情状が比較的軽い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第一二〇条① テロ活動の組織を組織し、指導し、又は積極的に参加した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。その他の参加者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

② 前項の罪を犯すほか、殺人、爆発、身代金略取等の罪を犯した場合は、併合罪の規定により処罰する。

第一二一条 暴力、脅迫又はその他の方法で、航空機をハイジャックした者は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、人に重い傷害を負わせ若しくは死亡させ、又は航空機を著しく破壊した場合は、死刑に処する。

第一二二条 暴力、脅迫又はその他の方法で、船舶又は自動車を強取した者は、五年以上十年以下の懲役に処する。重い結果を生じさせた場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

第一二三条 飛行中の航空機内の者に暴力を加えた者は、飛行の安全を妨害しながらも、重い結果を生じさせなかった場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。重い結果を生じさせた場合は、五年以上の懲役に処する。

第一二四条① ラジオ若しくはテレビの放送施設又は公共の通信施設を破壊した者は、公共の安全に危害を及ぼした場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。重い結果を生じさせた場合は、七年以上の懲役に処する。

② 過失により前項の罪を犯した場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。情状が比較的軽い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第一二五条① 銃器、弾薬又は爆発物を不法に製造し、売買し、輸送し、郵送し又は貯蔵した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。情状が重い場合は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

② 不法に核材料を売買し又は輸送した場合は、前項の規定により処罰する。

③ 組織体が前二項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、第一項の規定により処罰する。

第一二六条 法により指定され若しくは確定された銃器の製造企業又は販売企業が、銃

銃器の管理規定に違反して、次の各号に掲げる行為の一つがあるときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下懲役に処する。情状が重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、その情状が特に重い場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

- 一 不法販売の目的で、限定された製造数量を超え、又は規定された品種によらずに銃器を製造し又は販売したとき。
- 二 不法販売の目的で、無番号、重複番号又は偽番号の銃器を製造したとき。
- 三 銃器を不法に販売し、又は輸出するために製造された銃器を境内で販売したとき。

第一二七条① 銃器、弾薬若しくは爆発物を窃取し又は強取した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。その情状が重い場合は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

② 銃器、弾薬若しくは爆発物を強取し、又は国家機関、軍人、警察若しくは民兵の銃器、弾薬若しくは爆発物を窃取し又は強取した者は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第一二八条① 銃器の管理規定に違反して、銃器若しくは弾薬を不法に所持し又は隠匿した者は、三年以下懲役、拘留又は管制に処する。情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

② 法により公務用銃器を携帯する人員が、銃器を不法に貸出し又は賃貸した場合は、前項の規定により処する。

③ 法により銃器を携帯する人員が、銃器を不法に貸出し又は賃貸して重大な結果を生じさせた場合は、第一項の規定により処する。

④ 組織体が第二項又は第三項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、第一項の規定により処する。

第一二九条 法により公務用銃器を携帯する人員が、銃器を紛失して速やかに報告せず、重大な結果を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第一三〇条 銃器、弾薬、規制された刀剣、又は爆発性、可燃性、放射性、有毒性若しくは腐蝕性の物品を不法に携帯して、公共の場所若しくは公共の交通機関に立ち入った者は、公共の安全に危害を及ぼし、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

第一三一条 航空関係者が規則又は制度に違反して重大な航空事故を引き起こし、重大な結果を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。航空機を墜落させ、又は人を死亡させた場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第一三二条 鉄道職員が規則又は制度に違反して鉄道交通事故を引き起こし、重い結果を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。特に重い結果を生じさせた場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第一三三条 交通運輸管理法規に違反して重大な事故を引き起こし、人に重い傷害を負わせ若しくは死亡させ、又は公私の財産に重大な損害を与えた者は、三年以下の懲役

又は拘留に処する。交通事故を引き起こした後逃走し、又はその他の特に悪質な情状がある場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。逃走によって人を死亡させた場合は、七年以上の懲役に処する。

第一三四条 工場、鉱山、営林場、建築企業、又はその他企業若しくは事業体の従業員が、管理に服さず又は作業の規則若しくは制度に違反した場合、又は規則に背いた危険な作業を他の従業員に強制的に行わせた場合は、重大な死傷事故又はその他の重大な結果を生じさせたときは、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が特に悪質なときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第一三五条 工場、鉱山、営林場、建築企業又はその他の企業若しくは事業体の労働安全設備が国家の規定に適合せず、関係部門又は当該組織体の従業員が指摘したにもかかわらず、潜在的な事故に対し防止措置を取らず、そのために重大な死傷事故又はその他の重大な結果を生じさせた場合は、直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が特に重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第一三六条 爆発性、可燃性、放射性、有毒性又は腐蝕性の物品の管理規定に違反して、生産、貯蔵、輸送又は使用の過程において重大な事故を引き起こし、重大な結果を生じさせた者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。その結果が特に重大なときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第一三七条 建設企業、設計企業、施工企業又は工事監督企業が国家の規定に違反して、工事品質の標準を下げて、重大な事故を引き起こした場合は、その直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。その結果が特に重いときは、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第一三八条 校舎又は教育施設が危険であることを知りながら、事故防止の措置を取らず又は速やかに報告せず、重大な死傷事故を生じさせた場合は、その直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。その結果が特に重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第一三九条 消防管理法規に違反して、消防監督部門が通知した改善措置を執行せず、重大な結果を生じさせた場合は、その直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。その結果が特に重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第三章 社会主義市場経済の秩序を破壊する罪

第一節 偽物及び不良商品を生産し又は販売する罪

第一四〇条 生産者又は販売者が、製品の内に不純物若しくは偽物を混入して、偽物を本物と偽称し、劣等品を良品と偽称し、又は不合格の製品を合格品と偽った場合は、売上金額が五十万元以上二十万元未満であるときは、二年以下の懲役又は拘留に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科し又は単科する。売上金額が二十万元以上五十万元以下であるときは、二年以上七年以下の懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科する。売上金額が五十万元以上二百万元以下であるときは、

七年以上の懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科する。売上金額が二百万元以上であるときは、十五年の懲役又は無期懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一四一条① 偽の薬品を生産し又は販売した者は、人の健康に重大な危害を及ぼす十分な危険を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科し又は単科する。人の健康に重大な危険を生じさせた場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科する。人を死亡させ、又はその他の人の健康に特に重大な危険を生じさせた場合は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

② 本条において「偽の薬品」とは、「中華人民共和國薬品管理法」に規定する偽の薬品、並びに偽の薬品として処理する薬品及び非薬品をいう。

第一四二条① 劣等の薬品を生産し又は販売した者が、人の健康に重大な危険を生じさせた場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科する。その結果が特に重いときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

② 本条において「劣等の薬品」とは、「中華人民共和國薬品管理法」において劣等の薬品に規定する薬品をいう。

第一四三条 衛生標準に適合しない食品を生産し又は販売した者は、重大な食中毒事故又はその他の食源性疾病を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科し又は単科する。人の健康に重大な危険を生じさせた場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科する。その結果が特に重い場合は、七年以上の懲役又は無期懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一四四条 生産し又は販売した食品の内に有毒若しくは有害の非食品原料を混入した者、又は有毒若しくは有害の非食品原料を混入したことを知りながらこれを販売した者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科し又は単科する。重大な食中毒事故又はその他重い食源性疾病を引き起こして、人の健康に重大な危険を生じさせた場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科する。人を死亡させ、又はその他の人の健康に特に重大な危険を生じさせた場合は、第一四一条の規定により処罰する。

第一四五条 人の健康を保障する国家標準若しくは業界標準に適合しない医療器具若しくは医療用衛生材料を生産した者、又は人の健康を保障する国家標準若しくは業界標準に適合しない医療器具若しくは医療用衛生材料であることを知りながらこれらを販売した者は、人の健康に重大な危害を及ぼした場合は、五年以下の懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科する。その結果が特に重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科し、そのうち、情状が特に悪質な場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一四六条 人身若しくは財産の安全を保障する国家標準又は業界標準に適合しない電気、压力容器、燃えやすく爆発しやすい製品、若しくは人身若しくは財産の安全を保障する国家標準若しくは業界標準に適合しないその他製品を生産した者、又は以上の人身若しくは財産の安全を保障する国家標準若しくは業界標準に適合しない製品であることを知りながらこれらを販売した者は、重大な結果を生じさせた場合は、五年以下の懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科する。その結果が特に重い場合は、五年以上懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科する。

第一四七条 偽の農薬、偽の獣薬若しくは偽の化学肥料を生産した者、偽物又は効能を失った農薬、獣薬、化学肥料若しくは種子であることを知りながらこれを販売した者、又は不合格の農薬、獣薬、化学肥料若しくは種子を合格の農薬、獣薬、化学肥料若しくは種子と偽称した生産者若しくは販売者は、生産に比較的大きな損失を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科し又は単科する。生産に重大な損失を与えた場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科する。生産に特に重大な損失を与えた場合は、七年以上の懲役又は無期懲役に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一四八条 衛生標準に適合しない化粧品を生産した者、又は衛生標準に適合しない化粧品であることを知りながらこれを販売した者は、重い結果を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、売上金額の五十％以上二倍以下の罰金を併科し又は単科する。

第一四九条① 第一四一条ないし第一四八条に規定する製品を生産し又は販売した者は、各本条に規定する犯罪を構成しないが、売上金額が五十万元以上である場合は、第一四〇条の規定により罪を確定し、処罰する*。

② 第一四一条ないし第一四八条に規定する製品を生産し又は販売した者は、各本条に規定する罪を構成するほか、第一四〇条に規定する罪を構成した場合は、重い刑を定める規定に従って罪を確定し、処罰する。

*「罪を確定し、処罰する〔定罪処罰〕」は、その条文に従って、罪名と法定刑とを適用することである。

第一五〇条 組織体が第一四〇条ないし第一四八条の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、各本条の規定により処罰する。

第二節 密輸の罪

第一五一条① 武器、弾薬、核材料又は偽造の通貨を密輸した者は、七年以上の懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が比較的軽い場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 国家が輸出を禁止する文物、金、銀若しくはその他の貴金属、又は国家が輸出入を禁止する貴重な動物及びその製品を密輸した者は、五年以上の懲役に処し、罰金を

併科する。情状が比較的軽い場合は、五年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

③ 国家が輸出入を禁止する珍貴な植物及びその製品を密輸した者は、五年以下の懲役に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が重い場合は、五年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

④ 第一項又は第二項の罪を犯した場合は、その情状が特に重いときは、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

⑤ 組織体が本条に規定する罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、本条各項の規定により処罰する。

第一五二条① 暴力又は伝播の目的で、猥褻の映画、録画テープ、録音テープ、図画、書籍若しくは雑誌、又はその他の猥褻物を密輸した者は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。その情状が比較的軽い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第一五三条① 第一五一条、第一五二条又は第三四七条に規定する以外の貨物又は物品を密輸した者は、情状の軽重に基づいて、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ処罰する。

一 貨物又は物品を密輸し、五十万元以上の納付すべき税金を脱税した場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、納付すべき脱税額の一倍以上五倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重い場合は、第一五一条第四項の規定により処罰する。

二 貨物又は物品を密輸し、十五万元以上五十万元未満の納付すべき税金を脱税した場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、納付すべき脱税額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。情状が特に重い場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、納付すべき脱税額の一倍以上五倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

三 貨物又は物品を密輸し、五万元以上十五元未満の納付すべき税金を脱税した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、納付すべき脱税額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。その情状が特に重い場合は、十年以上の懲役に処する。

③ 数回にわたって密輸しても処理を受けなかった者は、密輸の貨物又は物品の納付すべき脱税額を累計して処罰する。

第一五四条 次の各号に掲げる密輸の行為が、本節の規定に基づいて犯罪を構成した場合は、第一五三条の規定により罪を確定し、処罰する。

一 税関の許可を経ず、且つ、納付すべき税額を納入せずに、批准された対外委託加

工、対外委託組立又は補充貿易による原料、部品、製品又は設備等の保税貨物*を無断で境内で販売して、暴利を獲得したこと。

二 税関の許可を経ず、且つ、納付すべき税額を納入せず、特定の減税若しくは免税の輸入の貨物又は物品を無断で境内で販売して、暴利を獲得したこと。

*「保税貨物」とは、税関で関税の納税手続を取り扱うことなく、境内で貯蔵し、加工し、又は組み立てた後、更に輸出する貨物をいう。

第一五五条 次の各号に掲げる行為は、密輸罪とし、本節の関係規定により処罰する。

一 不法に密輸者から国家が輸入を禁止する物品を直接に購入し、又は密輸者から密輸入のその他の貨物若しくは物品を直接に購入し、その数量が比較的多いもの。

二 内海、領海で、国家が輸出入を禁止する貨物若しくは物品を輸送し、購入し又は販売した場合、又は国家が輸出入を制限する貨物若しくは物品を輸送し、購入し又は販売した場合、その数量が比較的多く、合法的証明書がないもの。

三 税関の取り締りを回避して境外の固体廃棄物を境内に輸送したもの。

第一五六条 密輸犯罪者と通謀して、その者のために融資、資金、口座番号、領収書若しくは証明書を提供した者、又はその者のために輸送、保管、郵便若しくはその他の便宜を提供した者は、密輸罪の共犯とする。

第一五七条① 武装をもって密輸を護送した場合は、第一五一条第一項又は第四項の規定に基づいて、重く処罰する。

② 暴力又は脅迫の方法で、密輸の取り締りに抵抗した場合は、密輸罪と第二七七条の国家機関公務員の職務執行を妨害する罪の規定により、併合罪として処罰する。

第三節 会社及び企業の管理の秩序を妨害する罪

第一五八条① 会社登記を申請するに際して、虚構の証明文書の使用又はその他の詐欺の手段で、会社登録の主管部門を欺罔して登録の資本を虚構し、会社の登録を騙取した者は、虚構した登録の資本が巨額で、結果が重いか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、虚構した登録の資本の-%以上五-%以下の罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第一五九条① 会社の発起人又は株主が、会社法の規定に違反して、通貨若しくは実物を交付せず、若しくは財産権を移転せずに出資を虚構した場合、又は会社の成立後出資を取り戻した場合は、その額が巨額で、結果が重く、又はその他の重い情状があるときは、五年以下の懲役又は拘留に処し、虚構した出資額又は取り戻した出資額の二-%以上十-%以下の罰金を併科し又は単科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第一六〇条① 株券募集説明書、株券購入認定説明書、社債募集規則において、重要な事実を隠すか又は重大な虚偽の内容を捏造して、株券又は社債を発行した者は、その金額が巨額で、結果が重く、又はその他の重い情状がある場合は、五年以下の懲役又

は拘留に処し、不法集金額の一年以上五％以下の罰金を併科し単科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第一六一条 会社が、株主及び一般の公衆に対し重要な事実を隠蔽するか又は虚偽の財務会計報告を提供して、株主若しくはその他の人の利益に重大な損害を与えた場合は、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科し又は単科する。

第一六二条 会社又は企業が、清算するに当たって、財産を隠し、資産負債表若しくは財産目録に虚偽の記載をし、又は債務を決済するまでに会社若しくは企業の財産を分配した場合、債権者又はその他の人の利益に重大な損害を与えたときは、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科し又は単科する。

第一六三条① 会社又は企業の職員が、職務上の立場を利用して、他人の財物を要求し又は他人の財物を不法に收受して他人のために利益を図り、その金額が比較的多額な場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。その金額が巨額である場合は、五年以上の懲役に処し、財産の没収を併科することができる。

② 会社又は企業の職員が、経済活動において、国家の規定に違反して、各種の名目で割り戻し金又は手数料を收受して着服した場合は、前項の規定により処罰する。

③ 国有会社若しくは国有企業で公務に従事する職員、又は国有会社若しくは国有企業から非国有会社若しくは企業に派遣されて公務に従事する人員は、前二項の行為がある場合は、第三八五条又は第三八六条の規定により罪を確定し、処罰する。

第一六四条① 不正な利益を図るために、会社又は企業の職員に財物を供与した者は、その額が比較的多額である場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。その額が巨額である場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

③ 贈賄者が訴追を受ける前に贈賄行為を自白した場合は、その刑を減輕し又は免除することができる。

第一六五条 国有会社若しくは国有企業の取締役又は社長は、職務上の立場を利用して、勤めている会社若しくは企業と同一種類の業務を自己で経営するか、又は他人のために経営した場合に不法な利益を獲得し、その金額が巨額であるときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。その金額が特に巨額であるときは、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第一六六条 国有会社、国有企業又は事業体の職員は、職務上の立場を利用して、次の各号に掲げる事情の一つがあり、国家の利益に重大な損失を与えた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。国家の利益に特に重大な損失を与えた場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

- 一 当該組織体の営利業務を自己の親戚又は友人に経営させたとき。
- 二 自己の親戚若しくは友人の経営する企業の価格が市場より高いことを知りながら

その商品を購入し、又は市場よりはるかに低い価格で自己の親戚若しくは友人が経営する企業にその商品を売り出したとき。

三 自己の親戚又は友人が経営する企業から不合格の商品を購入したとき。

第一六七条 国有会社、国有企業又は事業体に直接責任を負う主管人員が、契約の締結又は履行の過程において、職責を怠るために詐欺され、国家の利益に重大な損失を与えた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。国家の利益に特に重大な損失を与えたときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第一六八条 国有会社又は国有企業に直接責任を負う主管人員が、私利を図るために汚職し、国有会社若しくは国有企業に破産又は欠損を生じさせ、国家の利益に重大な損失を与えた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第一六九条 国有会社若しくは国有企業又はその上級の主管部門の直接責任を負う主管人員が、私利を図るために汚職し、国有資産を低い価格で株券に換算し、又は低い価格でこれを売り出し、国家の利益に重大な損失を与えた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。国家の利益に特に重大な損失を与えた場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第四節 金融管理の秩序を破壊する罪

第一七〇条 通貨を偽造した者は、三年以上十年以下の懲役に処し、五十万元以上五十万元以下の罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがある場合は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、五十万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

- 一 通貨偽造集団の首謀者である場合。
- 二 通貨偽造の額が特に巨額である場合。
- 三 その他特に重い情状がある場合。

第一七一条① 偽造の通貨を販売し若しくは購入し、又は偽造の通貨であることを知りながらこれを輸送した者は、その額が比較的多額である場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額である場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、五十万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額である場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五十万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

② 銀行又はその他の金融機関の職員が、偽造の通貨を買い入れ、又は職務上の立場を利用して偽造の通貨を通貨に兌換した場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。情状が比較的軽い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科し又は単科する。

③ 通貨を偽造するほか、偽造の通貨を販売し又は輸送した場合は、第一七〇条に従って、罪を確定し、重く処罰する。

第一七二条 偽造の通貨であることを知りながらこれを所持し又は使用した者は、その

額が比較的多額である場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科し又は単科する。その額が巨額である場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額である場合は、十年以上の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一七三条 通貨を変造した者は、その額が比較的多額である場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科し又は単科する。その額が巨額である場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。

第一七四条① 中国人民銀行の許可を経ず、商業銀行又はその他の金融機関を無断で設立した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科し又は単科する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。

② 商業銀行若しくはその他の金融機関の経営許可書を偽造し、変造し又は譲渡した者は、前項の規定により処罰する。

③ 組織体が前二項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、第一項の規定により処罰する。

第一七五条① 融資を移転して暴利を獲得する目的で、金融機関の融資を不正に獲得して、それを高利で他人に貸し出した者は、不法収益が比較的多額である場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、不法収益の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。その額が巨額である場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、不法収益の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第一七六条① 公衆の預金を不法に集金し、又はそれと準ずる方法で公衆の預金を集金した者は、金融の秩序を妨害した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科し又は単科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第一七七条① 次の各号に掲げる事情の一つがあり、金融証券を偽造し又は変造した者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科し又は単科する。情状が重いつきは、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その情状が特に重い場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

一 為替手形、約束手形若しくは小切手を偽造し又は変造したとき。

二 決済委託証書、為替証書、銀行預金証書等の銀行決済証書を偽造し又は変造したとき。

三 信用証書又は附属明細書若しくは文書を偽造し、又は変造したとき。

四 クレジットカードを偽造したとき。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第一七八条① 国債若しくは国家が発行したその他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、その額が比較的多額である場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科し又は単科する。その額が巨額である場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、五十万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額である場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五十万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

② 株券若しくは社債を偽造し又は変造した者は、その額が比較的多額である場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科し又は単科する。その額が巨額である場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。

③ 組織体が前二項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前二項の規定により処罰する。

第一七九条① 国家関係主管部門の承認を経ず、株券又は社債を無断で発行した者は、その額が巨額で、結果が重いか、又はその他の重い情状がある場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、不法集金額の％以上五％以下の罰金を併科し又は単科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第一八〇条① 証券取引の内部情報を知る者、又は証券取引の内部情報を不法に取得した者が、証券の発行、取り引き若しくはその他の証券価格に重大な影響を与える情報が公開されるまで、当該証券を購入し若しくは売り出し、又は当該情報を漏泄した場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、不法収益の一倍以上五倍以下の罰金を併科し又は単科する。情状が特に重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、不法収益の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

③ 内部情報の範囲は、法律又は行政法規の規定に基づいてこれを確定する。

④ 内部情報を知る者の範囲は、法律又は行政法規の規定に基づいてこれを確定する。

第一八一条① 証券取引に影響を与える虚偽の情報を捏造し、且つ、これを伝播させて、証券取引市場を妨害した者は、重い結果を生じさせた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科し又は単科する。

② 証券取引所若しくは証券会社の従業員、又は証券協会若しくは証券管理部門の職員が、虚偽の情報を故意に提供し、又は取り引きの記録を偽造し、変造し若しくは隠滅し、投資者を誘引して証券を売買させ、重い結果を生じさせた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科し又は単科する。その情状

が特に悪質な場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。

③ 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第一八二条① 次の各号に掲げる証券取引価格を操縦する行為の一つがあり、不当な利益を取得し、又はリスクを転嫁した者は、情状が重い場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、不法収益の一倍以上五倍以下の罰金を併科し又は単科する。

一 単独で又は他人と通謀して、資金若しくは株式を集中させ、又は情報を操作し、連携的又は連続的に売買することにより、証券取引価格を操縦したとき。

二 他人と通謀して、事前で約束した時間、価格又は方法で、証券を相互に取り引きし又は持っていない証券を相互に売買したことにより、証券取引の価格又はその出来高に影響を与えたとき。

三 自己を取引の対象として証券の所有権を移転しないで自己売買を行い、証券取引の価格又はその出来高に影響を与えたとき。

四 その他の方法で証券取引の価格を操縦したとき。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第一八三条① 保険会社の職員が、職務上の立場を利用して、発生したことのない保険事故を故意に捏造し、虚偽の賠償金を支払うことによって、騙取した保険金を着服した場合は、第二七一条の規定により罪を確定し、処罰する。

② 国有保険会社の職員、又は国有保険会社から非国有保険会社に派遣されて公務に従事する人員は、前項の行為を行った場合は、第三八二条又は第三八三条の規定により罪を確定し、処罰する。

第一八四条① 銀行又はその他の金融機関の職員が、金融の業務において、他人の財物を要求し若しくは收受して、他人のために利益を図った場合、又は国家の規定に違反し、各種の名目で割り戻し金若しくは手数料を收受して着服した場合は、第一六三条の規定により罪を確定し、処罰する。

② 国有金融機関の職員、又は国有金融機関から非国有金融機関に派遣されて公務に従事する人員が、前項の行為を行った場合は、第三八五条又は第三八六条の規定により罪を確定し、処罰する。

第一八五条① 銀行又はその他の金融機関の職員が、職務上の立場を利用して、当該組織体又は顧客の資金を流用した場合は、第二七二条の規定により罪を確定し、処罰する。

② 国有金融機関の職員、又は国有金融機関から非国有金融機関に派遣されて公務に従事する人員が、前項の行為を行った場合は、第三八四条の規定により罪を確定し、処罰する。

第一八六条① 銀行又はその他の金融機関の職員が、法律又は行政法規の規定に違反して、関係人に信用融資を貸し出した場合、又は同一の担保融資の条件において関係人に対し他人より優遇してこれを貸し出した場合は、比較的重大な損害を生じさせたと

きは、五年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科する。重大な損害を生じさせたときは、五年以上の懲役に処し、二万元以上の二十万元以下の罰金を併科する。

② 銀行又はその他の金融機関の職員が、法律又は行政法規の規定に違反して、関係人以外の者に融資を貸し出し、重大な損失を生じさせた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科する。特に重大な損失を生じさせた場合は、五年以上の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。

③ 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前二項の規定により処罰する。

④ 関係人の範囲は、「中華人民共和国商業銀行法」及び関係する金融法規に基づいて確定する。

第一八七条① 銀行又はその他の金融機関の職員が、暴利の目的で、顧客の資金を収集しながら帳簿に記入しない方法を用いて、その資金を不法に分散して貸し出し、又は融資として貸し出し、重大な損失を生じさせた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。特に重大な損失を生じさせた場合は、五年以上懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第一八八条① 銀行又はその他の金融機関の職員が、規定に違反して、他人のために信用証書又はその他の信用保証証書、手形、預金証書若しくは資産信用証明を振り出して、比較的重大な損失を生じさせた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。重大な損失を生じさせた場合は、五年以上の懲役に処する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第一八九条① 銀行又はその他の金融機関の職員が、手形の業務を行うに当たって、手形法の規定に違反する手形に対して支払いし、その手形で支払い、又はその手形を保証し、重大な損失を生じさせた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、特に重大な損失を生じさせた場合は、五年以上の懲役に処する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第一九〇条 国有会社、国有企业又はその他の国有組織体は、国家の規定に違反して外国為替を境外に無断で預金し、又は境内の外国為替を不法に境外に移転し、その情状が重い場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第一九一条① 麻薬犯罪、黒社会的な組織犯罪又は密輸犯罪から得た不法な収益及びその果実であることを知りながら、その由来及び性質を隠蔽し又は隠匿した者は、次の各号に掲げる行為の一つがある場合は、これらの犯罪による不法な収益及びその果実を没収して、五年以下の懲役又は拘留に処し、資金洗浄金額の五%以上二十%以下の罰金を併科し又は単科する。情状が重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、資

金洗浄金額の五％以上二十％以下の罰金を併科する。

- 一 資金の預金口座を提供したとき。
- 二 財産を現金又は金融証書に兌換することに協力したとき。
- 三 振り込み又はその他の決済の方式を通じて資金の移転に協力したとき。
- 四 資金を境外に送金することに協力したとき。
- 五 その他の方法で、犯罪による不法な収益及びその果実の性質と由来を隠蔽し又は隠匿したとき。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第五節 金融詐欺の罪

第一九二条 不法領得の目的で、詐欺の方法により不法に集金した者は、その額が比較的多額である場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一九三条 次の各号に掲げる事情の一つがあり、不法領得の目的で、詐欺の方法により銀行又はその他の金融機関から融資を受けた者は、その額が比較的多額である場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

- 一 資金又はプロジェクト等を導入する理由を捏造したとき。
- 二 虚偽の経済契約を使用したとき。
- 三 虚偽の証明文書を使用したとき。
- 四 虚偽の財産権証明を担保として使用し、又は抵当物の価値を超えて重複の担保をしたとき。
- 五 その他の方法で融資を騙取したとき。

第一九四条① 次の各号に掲げる事情の一つがあり、金融証書に関する詐欺的行為を行った者は、その額が比較的多額である場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

- 一 偽造若しくは変造された為替手形、約束手形又は小切手であることを知りながらこれを使用したとき。

- 二 無効にした為替手形、約束手形又は小切手であることを知りながらこれを使用したとき。
- 三 他人の為替手形、約束手形又は小切手を冒用したとき。
- 四 不渡り手形又は届け出の印鑑と相異なる小切手を振り出して財物を騙取したとき。
- 五 為替手形又は約束手形の振出人が、資金担保のない為替手形若しくは約束手形を振り出し又は振り出すに当たって虚偽の記載をして、財物を騙取したとき。
- ② 偽造又は変造された決済委託支払い証書、為替証書、銀行預金証書等の銀行決済証書を使用した場合は、前項の規定により処罰する。

第一九五条 次の各号に掲げる事情の一つがあり、信用証書に関する詐欺行為を行った者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

- 一 偽造若しくは変造された信用証書、又は付属する証書若しくは文書を使用したとき。
- 二 無効の信用証書を使用したとき。
- 三 信用証書を騙取したとき。
- 四 その他の方法で、信用証書に関する詐欺行為を行ったとき。

第一九六条① 次の各号に掲げる事情の一つがあり、クレジットカードに関する詐欺的行為を行った者は、その額が比較的多額である場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

- 一 偽造のクレジットカードを使用したとき。
- 二 無効のクレジットカードを使用したとき。
- 三 他人のクレジットカードを偽称してこれを使用したとき。
- 四 悪意的当座貸越をしたとき。
- ② 前項において「悪意的当座貸越」とは、クレジットカード所持者が、不法領得の目的で、規定された金額又は期限を超過して当座貸越をし、且つ、クレジットカードを発行する銀行が催促しても、なおこれを返還しない行為をいう。
- ③ クレジットカードを窃取し、これを使用した場合は、第二六四条の規定により罪を確定し、処罰する。

第一九七条 偽造し若しくは変造した国債又は国家が発行したその他の有価証券を使用して、詐欺的行為を行った者は、その額が比較的多額である場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額である

か、又はその他の重い情状がある場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第一九八条① 次の各号に掲げる事情の一つがあり、保険に関する詐欺行為を行った者は、その額が比較的多額である場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、その他の重い情状がある場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

- 一 保険加入者が、保険金額を故意に虚構して保険金を騙取したとき。
- 二 保険加入者、被保険者又は受益者が、発生した保険事故について虚偽の原因を捏造し、又は損失の程度を誇大にして、保険金を騙取したとき。
- 三 保険加入者、被保険者又は受益者が、発生したことのない保険事故を捏造して保険金を騙取したとき。
- 四 保険加入者又は被保険者が、財産的損失を伴う保険事故を故意に引き起こして保険金を騙取したとき。
- 五 保険加入者又は受益者が、故意に被保険者に死亡、身体障害又は疾病をさせ、保険金を騙取したとき。
- ② 前項第四号又は第五号に規定する行為を行うほか、その他の犯罪を構成した場合は、併合罪として処罰する。
- ③ 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、五年以上十年以下の懲役に処する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役に処する。
- ④ 保険事故の鑑定人、証人又は財産評価人は、虚偽の証明文書を故意に提出し、他人が詐欺するための条件を提供した場合は、保険詐欺の共犯とする。

第一九九条 第一九二条、第一九四条又は第一九五条に規定する罪を犯した者は、その額が特に巨額で、且つ、国家又は人民の利益に特に重大な損失を与えた場合は、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

第二〇〇条 組織体が第一九二条、第一九四条又は第一九五条に規定する罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、五年以上十年以下の懲役に処する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

第六節 徴税の管理に危害を及ぼす罪

第二〇一条① 納税義務者は、帳簿若しくは財務会計文書を偽造し、変造し、隠匿し若しくは無断で毀損する手段、帳簿上に支出を過大若しくは過少に記入し又は何ら記入しない手段、又は税務機関の申告通知を受け取っても申告せず若しくは虚偽申告の手段により、税金を納付せず若しくは過少納付した場合、脱税額が納付すべき税額の十％以上三十％未満であるとともに、脱税額が一万元以上十万元未満であるとき、又は脱税したため税務機関が二回にわたって行政処罰を受けても脱税したときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、脱税額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。脱税額が納付すべき税額の三十％以上で、且つ、脱税額が十万元以上である場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、脱税額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。

② 代理徴収義務者は、前項に掲げる手段により、控除し若しくは徴収した税金を過少納付した場合、その額が納付すべき税額の十％以上で、且つ、その額が一万元以上であるときは、前項の規定により処罰する。

③ 前二項に規定する行為を数回行い、処理を受けなかった場合は、その額を累計して処罰する。

第二〇二条 暴力又は脅迫の方法で納税を拒否した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、拒否した納税額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、拒否した納税額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。

第二〇三条 納税義務者は、納付すべき税金を延納して、財産を移転し又は隠匿する手段で、税務機関による延納額の徴収を不可能にした場合、その額が一万元以上十万元未満であるときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、未納額の一倍以上五倍以下の罰金を併科し又は単科する。その額が十万元以上である場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、未納額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。

第二〇四条① 輸出を偽称し、又はその他の詐欺の手段で、国家から輸出後の払戻金を騙取した者は、その額が比較的多額である場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、騙取した税額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、騙取した税額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、騙取した税額の一倍以上五倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

② 納税義務者は、納税後、前項に規定する詐欺の手段で、納付した税金を騙取した場合は、第二〇一条の規定により罪を確定し、処罰する。騙取した税額が納付した税額を超過した場合は、前項の規定により処罰する。

第二〇五条① 付加価値税納税証書*を不正に作成し、又は輸出後の払戻金若しくは税金の控除に用いるその他の証書を不正に作成した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その税額が比較的多額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その税額が巨額であるか、又はその他の特に重い情状が

ある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

② 前項の国家の税金を騙取する行為を行った場合、その額が特に巨額で、情状が特に重く、国家の利益に特に重大な損害を与えたときは、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

③ 組織体为本条に規定する罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。不正に作成した証書の税額が比較的多額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。不正に作成した証書の税額が巨額であるか、又はその他の特に重い情状があるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

④ ここにおいて「付加価値税納税証書を不正に作成し、又は輸出後の払戻金若しくは税金の控除に用いるその他の証書を不正に作成した」とは、他人のために不正に作成し、自己のために不正に作成し、他人をして自己のために不正に作成させ、又は他人を紹介して不正に作成させた行為の一つをいう。

* 「付加価値税納税証書 [増殖税専用發票]」は、貨物又は勞務が負担する付加価値税額を記載する専用インボイスであり、このインボイスに記載する税額に基づいて、超過納税の部分を返還することができる。

第二〇六条① 付加価値税納税証書を偽造し、又は偽造の付加価値税納税証書を販売した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が比較的多額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

② 付加価値税納税証書を偽造し、これを販売した者は、その額が特に巨額で、情状が特に重く、経済秩序を著しく破壊した場合は、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

③ 組織体为本条に規定する罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。その額が比較的多額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

第二〇七条 付加価値税納税証書を不法に販売した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が比較的多額である場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額である場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第二〇八条① 付加価値税納税証書を不法に購入し、又は偽造の付加価値税納税証書を購入した者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科

し又は単科する。

② 付加価値税納税証書を不法に購入し、又は偽造の付加価値税納税証書を購入した後、それを不正に作成し又は販売した者は、第二〇五条ないし第二〇七条の規定により罪を確定し、処罰する。

第二〇九条① 輸出後の払戻金若しくは税金の控除に用いるその他の証書を偽造し若しくは無断で製造した者、又は偽造され若しくは無断で製造されたその証書を販売した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額である場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、五十万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額である場合は、七年以上の懲役に処し、五十万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

② 前項に規定する以外の納税証書を偽造し若しくは無断で製造し、又は偽造され若しくは無断で製造されたその証書を販売した者は、二年以下の懲役、拘留又は管制に処し、一万元以上五十万元以下の罰金を併科し又は単科する。情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、五十万元以上五十万元以下の罰金を併科する。

③ 輸出後の払戻金若しくは税金の控除に用いるその他の証書を不法に販売した者は、第一項の規定により処罰する。

④ 第三項に規定する以外の納税証書を不法に販売した者は、第二項の規定により処罰する。

第二一〇条① 付加価値税納税証書又は輸出後の払戻金若しくは税金の控除に用いるその他の証書を窃取した場合は、第二六四条の規定により罪を確定し、処罰する。

② 詐欺の手段を用いて、付加価値税納税証書、又は輸出後の払戻金若しくは税金の控除に用いるその他の証書を騙取した場合は、第二六六条の規定により罪を確定し、処罰する。

第二一一条 組織体が第二〇一条、第二〇三条、第二〇四条、第二〇七条ないし第二〇九条に規定する罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、各本条の規定により処罰する。

第二一二条 第二〇一条ないし第二〇五条に規定する罪を犯し、罰金又は財産の没収に処せられた場合は、その執行前に、税務機関は、税金及び騙取された輸出後の払戻金を追徴しなければならない。

第七節 知的財産権を侵害する罪

第二一三条 登録商標の所有者の許可を経ず、同一種類の商品にその登録商標と同様な商標を使用した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。その情状が特に重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第二一四条 盗用した登録商標を使用している商品であることを知りながらこれを販売した者は、売上金額が比較的多額である場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。売上金額が巨額である場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第二一五条 他人の登録商標若しくは標識を偽造し若しくは無断で製造した者、又は偽造若しくは無断で製造された登録商標若しくは標識を販売した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。その情状が特に重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第二一六条 他人の特許を盗用した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二一七条 営利の目的で、次の各号に掲げる著作権を侵害する事情の一つがあり、不法取得額が比較的多額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。不法取得額が巨額であるか、その他の特に重い情状がある場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

- 一 著作権者の許可を経ず、その文字作品、音楽、映画、テレビ、録画作品、電子計算機ソフトウェア又はその他の作品を複製して発行したとき。
- 二 他人が専有出版権を享有する図書を出版したとき。
- 三 録音若しくは録画の制作者の許可を経ず、その制作した録音録画を複製して発行したとき。
- 四 他人の署名を盗用する美術作品を制作し又は販売したとき。

第二一八条 営利の目的で、第二一七条に規定する権利侵害の複製品であることを知りながらこれを販売した者は、不法取得額が巨額である場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二一九条① 次の各号に掲げる商業秘密を侵害する行為の一つがあり、商業秘密の権利者に重大な損失を与えた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。特に重い結果を与えた場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

- 一 窃盗、誘引、脅迫又はその他の不正の手段で、権利者の商業秘密を獲得したとき。
- 二 前号の手段で獲得した権利者の商業秘密を開示し、使用し又は他人に使用させたとき。
- 三 約定に違反し、又は権利者の商業秘密を守る要求に違反し、その把握している商業秘密を開示し、使用し又は他人に使用させたとき。
- ② 前項に掲げる行為であることを知り、又は知ることはできた場合、他人の商業秘密を獲得し、使用し又は開示したときは、商業秘密の侵害とする。
- ③ 本条において「商業秘密」とは、公に知られておらず、権利者のために経済的利益を与えられ、実用性があり、且つ、権利者が秘密保護の措置を講じている技術的情報及び経営情報をいう。
- ④ 本条において「権利者」とは、商業秘密の所有者、及び商業秘密の所有者の許可を受けた商業秘密の使用者をいう。

第二二〇条 組織体が第二一三条ないし第二一九条に規定する罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、本節各本条の規定により処罰する。

第八節 市場の秩序を乱す罪

第二二一条 虚偽の事実を捏造して流布し、他人の商業信用又は商品名声を毀損した者は、他人に重大な損失を与え、又はその他の重い情状がある場合は、二年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二二二条 広告主、広告経営者又は広告発行者は、法律の規定に違反して、広告を利用して商品又はサービスに虚偽の宣伝をし、情状が重い場合は、二年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二二三条① 入札者が相互に通謀し、入札価格を談合して、発注者又はその他の入札者の利益を侵害し、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。

② 入札者が発注者と通謀して、国家、集団又は公民の合法的利益を侵害した場合は、前項の規定により処罰する。

第二二四条 次の各号に掲げる事情の一つがあり、不法領得の目的で、契約の締結又は履行の過程において、相手方当事者の財産を騙取した者は、その額が比較的多額である場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

一 虚構の組織体又は他人の名義を冒用して契約を締結したとき。

二 偽造、変造若しくは無効の手形、又はその他の虚偽の財産権証明書を担保としたとき。

三 実際の履行能力がないにもかかわらず、少額契約又は契約の一部をまず履行する方法で、相手方当事者を誘惑し騙して契約の締結又は履行を継続させたとき。

四 相手方当事者から貨物、融資、前金又は担保の財産を収受した後持ち逃げしたとき。

五 その他の方法で、相手方当事者の財物を騙取したとき。

第二二五条 国家の規定に違反して、次の各号に掲げる不法な経営行為があり、市場の秩序を妨害した者は、情状が重い場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、不法収益の一倍以上五倍以下の罰金を併科し又は単科する。その情状が特に重い場合は、五年以上の懲役に処し、不法収益の一倍以上五倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。

一 許可を経ず、法律又は行政法規が規定する独占経営若しくは専売の物品、又はその他の売買制限物品を取り引きしたとき。

二 輸出入許可書、輸出入原産地証明書、又はその他の法律若しくは行政法規が規定する経営許可書若しくは許可文書を売買したとき。

三 市場の秩序を著しく妨害するその他の不法な経営行為を行ったとき。

第二二六条 暴力若しくは脅迫の手段で強制的に商品を売買させ、他人にサービスを提供させ、又は他人にサービスを受け入れさせた者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二二七条① 乗車券、乗船券、郵便切手若しくはその他の有価切符を偽造した者、又は偽造の有価切符を販売した者は、切符の価格が比較的多額である場合は、二年以下の懲役、拘留又は管制に処し、切符価格の一倍以上五倍以下の罰金を併科し又は単科する。切符の価格が巨額である場合は、二年以上七年以下の懲役に処し、切符価格の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。

② 乗車券又は乗船券をやみで販売した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、切符価格の一倍以上五倍以下の罰金を併科し又は単科する。

第二二八条 暴利の目的で、土地管理法規に違反して不法に土地使用権を譲渡し、又は転売した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、不法に譲渡し又は転売した土地使用権の価格の五％以上二十％以下の罰金を併科し又は単科する。情状が特に重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、不法に譲渡し又は転売した土地使用権の価格の五％以上二十％以下の罰金を併科する。

第二二九条① 資産の評価、資金の確認、資金証明文書の確認、会計、会計監査、又は法律サービス等の職務を担当する仲介組織の職員は、虚偽の証明文書を故意に提供し、情状が重い場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。

② 前項に規定する職員は、他人に財物を要求し又はこれを不法に収受し、前項の罪を犯した場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

③ 第一項に規定する職員は、職責を怠ったことにより、発行した証明文書が重大な不実の記載にあり、重い結果を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二三〇条 輸出入商品検査法の規定に違反して、商品の検査を回避し、商品検査機構の検査を受けるべき輸入商品を申告しないで検査を受けずにこれを無断で販売し若しくは使用した者、又は商品検査機構の検査を受けるべき輸出商品を申告しないで合格の検査を受けずにこれを無断で輸出した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二三一条 組織体が第二二一条ないし第二三〇条に規定する罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、本節各本条の規定により処罰する。

第四章 公民の人身の権利及び民主的 権利を侵害する罪

第二三二条 故意に人を殺した者は、死刑、無期懲役又は十年以上の懲役に処する。情状が軽い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第二三三条 過失により人を死亡させた者は、三年以上七年以下の懲役に処する。情状が比較的軽い場合は、三年以下の懲役に処する。この法律に特別の規定がある場合は、その規定による。

第二三四条① 故意に人の身体を傷害した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

② 前項の罪を犯し、人に重い傷害を負わせた場合は、三年以上十年以下の懲役に処

する。人を死亡させ、又は特に残虐の手段で人に重い傷害を負わせ重い身体障害を与えた場合は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。この法律に特別の規定がある場合は、その規定による。

第二三五条 過失により人に重い傷害を負わせた者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。この法律に特別に規定がある場合は、その規定による。

第二三六条① 暴力、脅迫又はその他の手段で女子を姦淫した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。

② 十四歳未満の幼女を姦淫したときは、強姦罪とし、重く処罰する。

③ 女子又は幼女を姦淫した場合は、次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

一 女子又は幼女を姦淫し、その情状が悪質であるとき。

二 数人の女子を強姦し、又は数人の幼女を姦淫したとき。

三 公共の場所で女子を公然と姦淫したとき。

四 二人以上で輪姦したとき。

五 被害者を死亡させ若しくは重い傷害を負わせ、又はその他の重い結果を生じさせたとき。

第二三七条① 暴力、脅迫又はその他の方法で、女子に強制的に猥褻の行為を行い、又は女子を侮辱した者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

② 多衆集合し又は公共の場所で前項の罪を公然と犯したときは、五年以上の懲役に処する。

③ 児童に猥褻な行為を行ったときは、前二項の規定に従って重く処罰する。

第二三八条① 不法に人を監禁し、又はその他の方法で人の人身の自由を剥奪した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。殴打若しくは侮辱の情状がある場合は、重く処断する。

② 前項の罪を犯し、人に重い傷害を負わせたときは、三年以上十年以下の懲役に処する。人を死亡させたときは、十年以上の懲役に処する。暴力を使用して人に傷害を負わせ、重い身体障害を与え、又は死亡させたときは、第二三四条又は第二三二条の規定により罪を確定し、処罰する。

③ 債務を履行させるために、不法に他人の身柄を拘束し、又は監禁した場合は、前二項の規定により処罰する。

④ 国家機関公務員が職務上の立場を利用して、前三項の罪を犯した場合は、前三項の規定に従って重く処罰する。

第二三九条① 財物を交付させる目的で人を略取した者、又は人を略取して人質とした者は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。略取された者を死亡させ、又は殺害した者は、死刑に処し、財産の没収を併科する。

② 財物を交付させる目的で、嬰兒若しくは幼児を窃取した場合は、前項の規定により処罰する。

第二四〇条① 女子又は児童を誘拐して売った者は、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがある場合は、十年以上の懲役又は無

期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。その情状が特に重い場合は、死刑に処し、財産の没収を併科する。

- 一 女子又は児童を誘拐して売る集団の首謀者である場合。
- 二 三人以上の女子又は児童を誘拐して売った場合。
- 三 誘拐されて売られた女子を姦淫した場合。
- 四 誘拐されて売られた女子に売春を勧引し、強制させ、又はその女子を他人に売り渡して売春を強制させた場合。
- 五 売る目的で、暴力、脅迫若しくは麻酔の手段により、女子若しくは児童を略取した場合。
- 六 売る目的で、幼児又は嬰兒を窃取した場合。
- 七 誘拐されて売られた女子、児童若しくはその近親者に重い傷害を負わせ死亡させ、又はその他の重い結果を生じさせた場合。
- 八 女子又は児童を境外に売り渡した場合。

② 「女子又は児童を誘拐して売る」とは、売る目的で、女子若しくは児童を誘拐し、略取し、買い取り、販売し、授受し、又は転売する行為の一つを行ったことをいう。

第二四一条① 誘拐され売られる女子又は児童を買い取った者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

② 誘拐され売られる女子を買い取り、性的関係を強要したときは、第二三六条の規定により罪を確定し、処罰する。

③ 誘拐され売られる女子若しくは児童を買い取り、その人身の自由を不法に剝奪し若しくは制限し、又はこれに対し傷害、侮辱若しくは虐待等の犯罪行為を行った場合は、この法律の関係規定により罪を確定し、処罰する。

④ 誘拐され売られる女子若しくは児童を買い取り、第二項又は第三項に規定する犯罪行為を行った場合は、併合罪の規定により処罰する。

⑤ 誘拐され売られる女子若しくは児童を買い取った後、更にそれを売り渡した場合は、第二四〇条の規定により罪を確定し、処罰する。

⑥ 誘拐され売られる女子若しくは児童を買い取った後、その女子が自らの意思に基づいてその原居住地に戻ることを阻止しない場合、又はその児童に対し虐待の行為を加えずこれを解放することを阻止しない場合は、刑事責任を追及しないことができる。

第二四二条① 暴力又は脅迫の方法で、誘拐され売られた女子又は児童を国家機関公務員が解放することを妨害した場合は、第二七七条の規定により罪を確定し、処罰する。

② 多衆集合して誘拐され売られた女子若しくは児童を国家機関公務員が解放することを妨害する首謀者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。その他の参加者が暴力、脅迫の手段を用いた場合は、前項の規定により処罰する。

第二四三条① 事実を捏造して他人を誣告し又は陥害し、他人に刑事責任を故意に追及させ、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。重い結果を生じさせた場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

② 国家機関公務員が前項の罪を犯した場合は、重く処罰する。

③ 故意に誣告し陥害しようとしたのではなくて、誤って告訴するか又は事実と異なる告発をした場合は、前二項の規定を適用しない。

第二四四条 人を雇用する組織体が、労働管理法に違反して、人身の自由を制限する方法を用いて、従業員に強制的に労働させた場合、情状が重いときは、その直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。

第二四五条① 不法に人の人身若しくは住居を搜索し、又は人の住居に侵入した者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

② 司法要員が職権を濫用し、前項の罪を犯した場合は、重く処罰する。

第二四六条① 暴行若しくはその他の方法で、人を公然と侮辱するか、又は事実を捏造して人を誹謗した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

② 前項の罪は、告訴を待って処理する。ただし、社会の秩序又は国家の利益に著しい危害を及ぼした場合は、この限りでない。

第二四七条 司法要員が、被疑者又は被告人に対して拷問により自白の強要を行い、又は暴力により証人に証言を強要した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。人を傷害して身体障害を生ぜしめ、又は死亡させた場合は、第二三四条又は第二三二条の規定により罪を確定し、重く処罰する。

第二四八条① 監獄、拘留場又は留置場等の刑務管理機関の職員が、被拘禁者を殴打し、体罰を与え又は虐待した場合、情状が重いときは、三年以下の懲役又は拘留に処する。その情状が特に重いときは、三年以上十年以下の懲役に処する。人を傷害して身体障害を生ぜしめ、又は死亡させた場合は、第二三四条又は第二三二条の規定により罪を確定し、重く処罰する。

② 刑務管理の職員が、被拘禁者を咬して他の被拘禁者を殴打させ、体罰を加えさせ、又は虐待させた場合は、前項の規定により処罰する。

第二四九条 民族の恨み又は民族の差別をせん動した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。その情状が特に重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第二五〇条 出版物の中に少数民族を差別し又は侮辱する内容を掲載し、情状が悪質で、重い結果を生じさせた場合は、その直接責任者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

第二五一条 国家機関公務員が、不法に公民の宗教信仰の自由を剥奪し又は少数民族の風俗慣習を侵害した場合は、情状が重いときは、二年以下の懲役又は拘留に処する。

第二五二条 他人の信書を隠匿し、毀棄し、又は不法に開封して、公民の通信の自由の権利を侵害した者は、情状が重い場合は、一年以下の懲役又は拘留に処する。

第二五三条① 郵便電信業務要員が、郵便物又は電報を密かに開封し、隠匿し、又は毀棄した場合は、二年以下の懲役又は拘留に処する。

② 前項の罪を犯して、財物を窃取した場合は、第二六四条の規定により罪を確定し、重く処罰する。

第二五四条 国家機関公務員が、職権を濫用して公務を口実として私利を図り、告訴人、不服申立人、批判者若しくは通報人に報復し陷害した場合は、二年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、二年以上七年以下の懲役に処する。

第二五五条 会社、企業、事業体、機関若しくは団体の責任者が、会計法若しくは統計法に違反した行為に抵抗した会計員若しくは統計員、又は法により職責を履行した会計員若しくは統計員に対して、打撃を与え報復した場合、情状が悪質なときは、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第二五六条 各級の人民代表大会の代表及び国家機関の指導者を選挙するに際して、暴行、脅迫、詐欺、賄賂、選挙書類の偽造若しくは投票数の虚偽報告等の手段を用いて、選挙を妨害した者、又は選民及び代表が選挙権と被選挙権を自由に行使することを妨害した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は政治的権利の剥奪に処する。

第二五七条① 暴力により他人の婚姻の自由に干渉した者は、二年以下の懲役又は拘留に処する。

② 前項の罪を犯し、被害者を死亡させたときは、二年以上七年以下の懲役に処する。

③ 第一項の罪は、告訴を待って処理する。

第二五八条 配偶者があって重婚した者、又は他人に配偶者があることを明白に知りながらこれと婚姻した者は、二年以下の懲役又は拘留に処する。

第二五九条① 現役軍人の配偶者であることを知りながら、これと同居又は婚姻をした者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

② 職権又は上下の関係を利用して、脅迫の手段で現役軍人の妻を姦淫した場合は、第二三六条の規定により罪を確定し、処罰する。

第二六〇条① 家庭の構成員を虐待した者は、情状が悪質な場合は、二年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

② 前項の罪を犯し、被害者に重い傷害を負わせ、又は死亡させた場合は、二年以上七年以下の懲役に処する。

③ 第一項の罪は、告訴を待って処理する。

第二六一条 老人、年少者、病人又はその他の独立の生活の能力を持たない者に対して、扶養の義務を負いながらこれを拒否した者は、情状が悪質な場合は、五年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

第二六二条 十四歳未満の未成年者を誘拐して、家庭又は保護人から離脱させた者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第五章 財産を侵害する罪

第二六三条 暴力、脅迫又はその他の方法で公私の財物を強取した者は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- 一 住居に侵入して強盗したとき。
- 二 公共交通機関内で強盗したとき。
- 三 銀行又はその他の金融機関で強盗したとき。
- 四 数回にわたって強盗し、又は強盗した額が巨額であるとき。
- 五 強盗のために人に重い傷害を負わせ、又は死亡させたとき。
- 六 軍人又は警察を偽称して強盗したとき。
- 七 銃器をもって強盗したとき。
- 八 軍用物資、又は緊急対策、災害救助若しくは救済の物資を強取したとき。

第二六四条 公私の財物を窃取した者は、その額が比較的多額であるか、又は数回にわたって窃取した場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがある場合は、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

- 一 金融機関で窃盗し、その額が特に巨額である場合。
- 二 珍貴文物を窃取し、その情状が重い場合。

第二六五条 暴利の目的で、他人の通信回線と密かに連結した場合、他人の電話番号を複製した場合、又は密かに連結し若しくは複製した電信設備若しくは施設であることを知りながら使用した場合は、第二六四条の規定により罪を確定し、処罰する。

第二六六条 公私の財物を騙取した者は、その額が比較的多額である場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。この法律に特別の規定がある場合は、その規定による。

第二六七条① 公私の財物を奪取〔搶奪〕*した者は、その額が比較的多額である場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

② 凶器をもって奪取した場合は、第二六三条の規定により罪を確定し、処罰する。

*「奪取」とは、暴力を使用せず、他人の財物を公然と奪うことである。

第二六八条 多衆集合して公私の財物を奪取〔搶奪〕し、その額が比較的多額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、首謀者及び積極的参加者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第二六九条 窃盗、詐欺又は奪取の罪を犯して、赃物を隠匿し、逮捕に抵抗し若しくは犯罪の証拠を隠滅しようとしてその場で暴力を使用し又は暴力で脅迫したときは、第

二六三条の規定により罪を確定し、処罰する。

第二七〇条① 管理している他人の財物を不法に占有した者は、その額が比較的多額で、返還を拒否した場合は、二年以下の懲役、拘留又は罰金に処する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、二年以上五年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 他人の遺失物又は埋蔵物を不法に占有した場合は、その額が比較的多額で、これを交付しないときは、前項の規定により処罰する。

③ 本条の罪は、告訴を待って処理する。

第二七一条① 会社、企業又はその他の組織体の職員が、職務上の立場を利用し、当該組織体の財物を不法に自己の物として、その額が比較的多額である場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。その額が巨額である場合は、五年以上の懲役に処し、財産の没収を併科することができる。

② 国有会社、国有企業若しくはその他の国有組織体の公務に従事する人員、又は国有会社、国有企業若しくはその他の国有組織体から非国有会社、非国有企業若しくはその他の組織体に派遣されて公務に従事する人員が、前項の行為を行った場合は、第三八二条又は第三八三条の規定により罪を確定し、処罰する。

第二七二条① 会社、企業又はその他の組織体の職員が、職務上の立場を利用し、当該組織体の資金を流用して自己使用し又は他人に貸し出した場合、その額が比較的多額で三箇月を超えても返還しないとき、三箇月を超えなくてもその額が比較的多額でそれで営利活動を行ったとき、又はそれで不法な活動を行ったときは、三年以下の懲役又は拘留に処する。当該組織体の資金を流用し、その額が巨額である場合、又は比較的多額でありこれを返還しなかった場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

② 国有会社、国有企業若しくはその他の国有組織体で公務に従事する人員、又は国有会社、国有企業若しくはその他の国有組織体から非国有会社、非国有企業若しくはその他の組織体に派遣されて公務に従事する人員が、前項の行為を行った場合は、第三八四条の規定により罪を確定し、処罰する。

第二七三条 災害救助、緊急対策、洪水防止、優待慰問、貧困援助、移民若しくは救済に用いる資金又は物資を流用した場合、情状が重く、国家又は人民大衆の利益に重大な損害を与えたときは、直接責任者に対しては、三年以下の懲役又は拘留に処する。その情状が特に重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第二七四条 恐喝によって公私の財物を得た者は、その額が比較的多額である場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第二七五条 公私の財物を故意に損壊した者は、その額が比較的多額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以下の懲役、拘留又は罰金に処する。その額が巨額であるか、又はその他の特に重い情状がある場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第二七六条 報復又はその他の不当な目的で、機器設備を損壊し、役畜を殺害し、又はその他の方法で生産経営を破壊した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第六章 社会管理の秩序を乱す罪

第一節 公共の秩序を妨害する罪

第二七七条① 暴力又は脅迫の方法で、国家機関公務員が法により職務を執行することを妨害した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は罰金に処する。

② 暴力又は脅迫の方法で、全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会の代表が法により代表の職務を執行することを妨害した者は、前項の規定により処罰する。

③ 自然災害又は突発の事件において、暴力又は脅迫の方法で、赤十字職員が法により職責を履行することを妨害した者は、第一項の規定により処罰する。

④ 国家安全機関又は公安機関が法により国家の安全に関する任務を執行することを故意に妨害した者は、暴力又は脅迫の方法を使用しなくても、重い結果を生じさせた場合は、第一項の規定により処罰する。

第二七八条 群衆をせん動し、国家の法律又は行政法規の実施を暴力で拒んだ者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。重い結果を生じさせた場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第二七九条① 国家機関公務員を詐称して詐欺を働いた者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

② 警察を偽称して詐欺を働いたときは、前項の規定に従って重く処罰する。

第二八〇条① 国家機関の公文書、証明書又は印章を偽造し、変造し、売買し、窃取し、強取し又は毀棄した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。その情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

② 会社、企業、事業体又は人民団体の印章を偽造した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

③ 住民身分証明証を偽造し又は変造した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。その情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第二八一条① 警察の制服若しくは車のナンバープレート等の専用標識若しくは警察用具を不法に生産し又は販売した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第二八二条① 窃取、探索又は買収の方法で、国家の秘密を不法に獲得した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

② 国家の極秘又は機密に属する文書、資料又はその他の物品を不法に所持し、その

由来又は用途を説明することを拒んだときは、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

第二八三条 盗聴若しくは盗撮等のスパイ専用器具を不法に生産し又は販売した者、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

第二八四条 盗聴又は盗撮の専用器具を不法に使用した者は、重い結果を生じさせた場合は、二年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

第二八五条 国家の規定に違反し、国家事務、国防建設又は先端的な科学技術の領域の電子計算機データシステムに侵入した者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第二八六条① 国家の規定に違反し、電子計算機データシステムの機能を削除し、改ざんし、増加し又は妨害した者は、電子計算機データシステムの正常運行を不可能にし、結果が重い場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。その結果が特に重い場合は、五年以上の懲役に処する。

② 国家の規定に違反し、電子計算機データシステム内で蓄積され、処理され又は伝送されたデータ及び応用システムを削除し、改ざんし又は増加した者は、重い結果を生じさせた場合は、前項の規定により処罰する。

③ 電子計算機ウイルス等の破壊的プログラムを故意に製作し、又は伝播した者は、電子計算機システムの正常運行に影響を与え、重い結果を生じさせた場合は、第一項の規定により処罰する。

第二八七条 電子計算機を利用して金融詐欺、窃盗、横領、公金の流用、国家秘密の窃取、又はその他の罪を犯した場合は、この法律の関係規定により罪を確定し、処罰する。

第二八八条① 国家の規定に違反し、無線ラジオ放送局（所）を無断で設置し若しくは使用し、又は電波の周波数を無断で占用して、使用停止の命令を受けた後でも、これを拒否した者は、無線通信の正常運行を妨害し、重い結果を生じさせた場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第二八九条 多衆集合して「殴打、破壊、略奪」を行い、人に重い身体障害を与え、又は死亡させたときは、第二三四条又は第二三二条の規定により罪を確定し、処罰する。公私の財物を損壊し、又は強取したときは、返却又は賠償を命ずるほか、首謀者は、第二六三条の規定により罪を確定し、処罰する。

第二九〇条① 多衆集合して社会の秩序を乱し、情状が重く、業務、生産、営業、教育、学習又は科学研究を不可能にして重い損失を与えた場合は、その首謀者は、三年以上七年以下の懲役に処し、その他の積極的参加者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

② 国家機関に強制的に立ち入り、国家機関の業務を不可能にして重い結果を生じさせた場合は、その首謀者は、五年以上十年以下の懲役に処し、その他の積極的参加者は、五年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第二九一条 多衆集合して駅、埠頭、民間空港、市場、公園、映画館若しくは劇場、展

覧場、運動場、又はその他の公共の場所の秩序を乱した場合、多衆集合して交通を遮断し若しくは交通秩序を破壊した場合、又は国家治安管理職員が法による職務を執行することに抵抗し若しくは妨害した場合は、情状が重いときは、首謀者に対しては、五年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

第二九二条① 多衆集合して殴り合った首謀者又は積極的参加者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、その首謀者又はその他の積極的参加者は、三年以上十年以下の懲役に処する。

- 一 数回にわたって多衆集合して殴り合ったとき。
- 二 多衆集合して殴り合いの人数が多く規模が大きくて社会に悪い影響を与えたとき。
- 三 公共の場所又は交通の要所で多衆集合して、社会の秩序に重大な混乱を引き起こしたとき。
- 四 凶器をもって多衆集合して殴り合ったとき。

② 多衆集合して殴り合い、よって人に重い傷害を負わせ又は死亡させた場合は、第二三四条又は第二三二条の規定により罪を確定し、処罰する。

第二九三条 次の各号に掲げる人を挑発して事件を引き起こす行為の一つを行い、社会の秩序を破壊した者は、五年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

- 一 人を恠いままに殴打し、その情状が悪質なとき。
- 二 人を追跡し、通行を妨げ、辱しめ罵り、その情状が悪質なとき。
- 三 物の交付を強要し又は公私の財物を恠いままに損害し若しくは占用したとき。
- 四 公共の場所で多衆集合して騒乱を引き起こし、その公共場所の秩序を著しく混乱させたとき。

第二九四条① 暴力、脅迫又はその他の手段により犯罪活動を組織的に行い、地域の覇を唱え、悪事を働き、群衆を蹂躪し、経済の秩序若しくは社会生活の秩序を著しく破壊した黒社会的な組織を構成し、指導し又はこれに積極的に参加した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。その他の参加者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

② 境外の黒社会組織の人員が、中華人民共和国境内でその組織の構成員を徴集する場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

③ 前二項の罪を犯し、その他の罪を犯した場合は、併合罪の規定により処罰する。

④ 国家機関公務員が、黒社会的な組織を庇護し、又は黒社会的な組織の犯罪活動を放任した場合は、三年以下の懲役、拘留又は政治的権利の剥奪に処する。その情状が重いときは、三年以上十年以下の懲役に処する。

第二九五条 犯罪の方法を伝授した者は、五年以下の懲役、拘留又は管制に処する。情状が重い場合は、五年以上の懲役に処する。その情状が特に重い場合は、無期懲役又は死刑に処する。

第二九六条 集会、進行又は示威行為を行うに際して、法律の規定による申請を行わず若しくはその申請が却下された場合、又は主管機関の許可した期間、場所若しくは路線によりこれを行わなかった場合は、解散命令を拒否し、社会の秩序を著しく破壊したときは、集会、進行若しくは示威行為の責任者及び直接責任者は、五年以下の懲

役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第二九七条 法律の規定に違反し、武器、所持の制限される刀剣又は爆発物を携帯して、集会、進行又は示威行為に参加した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第二九八条 妨害、乱入又はその他の方法で、合法的な集会、進行又は示威行為を妨害し、公共の秩序を混乱させた者は、五年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第二九九条 公共の場所で焼却、毀損、塗り付け、辱しめ若しくは踏みつけ等の方法を用いて、中華人民共和国の国旗又は国章を故意に侮辱した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第三〇〇条① 会道門*若しくは邪教団体を組織し若しくは利用し、又は迷信を利用して、国家の法律若しくは行政法規の実施を妨害した者は、三年以上七年以下の懲役に処する。情状が特に重い場合は、七年以上の懲役に処する。

② 会道門若しくは邪教団体を組織し若しくは利用し、又は迷信を利用して人を欺瞞して死亡させた者は、前項の規定により処罰する。

③ 会道門若しくは邪教団体を組織し若しくは利用し、又は迷信を利用して女子を姦淫し、又は財物を騙取した者は、第二三六条又は第二六六条の規定により罪を確定し、処罰する。

*「会道門」は、封建的迷信団体の総称である。

第三〇一条① 多衆集合して淫行を働いた場合は、その首謀者又は数回にわたる参加者は、五年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

② 多数の未成年者を勧誘して集合せしめ淫行させた者は、前項の規定に従って重く処罰する。

第三〇二条 死体を窃取し又は侮辱した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

第三〇三条 営利の目的で、賭徒を集合せしめ賭博をし、賭博場を開張し又は賭博を業とした者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。

第三〇四条 郵便職員が、職責を怠り郵便物の送達を故意に遅延して、公共の財産、又は国家若しくは人民の利益に重大な損失を与えた場合は、二年以下の懲役又は拘留に処する。

第二節 司法を妨害する罪

第三〇五条 刑事訴訟において、証人、鑑定人、記録員又は翻訳人が、事件と重要な関係がある事情について、虚偽の証明、鑑定、記録又は翻訳を故意に行い、意図的に他人を陷害し、又は証拠を隠匿した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第三〇六条① 刑事訴訟において、弁護人又は訴訟代理人が、証拠を隠滅し若しくは偽造した場合、当事者による証拠を隠滅し若しくは偽造することを幫助した場合、又は証人に事実と背いた証言を変更させ若しくは偽証させることを脅迫し若しくは誘引し

た場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

② 弁護人又は訴訟代理人が提出し、開示し又は引用した証人の証言若しくはその他の証拠は、真実性に欠けても、故意に偽造したのでなければ、証拠の偽造としない。

第三〇七条① 暴力、脅迫又は賄賂等の方法で、証人の証言を阻止し又は他人に偽証させた者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

② 当事者に証拠を隠滅し又は偽造することを幫助した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

③ 司法要員が前二項の罪を犯した場合は、重く処罰する。

第三〇八条 証人に打撃を与え報復した者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第三〇九条 多衆集合せしめて法廷を騒乱させ若しくは乱入し、又は司法要員を殴打して、法廷の秩序を著しく妨害した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は罰金に処する。

第三一〇条① 罪を犯した者であることを知りながら、その者のために住居若しくは財物を提供し、逃亡を幫助し、又は虚偽の証拠を提供してその者を庇護した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。その情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

② 事前に通謀して前項の罪を犯した場合は、共同犯罪とする。

第三一一条 他人がスパイ犯罪行為を行ったことを知りながら、国家安全機関が関係事実を調査し又は関係証拠を収集するに当たって、その事実又は証拠の提出を拒んだ者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

第三一二条 犯罪により取得した赃物であることを知りながら、これを隠匿し、移動し、買収し又は販売の代行をした者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

第三一三条 人民法院による法的効力のある判決又は裁定について、執行能力があるにもかかわらずこの執行を拒んだ者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は罰金に処する。

第三一四条 司法機関*により差押え、押収し又は凍結されている財産を隠匿し、移動し、売り渡し又は故意に毀損した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は罰金に処する。

*「司法機関」は、人民法院のほか、検察院、公安機関及び国家安全機関をも含む。

第三一五条 法により拘禁された犯人は、次の各号に掲げる監獄の秩序を破壊する行為の一つを行い、情状が重いときは、三年以下の懲役に処する。

- 一 監獄管理職員を殴打したとき。
- 二 他の被拘禁者を組織して監獄管理の秩序を乱したとき。
- 三 多衆集合して事件を引き起こし、正常な監獄管理の秩序を乱したとき。

四 他の被拘禁者を殴打し若しくは体罰し、又は他人を唆して他の被拘禁者を殴打させ若しくは体罰させたとき。

第三一六条① 法により拘禁された囚人、被告人又は被疑者が逃走した場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

② 護送中の囚人、被告人又は被疑者を奪取した者は、三年以上七年以下の懲役に処する。情状が重い場合は、七年以上の懲役に処する。

第三一七条① 脱獄を組織した首謀者又はその他の積極的参加者は、五年以上の懲役に処する。その他の参加者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

② 暴動して脱獄し、又は多衆集合して凶器をもって被拘禁者を奪取した首謀者又はその他の積極的参加者は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。情状が特に重い場合は、死刑に処する。その他の参加者は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第三節 国境（辺境）管理を妨害する罪*

*「辺境」とは中国の大陸と台湾、香港及びマカオとの境界をいう。

第三一八条① 他人を集め組織して国境（辺境）を不法に越えさせた者は、二年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、七年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- 一 他人を集め組織して国境（辺境）を越えさせる集団の首謀者であるとき。
- 二 数回にわたって他人を集め組織して国境（辺境）を越えさせ、又は多数人を集め組織して国境（辺境）を越えさせたとき。
- 三 組織された者に重い傷害を負わせ又は死亡させたとき。
- 四 組織された者の人身の自由を剥奪し又は制限したとき。
- 五 暴力又は脅迫の方法で検問に抵抗したとき。
- 六 不法に取得した金額が巨額であるとき。
- 七 その他の特に重い情状があるとき。

② 前項の罪を犯し、組織された者に対して殺害、傷害、強姦若しくは誘拐して売る等の犯罪行為を行った場合、又は検問職員に対して殺害若しくは傷害等の犯罪行為を行った場合は、併合罪の規定により処罰する。

第三一九条① 労働輸出、経済貿易又はその他の名目で、旅券又は査証等の出国証明文書を騙取し、他人を集め組織して国境（辺境）を不法に越えさせるために使用した者は、三年以下の懲役に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第三二〇条 偽造若しくは変造された旅券又は査証等の出入国証明文書を他人に提供した者、又は旅券若しくは査証等の出入国証明文書を販売した者は、五年以下の懲役に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、五年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

第三二一条① 他人を運送して不法に国境（辺境）を越えさせた者は、五年以下の懲

役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

- 一 数回にわたって他人を運送し、又は多数人を運送したとき。
- 二 使用した船舶又は車両等の交通機関が必要な安全条件を備えず、重い結果を十分に生じさせるとき。
- 三 不法に取得した金額が巨額であるとき。
- 四 その他の特に重い情状があるとき。

② 不法に国境（辺境）を越える他人を運送するに当たって、被運送者に重い傷害を負わせ若しくは死亡をさせ、又は暴力若しくは脅迫の方法で検問に抵抗した者は、七年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

③ 前二項の罪を犯し、被運送者に対して殺害、傷害、強姦若しくは誘拐して売る等の犯罪行為を行った者、又は検問職員に対して殺害若しくは傷害等の犯罪行為を行った者は、併合罪の規定により処罰する。

第三二二条 国境（辺境）管理法規に違反し、不法に国境（辺境）を越えた者は、情状が重い場合は、一年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。

第三二三条 国家辺境の標識、境界杭又は恒久的な測量標識を故意に破壊した者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第四節 文物管理を妨害する罪

第三二四条① 国家が保護する貴重な文物、又は国家により指定された全国重点文物保護部門若しくは省級文物保護部門の保存する文物を故意に毀損した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 国家が保護する名所旧跡を故意に毀損した者は、情状が重い場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。

③ 国家が保護する貴重な文物、又は国家により指定された全国重点文物保護部門若しくは省級文物保護部門の保存する文物を過失により毀損した者は、重い結果を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第三二五条① 文物保護法規に違反して、国家が輸出を禁止する収蔵された貴重な文物を無断で売り出し、又はこれを外国人に贈与した者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科することができる。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第三二六条① 暴利の目的で、国家が自由売買を禁止する文物を販売した者は、情状が重い場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。その情状が特に重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第三二七条 国有の博物館又は図書館等の部門が、文物保護法規に違反して国家が保護

する文物の蔵品を販売した場合、又は非国有組織体若しくは個人に無断で贈与した場合は、その組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第三二八条① 歴史的、芸術的若しくは科学的価値がある古文化遺跡又は古墳を盗掘した者は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。情状が軽い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがある場合は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- 一 国家により指定された全国重点文物保護部門又は省級文物保護部門の保護する古文化遺跡又は古墳を盗掘した場合。
 - 二 古文化遺跡又は古墳を盗掘する集団の首謀者である場合。
 - 三 数回にわたって古文化遺跡又は古墳を盗掘した場合。
 - 四 古文化遺跡又は古墳を盗掘し、且つ、貴重な文物を窃取するか又は貴重な文物を著しく破壊した場合。
- ② 国家が保護する科学的価値のある古人類化石又は古脊椎動物化石を盗掘した場合は、前項の規定により処罰する。

第三二九条① 国家が所有する保存書類を強取し又は窃取した者は、情状が重い場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

- ② 公文書保存法の規定に違反して、国家が所有する保存書類を無断で売り出し又は譲渡した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。
- ③ 前二項の行為を行うほか、この法律が規定するその他の犯罪を構成した場合は、重い処罰規定により罪を確定し、処罰する。

第五節 公共の衛生に危害を及ぼす罪

第三三〇条① 伝染病防止治療法の規定に違反して、次の各号に掲げる事情の一つがあり、甲類伝染病の伝播を引き起こした場合、又はその伝播の十分な危険がある場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。結果が特に重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

- 一 給水部門の供給する飲用水が国家の規定する衛生標準に適合していないとき。
- 二 衛生防疫機関が提出した衛生上の要求を拒否して、伝染病病原体に汚染された汚水、汚物又は糞尿に対して消毒しなかったとき。
- 三 伝染病患者、病原携帯者及び伝染病の疑いのある患者がその伝染病を伝播しやすい仕事に従事することを禁止するとの國務院衛生行政部門の規定に違反して、それらの者に禁止された仕事を許可し、又は放任したとき。
- 四 衛生防疫機関が伝染病防止治療法に基づいて提出した予防、又は防止措置の執行を拒否したとき。

- ② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。
- ③ 甲類伝染病の範囲は、「中華人民共和國伝染病防止治療法」及び國務院の関連規

定により確定する。

第三三一条 伝染病の菌種若しくは毒種を実験し、保管し、携帯し又は輸送する人員が、国务院衛生行政部門の関連規定に違反して伝染病の菌種又は毒種を拡散させた場合は、結果が重いときは、三年以下の懲役又は拘留に処する。その結果が特に重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第三三二条① 国境衛生検査の規定に違反して、伝染病を伝播させ、又は伝染病の伝播させた十分な危険を引き起こした者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第三三三条① 不法に他人を集め組織して血液を売らさせた者は、五年以下の懲役に処し、罰金を併科する。暴力又は脅迫の方法で他人に血液を売らさせた者は、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 前項の行為を行い、他人に傷害を負わせた者は、第二三四条の規定により罪を確定し、処罰する。

第三三四条① 不法に血液を採集し若しくは供給した場合、又は国家の規定する標準に適合しない血液製品を製造し若しくは供給した場合は、人の健康を害する危険があるときは、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。よって人の健康を重く害した場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。特に重い結果を生じさせた場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

② 国家主管機関の許可により血液を採集し若しくは供給する部門又は血液製品を製造し若しくは供給する部門が、規定に基づく検査測定を行わず、又はその他の操作規則に違反した場合、人の身体の健康を害したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第三三五条 医療職員が、職責を怠り、患者を死亡させ又はその健康を著しく害した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第三三六条① 医師の開業資格がない者が、不法に医師の業務を行った場合、情状が重いときは、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。患者の健康を著しく害させたときは、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。よって患者を死亡させたときは、十年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

② 医師の開業資格がない者が、他人のために妊娠機能回復手術、偽りの産児制限手術又は人工妊娠中絶手術を無断で行った場合、又は子宮内リングを取り出した場合は、情状が重いときは、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。患者の健康を著しく害したときは、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。患者を死亡させたときは、十年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

第三三七条① 動植物出入国検査法の規定に違反して、動植物の検査を回避して動植物に重大な疫病を生じさせた者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は

単科する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第六節 環境資源の保護を破壊する罪

第三三八条 国家の規定に違反して土地、水域若しくは大気に放射性のある廃棄物若しくは伝染病病原体を含む廃棄物、有毒物質又はその他の危険な廃棄物を排出し、放置し、又は処分した者は、重大な環境汚染事故を発生させ、公私の財産に重大な損失を与え又は人を死傷させた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。その結果の特に重いときは、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第三三九条① 国家の規定に違反して境外の固体廃棄物を境内で廃棄し、放置し又は処分した者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。重大な環境汚染事故を引き起こして公私の財産に重大な損失を与え、又は人の健康に危険を生じさせた者は、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その結果が特に重い場合は、十年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

② 國務院関係主管部門の許可を受けず、無断で輸入した固体廃棄物を原料として使用した者は、重大な環境汚染事故を引き起こして公私の財産に重大な損失を与え、又は人の健康に危険を生じさせた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。その結果が特に重いときは、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

③ 原料を利用する名目で、原料として使用不能な固体廃棄物を輸入した者は、第一五五条の規定により罪を確定し、処罰する。

第三四〇条 水産資源保護法規に違反して禁漁区域において禁漁期間に又は使用禁止の用具若しくは方法で、水産物を捕獲した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留、管制又は罰金に処する。

第三四一条① 国家が重点的に保護する貴重で絶滅のおそれのある野性動物を不法に捕獲し若しくは殺害した者、又は国家が重点的に保護する貴重で絶滅のおそれのある野性動物及びその製品を不法に購入し、輸送し、加工し又は販売した者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。その情状が重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その情状が特に重い場合は、十年以上の懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

② 狩猟法規に違反して狩猟禁止区域において狩猟禁止期間に又は使用禁止の用具若しくは方法で狩猟を行い、野性動物資源を破壊した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留、管制又は罰金に処する。

第三四二条 土地管理法規に違反して耕地を不法に占用して用途を変更した者は、その量が比較的大きく、大量の耕地を毀損した場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。

第三四三条① 鉱産物資源法の規定に違反して、鉱産物採掘の許可を受けずに無断で

採掘した場合、国家が企画した国家経済に重要な価値のある鉱山区域若しくは他人の鉱山区域に無断で進入して採掘した場合、又は国家が規定する保護的採掘の特定種類の鉱産物を無断で採掘して採掘停止の命令を受けても停止せず、鉱産物資源を破壊した場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。鉱産物を著しく破壊した場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 鉱産物資源法の規定に違反して破壊の方法を用いて鉱産物を採掘した者は、鉱産物資源を破壊した場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。

第三四四条 森林法の規定に違反して貴重な樹木を不法に採伐し又は毀損した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第三四五条① 森林若しくはその他の林木を盗伐した者は、その量が比較的大きい場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。その数量が巨大である場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その数量が特に巨大である場合は、七年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

② 森林法の規定に違反して森林又はその他の林木を濫伐した者は、その数量が大きい場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。その数量が巨大である場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

③ 暴利の目的で、森林の区域において盗伐し又は濫伐した林木であることを知りながらこれを不法に購入した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。その情状が特に重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

④ 国家級の自然保護区域内の森林若しくはその他の林木を盗伐し又は濫伐した者は、重く処罰する。

第三四六条 組織体が第三三八条ないし第三四五条の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、本節の各本条の規定により処罰する。

第七節 麻薬を密輸し、販売し、輸送し又は製造する罪

第三四七条① 麻薬を密輸し、販売し、輸送し又は製造した者は、その数量の多少にかかわらず、すべて刑事責任を追及し、処罰しなければならない。

② 麻薬を密輸し、販売し、輸送し又は製造した者は、次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、十五年の懲役、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

一 一千グラム以上の阿片、五十グラム以上のヘロイン若しくは覚せい剤、又はその他の大量の麻薬を密輸し、販売し、輸送し又は製造したとき。

二 麻薬を密輸し、販売し、輸送し又は製造する集団の首謀者であるとき。

三 武装をもって護送して麻薬を密輸し、販売し、輸送し又は製造したとき。

四 暴力で検問、逮捕又は勾留に抵抗し、情状が重いとき。

五 国際的な組織的麻薬販売集団に参加したとき。

③ 二百グラム以上一千グラム未満の阿片、十グラム以上五十グラム未満のヘロイン

若しくは覚せい剤、又はその他の比較的大量の麻薬を密輸し、販売し、輸送し又は製造した者は、七年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

④ 二百グラム未満の阿片、十グラム未満のヘロイン若しくは覚せい剤、又はその他の少量の麻薬を密輸し、販売し、輸送し又は製造した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。その情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

⑤ 組織体が第二項、第三項又は第四項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、各項の規定により処罰する。

⑥ 未成年者を利用し又は教唆して、麻薬を密輸し、販売し、輸送し若しくは製造した者、又は未成年者に麻薬を売り渡した者は、重く処罰する。

⑦ 数回にわたって麻薬を密輸し、販売し、輸送し又は製造しても処理を受けたことのない場合は、麻薬の数量を累計して計算する。

第三四八条 一千グラム以上の阿片、五十グラム以上のヘロイン若しくは覚せい剤、又はその他の大量の麻薬を不法に所持した者は、七年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科する。二百グラム以上一千グラム未満の阿片、十グラム以上五十グラム未満のヘロイン若しくは覚せい剤、又はその他の比較的大量の麻薬を所持した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。その情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第三四九条① 麻薬を密輸し、販売し、輸送し若しくは製造した犯人を蔵匿した者、又は犯人のために麻薬若しくはその犯罪により取得した財物を蔵匿し、移転し又は隠蔽した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。その情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

② 麻薬を取り締まる人員又はその他の国家机关公務員が、麻薬を密輸し、販売し、輸送し若しくは製造した犯人を護送し又は蔵匿した場合は、前項の規定に従って重く処罰する。

③ 事前に通謀して前二項の罪を犯した場合は、麻薬を密輸し、販売し、輸送し又は製造した共犯とする。

第三五〇条① 国家の規定に違反して、無水酢酸、エチル・エーテル、クロロホルム、若しくはその他の麻薬を製造するために用いる原料若しくは合成剤を不法に輸送し若しくは携帯して出入国をした者、又は国家の規定に違反して国内で上述の物品を不法に売買した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。その数量が多い場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 他人が麻薬を製造することを知りながら、その者のために前項に規定する物品を提供した場合は、麻薬を製造する共犯とする。

③ 組織体が前二項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前二項の規定により処罰する。

第三五一条① 不法に栽培したケシ又は大麻等の麻薬の原植物は、一律強制的に刈り取る。次の各号に掲げる者は、五年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科す

る。

一 五百株以上三千株未満のケシ又はその他の比較的大量の麻薬の原植物を栽培した者。

二 公安機関の処理を受けても更に栽培した者。

三 刈り取ることに抵抗した者。

② 三千株以上のケシ又はその他の大量の麻薬の原植物を不法に栽培した者は、五年以上の懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

③ ケシ又はその他の麻薬の原植物を不法に栽培して収穫する前に自ら刈り取った場合は、その刑を免除することができる。

第三五二条 栽培若しくは成長可能なケシ等の原植物の種子又は苗を不法に売買し、輸送し、所持し又は保有した者は、その数量が比較的多い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

第三五三条① 他人に麻薬の吸食又は注射を勧誘し、教唆し又は欺瞞した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。その情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 他人に麻薬の吸食又は注射を脅迫した者は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

③ 未成年者に麻薬の吸食又は注射を勧誘し、教唆し、欺瞞し又は強制した者は、重く処罰する。

第三五四条 麻薬を吸食し又は注射しようとする者を収容した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。

第三五五条① 法に基づいて国家が規制する麻酔薬品若しくは精神薬品を生産し、輸送し、管理し又は使用する業務に従事する者が、国家の規定に違反して麻薬を吸食する者又は注射する者のために、国家が規制する麻酔薬品若しくは精神薬品を提供した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。麻薬を密輸し若しくは販売した犯人のために、又は暴利の目的で麻薬を吸食する者若しくは注射する者のために、国家の規定に基づいて規制する依存症を引き起こす麻酔薬品又は精神薬品を提供したときは、第三四七条の規定により罪を確定し、処罰する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第三五六条 麻薬を密輸し、販売し、輸送し、製造し又は不法に所持したために刑罰を科せられ、更に本節に規定する罪を犯した場合は、重く処罰する。

第三五七条① この法律において「麻薬」とは、阿片、ヘロイン、覚せい剤（氷毒）、モルヒネ、大麻、コカイン及び國務院の規定により規制されるその他の依存症を引き起こす麻酔薬品及び精神的薬品をいう。

② 麻薬の数量は、押収された密輸、販売、輸送、製造又は不法所持にかかる麻薬の数量をもって計算するが、その成分の純度で換算しない。

第八節 売春を組織し、強制し、勧誘し、収容し又は紹介する罪

第三五八条① 他人を組織して売春させ、又は他人に売春を強制させた者は、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- 一 他人を組織して売春させ、情状が重いとき。
- 二 十四歳未満の少女を強制して売春させたとき。
- 三 多数人を強制して売春させ、又は数回にわたって他人に売春させたとき。
- 四 強姦した後、脅迫して売春させたとき。
- 五 売春させた者に重い傷害を負わせ死亡させ、又はその他の重い結果を生じさせたとき。

② 前項に掲げる事情の一つがあり、情状が特に重い場合は、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

③ 他人を組織して売春させた幫助者は、五年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その情状が重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第三五九条① 他人の売春を勧誘し、収容し又は紹介した者は、五年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、五年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

② 十四歳未満の少女の売春を勧誘した者は、五年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

第三六〇条① 自己が梅毒又は淋病等の重い性病にかかっていることを知りながら、売春し又は売春婦を買った者は、五年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。

② 十四歳未満の少女の売春婦を買った者は、五年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

第三六一条① 旅館業、飲食サービス業、文化娯楽業又はタクシー業等の組織体の人員が、当該組織体の条件を利用し、人を組織し、強制し、誘引し、収容し又は紹介して売春させた場合は、第三五八条又は第三五九条の規定により罪を確定し、処罰する。

② 前項に掲げる組織体の主要な責任者が前項の罪を犯した場合は、重く処罰する。

第三六二条 旅館業、飲食サービス業、文化娯楽業又はタクシー業等の組織体の人員が、公安機関により売春及び買春の活動の取り締まりが行われるに当たって、犯罪者に対し通報し、情状が重い場合は、第三一〇条の規定により罪を確定し、処罰する。

第九節 猥褻物を製作し、販売し又は頒布する罪

第三六三条① 暴利の目的で、猥褻物を製作し、複製し、出版し、販売し又は頒布した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その情状が特に重い場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

② 図書を出版する許可番号を他人に提供して猥褻の図書若しくは雑誌を出版させた

者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。他人が猥褻の図書若しくは雑誌を出版することを知らず出版の許可番号を提供した者は、前項の規定により処罰する。

第三六四条① 猥褻の図書、雑誌、映画、録画テープ、録音テープ、図画又はその他の猥褻物を頒布した者は、情状が重い場合は、二年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

② 猥褻の映画、録画等の音像作品を組織的に上映した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

③ 猥褻の映画、録画等の音像作品を製作し又は複製して、組織的に上映した者は、前項の規定に従って重く処罰する。

④ 十八歳未満の未成年者に猥褻物を頒布した者は、重く処罰する。

第三六五条 猥褻の興行を組織的に行った者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第三六六条 組織体が第三六三条ないし第三六五条に規定する罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、各本条の規定により処罰する。

第三六七条① この法律において「猥褻物」とは、性行為を具体的に描写し又は色情を露骨に宣伝する卑猥な図書、雑誌、映画、録画テープ、録音テープ、図画及びその他の猥褻物をいう。

② 人体の生理又は医学的知識に関する科学的著作は、猥褻物でない。

③ 色情の内容を含む芸術的価値のある文学又は芸術の作品は、猥褻物としない。

第七章 国防の利益に危害を及ぼす罪

第三六八条① 暴力又は脅迫の方法で、軍人が法に基づいて職務を執行することを妨害した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は罰金に処する。

② 武装部隊の軍事行動を故意に妨害した者は、重い結果を生じさせた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第三六九条 武器装備、軍事施設又は軍事通信を破壊した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。重要な武器装備、軍事施設又は軍事通信を破壊した者は、三年以上十年以下の懲役に処し、情状が特に重い場合は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。戦時中は、重く処罰する。

第三七〇条① 不合格の武器装備又は軍事施設であることを知りながら、これを武装部隊に提供した者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処する。その情状が特に重い場合は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

② 過失により前項の罪を犯した者は、重い結果を生じさせた場合は、三年以下の懲

役又は拘留に処する。特に重い結果を生じさせた場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

③ 組織体が第一項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、第一項の規定により処罰する。

第三七一条① 多衆集合して軍事禁止区域に強制的に立ち入り、軍事禁止区域の秩序を著しく乱した場合は、首謀者は、五年以上十年以下の懲役に処する。その他の積極的参加者は、五年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

② 多衆集合して軍事管理区域の秩序を乱した場合は、情状が重く、軍事管理区域の管理業務の正常な運行を不可能にして重大な損失を生じさせたときは、首謀者は、三年以上七年以下の懲役に処し、その他の積極的参加者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

第三七二条 軍人を偽称して詐欺した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第三七三条 軍人をせん動して部隊を離脱させ、又は部隊を離脱した軍人であることを知りながらこれを雇用した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

第三七四条 徴兵の業務において、不正な行為を働き、不合格の人員を部隊に受け入れた者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。特に重い結果を生じさせた場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第三七五条① 武装部隊の公文書、証明書又は印章を偽造し、変造し、売買し、窃取し又は強取した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

② 武装部隊の制服又は車のナンバープレート等の専用標識を不法に生産し又は売買した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

③ 組織体が第二項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、第二項の規定により処罰する。

第三七六条① 戦時中、予備役人員が徴兵の応募若しくは軍事訓練を拒否し又は逃避した場合は、情状が重いときは、三年以下の懲役又は拘留に処する。

② 戦時中、公民が服役を拒否し又は逃避した場合は、情状が重いときは、二年以下の懲役又は拘留に処する。

第三七七条 戦時中、武装部隊のために敵に関する虚偽の情報を故意に提供して重い結果を生じさせた者は、三年以上十年以下の懲役に処する。特に重い結果を生じさせた場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

第三七八条 戦時中、風説を流布して軍人の心情を乱した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第三七九条 戦時中、部隊を離脱した軍人であることを知りながら、その者のために隠蔽の場所若しくは財物を提供した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第三八〇条 戦時中、軍事物資の注文を拒み又は故意に遅滞し、情状が重い場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。重い結果を生じさせた場合は、五年以上の懲役に処する。

第三八一条 戦時中、軍事上の徴用を拒否した者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第八章 横領賄賂の罪

第三八二条① 公務員が職務上の立場を利用して、着服、窃取、騙取又はその他の方法で公共の財物を不法に占有した場合は、職務上横領罪である。

② 国家機関、国有会社、国有企業、事業体又は人民団体により依託を受けて、国有財産を管理し又は経営する人員が、職務上の立場を利用して、着服、窃取、騙取又はその他の手段で、国家の財物を占有した場合は、職務上横領罪とする。

③ 前二項に掲げる人員と共同して横領した場合は、共犯とする。

第三八三条① 職務上横領罪を犯した者は、情状の軽重に応じて次の各号の規定によりそれぞれ処罰する。

一 個人による横領額が十万元以上である場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科することができる。情状が特に重いときは、死刑に処し、財産の没収を併科する。

二 個人による横領額が五万元以上十万元未満である場合は、五年以上の懲役に処し、財産の没収を併科することができる。情状が特に重いときは、無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

三 個人による横領額が五千元以上五万元未満である場合は、一年以上七年以下の懲役に処する。情状が重いときは、七年以上十年以下の懲役に処する。個人による横領額が五千元以上一万元未満であり、犯行後、改悔の情があり、赃物を積極的に返還した者は、その刑を減輕し又は免除し、その所属する組織体又は上級の主管機関がこれに行政処分を与えることができる。

四 個人による横領額が五千元未満であり、情状が重いときは、二年以下の懲役又は拘留に処する。情状が比較的軽いときは、その所属する組織体又は上級の主管機関が酌量して行政処分を与える。

② 数回にわたって横領して処理を受けたことのない者に対しては、横領額を累計して処罰する。

第三八四条① 公務員が職務上の立場を利用して公金を流用し、個人の不法な活動のために使用した場合、比較的多額の公金を流用してこれを営利活動に使用した場合、又は比較的多額の公金を流用して三箇月を超えても返還しなかった場合は、公金流用罪であり、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、五年以上の懲役に処する。巨額の公金を流用して返還しなかった者は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

② 災害救助，緊急対策，洪水防止，優遇慰問，貧困救助，移民若しくは救済の資金又は物資を流用して，自分のために使用した者は，重く処罰する。

第三八五条① 公務員が職務上の立場を利用して，他人に財物を要求し又は不法にこれを受受し，他人のために利益を図る場合は，収賄罪である。

② 公務員が経済活動において，国家の規定に違反して各種の名目で割り戻し金又は手数料を受受して領得した場合は，収賄罪とする。

第三八六条 収賄罪を犯したときは，その収賄の取得額及び情状に基づいて，第三八三条の規定により処罰する。賄賂を強要した場合は，重く処罰する。

第三八七条① 国家机关，国有会社，国有企業，事業体又は人民団体が，他人に財物を要求し又は不法にこれを受受して，他人のために利益を図り，情状が重い場合は，組織体に対して罰金を科するほか，その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は，五年以下の懲役又は拘留に処する。

② 前項に掲げる組織体が，経済取引において，帳簿外における各種名目の割り戻し金又は手数料を密かに受受した場合は，収賄罪とし，前項の規定により処罰する。

第三八八条 公務員が本人の職権又は地位により形成された有利な条件を利用し，その他の公務員の職務上の行為を通じて，請託者のために不正な利益を図り，請託者に財物を要求し又はこれを受受した場合は，収賄罪とする。

第三八九条① 不正な利益を図るために，公務員に財物を供与した場合は，贈賄罪である。

② 経済活動において，国家の規定に違反して公務員に比較的多額の財物を供与し，又は国家の規定に違反して公務員に割り戻し金又は手数料を供与した場合は，贈賄罪とする。

③ 強要されたために公務員に財物を供与しても，不正な利益を取得していない場合は，贈賄ではない。

第三九〇条① 贈賄罪を犯した者は，五年以下の懲役又は拘留に処する。贈賄によって不正な利益を図り，情状が重い又は国家の利益に重大な損失を生じさせた場合は，五年以上十年以下の懲役に処する。その情状が特に重い場合は，十年以上の懲役又は無期懲役に処し，財産の没収を併科することができる。

② 贈賄者が訴追される前に贈賄行為を自ら供述した場合は，その刑を減輕し，又は免除することができる。

第三九一条① 不正な利益を図るために，国家机关，国有会社，国有企業，事業体又は人民団体に財物を供与し，又は経済活動において国家の規定に違反して各種名目で割り戻し金又は手数料を供与した者は，三年以下の懲役又は拘留に処する。

② 組織体が前項の罪を犯した場合は，組織体に対して罰金を科するほか，その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は，前項の規定により処罰する。

第三九二条① 公務員に贈賄行為をあっせんした者は，情状が重い場合は，三年以下の懲役又は拘留に処する。

② 贈賄行為をあっせんした者は訴追される前に，贈賄のあっせん行為を自ら供述した場合は，その刑を減輕し又は免除することができる。

第三九三条 組織体が、不正な利益を図るために贈賄し又は国家の規定に違反して公務員に割り戻し金又は手数料を供与し、情状が重い場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。贈賄により取得した違法取得を個人の所有にした場合は、第三八九条又は第三九〇条の規定により罪を確定し、処罰する。

第三九四条 公務員が、国内の公務活動又は対外交流において、贈り物を受け取り、国家の規定により公に納付すべきなのににもかかわらず納付せず、その額が比較的多額である場合は、第三八二条又は第三八三条の規定により罪を確定し、処罰する。

第三九五条① 公務員の財産又は支出が、合法的な収入に著しく超過し、その差額が巨額である場合は、その由来を説明するよう命令することができる。本人がその合法的な由来を説明することができない場合は、その差額部分を不法所得とする。この場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、その財産の差額部分を追徴する。

② 公務員は、境外における預金を国家の規定に基づいて申告しなければならない。その額が比較的多額で、申告しない場合は、二年以下の懲役又は拘留に処する。情状が比較的軽い場合は、その所属する組織体又は上級の主管機関が酌量して行政処分をこれに与える。

第三九六条① 国家機関、国有会社、国有企业、事業体又は人民団体が、国家の規定に違反して、組織体の名義で国有資産を個人に分配し、その額が比較的多額である場合は、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。その額が巨額である場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 司法機関又は行政執法機関が、国家の規定に違反して国家に納入すべき罰金又は財産の没収による財物を組織体の名義で個人に密かに分配した場合は、前項の規定により処罰する。

第九章 汚職の罪

第三九七条① 国家機関公務員が、職権を濫用し又は職務を怠り、公共の財産、国家又は人民の利益に重大な損害を与えた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が特に重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。この法律に特別の規定がある場合は、その規定による。

② 国家機関公務員が、私利を図るために汚職し、前項の罪を犯した場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が特に重いときは、五年以上十年以下の懲役に処する。この法律に特別の規定がある場合は、その規定による。

第三九八条① 国家機関公務員が、国家秘密保持法の規定に違反して国家の秘密を故意又は過失により漏洩し、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。その情状が特に重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

② 非国家機関公務員が、前項の罪を犯した場合は、前項の規定に従って情状を酌量して処罰する。

第三九九条① 司法要員が、私利を図るために汚職し、無罪と知りながら人を追訴し、有罪と知りながら人を故意に庇護して訴追を免れさせ、又は刑事裁判において故意に事実若しくは法律に違反して枉法の裁判を行った場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処する。

② 民事又は行政の裁判において、故意に事実又は法律に違反して枉法の裁判を行い、情状が重い場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。その情状が特に重いときは、五年以上十年以下の懲役に処する。

③ 司法要員が、財物を収受して法に違反して前二項の行為を行い、第三八五条に規定する犯罪を犯した場合は、重い刑の規定により罪名を確定し、処罰する。

第四〇〇条① 司法要員が、拘禁されている被疑者、被告人又は囚人を密かに釈放した場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重いときは、五年以上十年以下の懲役に処する。その情状が特に重いときは、十年以上の懲役に処する。

② 司法要員が、職責を怠り、拘禁されている被疑者、被告人又は囚人を逃亡させ、重い結果を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。特に重い結果を生じさせたときは、三年以上十年以下の懲役に処する。

第四〇一条 司法要員が、私利を図るために汚職し、減刑、仮釈放又は暫定的に刑務所外で執行する条件に該当していない犯人に対し、減刑、仮釈放又は暫定的に刑務所外で執行することを許可した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第四〇二条 行政法の執行にかかわる公務員が、私利を図るために汚職し、法により司法機関に移送して刑事責任を追及すべき者を移送せず、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。重い結果を生じさせたときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第四〇三条① 国家関係主管部門の国家機関公務員が、私利を図るために汚職し又は職権を濫用して会社の設立若しくは登録の申請、又は株券若しくは債券の発行又は上場の申請が法律の規定する条件に該当していないのかかわらず、これを承認し又は登録して、公共の財産又は国家若しくは人民の利益に重大な損失を与えた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

② 上級の部門が、登録機関又はその職員に命令して前項の行為を強制的にさせた場合は、その直接責任を負う主管人員は、前項の規定により処罰する。

第四〇四条 税務機関の公務員が、私利を図るために汚職し、税金を徴収せず又は納付すべき税金を過少徴収し、国家の税収に重大な損失を与えた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。特に重大な損失を与えたときは、五年以上の懲役に処する。

第四〇五条① 税務機関の公務員が、法律若しくは行政法規の規定に違反して、領収書の発行、税金の控除又は輸出後の払戻金の業務を行うに際して、私利を図るために汚職し、国家の利益に重大な損失を与えた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。国家の利益に特に重大な損失を与えたときは、五年以上の懲役に処する。

② その他の国家機関公務員が、国家の規定に違反して、輸出貨物の申告若しくは輸出貨物為替証書等の輸出後の払戻金証書に関する業務を行うに際して、私利を図るた

めに汚職し、国家の利益に重大な損失を与えた場合は、前項の規定により処罰する。

第四〇六条 国家機関公務員が、契約を締結し又は履行するに際して、職責を怠るために詐欺され、国家の利益に重大な損失を与えた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。国家の利益に特に重大な損失を与えたときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第四〇七条 森林管理部門の公務員が、森林法の規定に違反して制限された年間採伐限度を超えて林木採伐許可証を発行し、又はその規定に違反して林木採伐許可証を任意に発行し、情状が重く、森林を著しく破壊した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第四〇八条 環境の保護、監督又は管理に関する職責を負う国家機関公務員が、職責を怠り、重大な環境汚染事故を生じさせ、公私の財物に重大な損失を与え又は人を死傷させた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第四〇九条 伝染病の防疫又は治療に従事する政府衛生行政部門の公務員が、職責を怠り、伝染病の伝播又は流行を生じさせ、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第四一〇条 国家機関公務員が、私利を図るために汚職し、土地管理法規の規定に違反して職権を濫用し、土地の徴用若しくは占用を不法に承認し又は国有土地の使用権を不法に低い価格で譲渡し、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。国家又は集団の利益に特に重大な損失を与えた場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第四一一条 税関の職員が、私利を図るために汚職し、密輸の行為を放任し、情状が重い場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が特に重いときは、五年以上の懲役に処する。

第四一二条① 国家商品検査部門又は商品検査機構の職員が、私利を図るために汚職し、検査の結果を偽造した場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。重い結果を生じさせたときは、五年以上十年以下の懲役に処する。

② 前項に掲げる職員が、職責を怠り、検査すべき商品を検査せず、検査結果の証明書の発行を遅滞し又は誤って検査結果証明書を発行し、国家の利益に重大な損失を与えた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第四一三条① 動植物検疫機関の職員が、私利を図るために汚職し、検疫の結果を偽造した場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。重い結果を生じさせたときは、五年以上十年以下の懲役に処する。

② 前項に掲げる職員が、職責を怠り、検疫すべきものを検疫せず、検疫結果の発行を遅滞し、又は誤り証明を発行し、国家の利益に重大な損失を与えた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第四一四条 劣等の商品を生産し又は販売する犯罪行為に対する追及の責任を負う国家機関公務員が、私利を図るために汚職し、法律に規定する追及の職責を怠り、情状が重い場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第四一五条 旅券、査証又はその他の出入国文書に関する業務を取扱う国家機関公務員

が国境（辺境）を密かに越えようとすることを知りながら、出入国の文書を発行した場合、又は国境（辺境）保安若しくは税関等の国家機関公務員が国境（辺境）を密かに越える者であることを知りながらこれを通行させた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第四一六条① 誘拐され売られた女子若しくは児童又は略取された女子若しくは児童に対する解放の職責を負う国家機関公務員が、これらの女子、児童若しくはその家族からの解放の要求又はその他の者の通報を受けたにもかかわらず、これらの者を解放せず、重い結果を生じさせた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

② 解放の職責を負う国家機関公務員が、職務を利用して、その解放を阻止した場合は、二年以上七年以下の懲役に処する。情状が比較的軽いときは、二年以下の懲役又は拘留に処する。

第四一七条 犯罪活動の取り締まりの職責を負う国家機関公務員が、犯人に通報し又は便宜を提供して、犯人が処罰を回避することを帮助した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

第四一八条 国家機関公務員が、公務員又は学生を募集する業務を行うに際して、私利を図るために汚職し、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第四一九条 国家機関公務員が、職責を怠り、貴重な文物を毀損し又は流失させ、重い結果を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第一〇章 軍人の職責に違反する罪

第四二〇条 軍人が職責に違反して国家の軍事利益に危害を及ぼし、法律により刑罰をもって処罰すべき行為は、軍人の職責に違反する罪である。

第四二一条 戦時中、命令に抵抗し作戦に危害を与えた者は、三年以上十年以下の懲役に処する。戦闘又は戦役に重大な損失を与えた者は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第四二二条 軍事情報を故意に隠し若しくは虚偽の報告をし、又は軍事命令の伝達を拒否し若しくは虚偽の伝達をし、作戦に危害を与えた者は、三年以上十年以下の懲役に処する。戦闘又は戦役に重大な損失を与えたときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第四二三条① 戦場において死を恐れ、自ら武器を捨てて敵に投降した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。情状が重い場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

② 投降後敵のために働いた者は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第四二四条 戦時中、戦陣に臨んで逃亡した者は、三年以下の懲役に処する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。戦闘又は戦役に重大な損失を与えた場合は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第四二五条① 指揮人員、当番又は当直の人員が、職場を勝手に離れ又は職務を怠り、そのために重大な結果を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。特に

重い結果を生じさせたときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

② 戦時中、前項の罪を犯した場合は、五年以上の懲役に処する。

第四二六条 暴力又は脅迫の方法で、指揮人員、当番又は当直の人員による職務の執行を妨害した者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、五年以上の懲役に処する。よって人に重い傷害を負わせ若しくは死亡させ、又はその他の特に重い情状があるときは、無期懲役又は死刑に処する。戦時中は、重く処罰する。

第四二七条 職権を濫用し、部下に職責に違反する活動を指示した者が、重大な結果を生じさせた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が特に重いときは、五年以上十年以下の懲役に処する。

第四二八条 指揮人員が、命令を拒み、戦陣に臨んで逃亡し又は消極的に作戦し、重い結果を生じさせた場合は、五年以下の懲役に処する。戦闘又は戦役に重大な損失を与え、又はその他の特に重い情状があるときは、五年以上の懲役に処する。

第四二九条 戦場において近隣の味方の部隊が危急に陥れ救援を要請する場合、救援が可能であるにもかかわらず救援せず、そのために近隣の味方の部隊に重大な損失を生じさせた場合は、指揮人員は、五年以下の懲役に処する。

第四三〇条① 公務を履行する期間中、職場を無断で離れ、境外に逃亡し、又は境外で逃亡して、国家の軍事利益に危害を及ぼした者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、五年以上の懲役に処する。

② 航空機又は船舶を操縦して境外に逃亡し又はその他の特に重い情状がある者は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第四三一条① 窃取、探索又は買収の方法で、軍事の秘密を不法に獲得した者は、五年以下の懲役に処する。情状が重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処する。その情状が特に重いときは、十年以上の懲役に処する。

② 境外の機構、組織又は人員のために、軍事の秘密を窃取し、探索し、買収し又は不法に提供した者は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第四三二条① 国家秘密保護法規に違反して軍事上の秘密を故意又は過失により漏泄した者は、情状が重い場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。その情状が特に重いときは、五年以上十年以下の懲役に処する。

② 戦時中、前項の罪を犯した者は、五年以上十年以下の懲役に処する。情状が特に重い場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

第四三三条① 戦時中、虚構の事実を流布して、軍人の心情を動揺させた者は、三年以下の懲役に処する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。

② 敵と通謀して虚構の事実を流布して軍人の心情を動揺させた者は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。情状が特に重い場合は、死刑に処することができる。

第四三四条 戦時中、自己の身体を傷つけ、軍事的義務を回避した者は、三年以下の懲役に処する。その情状が重い場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第四三五条① 兵役法規に違反して部隊から離れた者は、情状が重い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

② 戦時中、前項の罪を犯した者は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第四三六条 武器装備を使用する規定に違反した者は、情状が重く、そのために責任事故を招いて、人に重い傷害を負わせ死亡させ、又はその他の重大な結果を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。結果が特に重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第四三七条 武器装備を管理する規定に違反し、武器装備の用途を無断で変更し、重大な結果を生じさせた者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。特に重い結果を生じさせた場合は、三年以上七年以下の懲役に処する。

第四三八条① 武器装備若しくは軍用物資を窃取し又は強取した者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処する。その情状が特に重いときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

② 銃器、弾薬若しくは爆発物を窃取し又は強取した者は、第一二七条の規定により処罰する。

第四三九条 不法に軍隊の武器装備を売り出し又は転売した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。大量の武器装備を売り出し若しくは転売し又はその他の特に重い情状がある場合は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第四四〇条 命令を拒み又は武器装備を遺棄した者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。重要で大量の武器装備を遺棄し、又はその他の重い情状がある場合は、五年以上の懲役に処する。

第四四一条 武器装備を遺失して速やかに報告せず又はその他の重い情状がある場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第四四二条 規定に違反して無断で軍隊の不動産を売り出し又は譲渡し、情状が重い場合は、直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。その情状が特に重いときは、三年以上十年以下の懲役に処する。

第四四三条 職権を濫用して部下に虐待を加え、情状が悪質で、そのために人に重い傷害を負わせ、又は重大な結果を生じさせた者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。よって人を死亡させた場合は、五年以上の懲役に処する。

第四四四条 戦場において負傷又は病気の軍人を故意に遺棄し、情状が悪質な場合は、直接責任者は、五年以下の懲役に処する。

第四四五条 戦時中、救助又は治療の職務を勤める者が、救助の条件があるにもかかわらず、重傷を負う軍人に対する救助又は治療を拒んだ場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。疾患又は負傷の軍人に重い身体障害を与え若しくは死亡させ又はその他の重い情状があるときは、五年以上十年以下の懲役に処する。

第四四六条 戦時中、軍事行動区域において無関係の住民を殺害し又はその財物を強取した者は、五年以下の懲役に処する。情状が重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処する。その情状が特に重いときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第四四七条 捕虜を密かに釈放した者は、五年以下の懲役に処する。重要な捕虜を密かに釈放し、多数人の捕虜を密かに釈放し又はその他の重い情状がある場合は、五年以上の懲役に処する。

第四四八条 捕虜を虐待した者は、情状が悪質な場合は、三年以下の懲役に処する。

第四四九条 戦時中、三年以下の懲役に処せられ、現実の危険がなく、執行猶予を宣告された犯罪軍人が、功績を立てて罪を償うことを許され功績を立てたことが明らかとなった場合は、原判決を撤回し、犯罪がなかったものとするができる。

第四五〇条 本章は、中国人民解放軍の現役将校、文官の職員、兵士及び軍籍を有する学習人員、中国人民武装警察部隊の現役警官、文官の職員、兵士及び軍籍を有する学習人員、並びに軍事任務を執行する予備役人員及びその他の人員に適用する。

第四五一条① 本章において「戦時」とは、国家が戦争状態に入ったことを宣告した時、部隊が作戦任務を受けた時又は敵の突然の襲撃に遭った時をいう。

② 軍人が戒嚴の任務を執行する場合又は突発的な事件を処理する場合は、戦時とする。

付 則

第四五二条① この法律は、一九九七年一〇月一日から施行する。

② この法律の付属文書の一に掲げる全国人民代表大会常務委員会が制定した条例、補充規定及び決定は、この法律に編入され又はすでに適用されていないので、この法律が施行される日からこれを廃止する。

③ この法律の付属文書の二に掲げる全国人民代表大会常務委員会が制定した補充規定及び決定は、保留する。その内、行政処罰及び行政措置に関する規定は、引き続き有効であるが、刑事責任に関する規定は、この法律に編入されたので、この法律が施行される日からこの法律の規定を適用する。

付属文書の一

全国人民代表大会常務委員会が制定した次に掲げる条例、補充規定及び決定は、すでにこの法律に編入され、又は適用されていないので、この法律が施行される日からこれを廃止する。

- 一 中華人民共和国軍人職責違反罪処罰暫定条例
- 二 経済を破壊する重大な犯罪者を厳しく処罰することに関する決定
- 三 社会の治安に危害を及ぼす犯罪者を厳しく処罰することに関する決定
- 四 密輸の罪を処罰する補充規定
- 五 職務上横領罪賄賂罪を処罰することに関する補充規定
- 六 国家の秘密を漏洩する犯罪を処罰することに関する補充規定
- 七 国家が重点的に保護する貴重で絶滅のおそれのある野性動物を捕獲し殺害する犯罪を処罰することに関する補充規定
- 八 中華人民共和国の国旗又は国章を侮辱する犯罪を処罰する決定
- 九 古文化遺跡又は古墳を盗掘する犯罪を処罰することに関する補充規定
- 一〇 航空機をハイジャックする犯罪者を処罰することに関する決定
- 一一 登録商標を偽称する犯罪を処罰することに関する補充規定
- 一二 偽りの又は粗悪な商品を生産し又は販売する犯罪を処罰することに関する決定
- 一三 著作権を侵害する犯罪を処罰することに関する決定

- 一四 会社法に違反する犯罪を処罰することに関する決定
- 一五 逃亡又は再犯の労働改造犯人及び労働教養者を処理することに関する決定

付属文書の二

全国人民代表大会常務委員会が制定した次に掲げる補充規定及び決定は、保留する。
その内、行政処罰及び行政措置に関する規定は、引き続き有効であるが、刑事責任に関する規定は、すでにこの法律に編入されたので、この法律が施行される日から、この法律の規定を適用する。

- 一 麻薬を禁止することに関する規定
- 二 猥褻物を密輸し、制作し、販売し又は頒布する犯罪者を処罰することに関する決定
- 三 女子若しくは児童を誘拐して販売し又は身代金目的で略取する犯罪者を厳しく処罰することに関する決定
- 四 売春及び買春を厳禁することに関する決定
- 五 脱税又は納税拒否の犯罪を処罰することに関する補充規定
- 六 他人を集め組織して国境（辺境）を密かに越えさせ又は運送した犯罪を厳しく処罰することに関する補充規定
- 七 金融秩序を破壊する犯罪を処罰することに関する決定
- 八 付加価値税納税証書を不正に作成し、偽造し又は不法に販売する犯罪を処罰することに関する決定

中国特別刑法全訳

野村 稔
張 凌

一 この資料集は、1979年7月7日に「中華人民共和國刑法」が制定されて以来、全国人民代表大会常務委員会が制定した23箇の「条例」、「決定」、「規定」、「補充規定」（新刑法付属文書の一及び付属文書の二に列挙しているもの）といわれる特別刑法を収録したものである。

二 この第一部は、付属文書の一に列挙しているものであり、この第二部は、付属文書の二に列挙しているものである。今後の研究のために、原文を翻訳した。

三 この資料集は、刑法の付属文書の一、二が掲載する順による。

四 特別刑法の条文の順序は、「軍事職責違反処罰暫定条例」を除いて、「一、二、三…」の形で表記したが、引用の便宜のために「第一条、第二条、第三条…」及び「項」、「号」を記入している。

五 本文においての*記号は訳注である。

六 [] 記号は原語である。

七 この特別刑法に引用する条文は、旧刑法の条文である。

目 次

第一部

- 一 中華人民共和国軍人職責違反処罰暫定条例
- 二 経済を破壊する重大な犯罪者を厳しく処罰することに関する決定
- 三 社会の治安に危害を及ぼす重大な犯罪者を厳しく処罰することに関する決定
- 四 密輸の罪を処罰することに関する補充規定
- 五 職務上横領罪賄賂罪を処罰することに関する補充規定
- 六 国家の秘密を漏洩する犯罪を処罰することに関する補充規定
- 七 国家が重点的に保護する貴重で絶滅のおそれのある野性動物を捕獲し殺害する犯罪を処罰することに関する補充規定
- 八 中華人民共和国の国旗又は国章を侮辱する犯罪を処罰することに関する決定
- 九 古文化遺跡又は古墳を盗掘する犯罪を処罰することに関する補充規定
- 一〇 航空機をハイジャックする犯罪者を厳しく処罰することに関する決定
- 一一 登録商標を偽称する犯罪を処罰することに関する補充規定
- 一二 偽りの又は粗悪な商品を生産し又は販売する犯罪を処罰することに関する決定
- 一三 著作権を侵害する犯罪を処罰することに関する決定
- 一四 会社法に違反する犯罪を処罰することに関する決定
- 一五 逃亡し又は再犯した労働改造犯人及び労働教養者を処罰することに関する決定

第二部

- 一 麻薬を禁止することに関する決定
- 二 猥褻物を密輸し、製作し、販売し又は頒布する犯罪者を処罰することに関する決定
- 三 女子若しくは児童を誘拐して販売し又は身代金目的で略取する犯罪者を厳しく処罰することに関する決定
- 四 売春及び買春を厳禁することに関する決定
- 五 脱税及び納税拒否の犯罪を処罰することに関する補充規定
- 六 他人を集め組織して国境（辺境）を密かに越えさせ又は運送する犯罪を処罰することに関する補充規定
- 七 金融の秩序を破壊する犯罪を処罰することに関する決定
- 八 付加価値税納税証書を不正に作成し、偽造し又は不法販売する犯罪を処罰することに関する決定

第一部

一 中華人民共和国軍人職責違反処罰暫定条例

第 5 次全国人民代表大会常務委員会第 19 回会議採択
(1981 年 6 月 10 日採択, 1982 年 1 月 1 日施行)

第一条 「中華人民共和国刑法」の指導思想及び基本的原則に基づいて、軍人が職責に違反する犯罪行為を処罰し、真剣に職責を履行するよう軍人を教育し、軍隊の戦闘力を強固にするために、特にこの条例を制定する。

第二条 中国人民解放軍の現役軍人で、軍人の職責に違反し、国家の軍事的利益に危害を及ぼし、法律に基づいて刑罰の処罰を受けなければならない行為は、軍人職責違反罪とする。ただし、情状が著しく軽く、危害の大きくない場合は、犯罪とせず、軍隊の規則により処理する。

第三条 武器装備の使用規定に違反し、情状が重く、そのために重大な過失事故を引き起こし、人に重い傷害を負わせ、死亡させ、又はその他の重大な結果を生じさせた者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。結果が特に重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第四条① 国家軍事秘密保守法規に違反して、国家の重要な軍事秘密を漏泄し又は遺失した者は、情状が重い場合は、七年以下の懲役又は拘留に処する。

② 戦時中、前項の罪を犯した場合は、三年以上十年以下の懲役に処する。情状が特に重いときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

③ 敵又は外国人のために、軍事秘密を窃取し、探索し又は提供した者は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第五条① 指揮員、当番又は当直要員が、職務を勝手に離れ、又は職務を怠り、そのために重大な結果を招いたときは、七年以下の懲役又は拘留に処する。

② 戦時中、前項の罪を犯したときは、五年以上の懲役に処する。

第六条① 兵役法規に違反し、部隊から逃亡した者は、情状が重いときは、三年以下の懲役又は拘留に処する。

② 戦時中、前項の罪を犯したときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第七条 不法に国境（辺境）を越えて境外に逃亡した者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重いときは、三年以上十年以下の懲役に処する。戦時中は、重く処罰する。

第八条 国境又は海上防衛線の当直要員が、私利を図るため汚職し、他人を不法に越境させた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重いときは、五年以上の懲

役に処する。戦時中は、重く処罰する。

第九条 職権を濫用し、部下を虐待し又は迫害した者は、情状が悪質で、よって人に重い傷害を負わせ、又はその他の重大な結果を招いたときは、五年以下の懲役又は拘留に処する。よって人を死亡させたときは、五年以上の懲役に処する。

第一〇条 暴力又は脅迫で、指揮員、当番又は当直の職務執行を妨害した者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重いときは、五年以上の懲役に処する。情状が特に重いとき、又は人に重い傷害を与え若しくは死亡させたときは、無期懲役又は死刑に処する。戦時中は、重く処罰する。

第一一条 武器装備又は軍事物資を窃取した者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重い場合は、五年以上十年以下の懲役に処する。情状が特に重いときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。戦時中、重く処罰し、情状が特に重いときは、死刑に処することができる。

第十二条 武器装備又は軍事施設を破壊した者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。重要な武器又は重要な軍事施設を破壊した者は、三年以上十年以下の懲役に処し、情状が特に重いときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。戦時中は、重く処罰する。

第十三条 戦時中、自分の身体を傷つけて、軍事的義務を逃避した者は、三年以下の懲役に処する。情状が重いときは、三年以上七年以下の懲役に処する。

第十四条① 戦時中、虚構の事実を流布して大衆を惑わせ、軍事の心情を動揺させた者は、三年以下の懲役に処する。情状が重いときは、三年以上十年以下の懲役に処する。

② 敵と通謀して虚構の事実を流布して、大衆を惑わせ、軍人の心情を動揺させた者は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。情状が特に重いときは、死刑に処することができる。

第十五条 戦場において負傷者を故意に遺棄した場合において、情状が悪質なときは、その直接責任者は、三年以下の懲役に処する。

第十六条 戦闘を恐れ、戦陣に臨んで逃亡した者は、三年以下の懲役に処する。情状が重いときは、三年以上十年以下の懲役に処する。戦闘又は戦役に重大な損害を与えたときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第十七条 戦闘中、命令に違反し又は反抗して、作戦に危害を及ぼした者は、三年以上十年以下の懲役に処する。戦闘又は戦役に重大な損害を与えたときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第十八条 故意に偽りの軍事情報を報告するか、又は偽りの命令を伝えることにより、作戦に危害を及ぼした者は、三年以上十年以下の懲役に処する。戦闘又は戦役に重大な損害を与えたときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。

第十九条① 戦場において死を恐れ、自ら武器を捨てて敵に投降した者は、三年以上十年以下の懲役に処する。情状が重いときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。

② 投降後、敵のために働いた者は、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。
第二〇条 軍事行動区域において罪のない住民を略奪し又は殺害した者は、七年以下の

懲役に処する。情状が重い場合は、七年以上懲役に処する。情状が特に重いときは、無期懲役又は死刑に処する。

第二一条 捕虜を虐待した者は、情状が悪質なときは、三年以下の懲役に処する。

第二二条 戦時中、三年以下の懲役の判決に処せられ、現実の危険がなく、執行猶予を宣告された犯罪軍人に対しては、功績を立てて罪を償うことを許し、確かに功績が明らかとなった場合は、原判決を撤回し、犯罪はなかったものとしてすることができる。

第二三条 現役軍人が、この条例以外の罪を犯したときは、「中華人民共和国刑法」の関係条項の規定に基づいて処罰する。

第二四条 危害の大きい犯罪軍人に対しては、勲章、褒章又は荣誉称号の剥奪を付加することができる。

第二五条 軍隊の編制に属する従業員は、この条例の罪を犯した場合は、この条例を適用する。

第二六条 この条例は、1982年1月1日から施行する。

二 経済を破壊する重大な犯罪者を厳しく処罰することに関する決定

第5次全国人民代表大会常務委員会第22回会議で採択
(1982年3月8日採択, 1982年4月1日施行)

最近、密輸、ヤミ為替又は投機空取引によって暴利を取得し、公共の財物を窃取し、貴重な文物を窃取して販売し、賄賂を要求し、及び賄賂を受受する等の経済犯罪活動が、非常に嚴重であり、国家の社会主義建設事業及び人民の利益に重大な危害を及ぼしている。この現状を考慮して、これらの犯罪活動に断固とした打撃を加え、これらの犯罪分子、及びこれらの犯罪活動に参加し、隠避し、又は放任した公務員を厳しく処罰するために、「中華人民共和国刑法」の一部の関連条項に相應の補充及び改正を加える必要がある。そこで、次のように決定する。

第一条 刑法の関連条項については、次の補充及び改正を行う。

① 刑法第一一八条の密輸、ヤミ為替、投機空取引により暴利を取得する罪、第一五二条の窃盜罪、第一七一条の麻薬販売罪、第一七三条の貴重な文物を国外に盗み出す罪については、その刑にそれぞれ次の補充又は改正を行う。情状が特に重いときは、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科することができる。

公務員が職務を利用して前項に記載した犯罪行為を行い、情状が特に重い場合は、前項の規定に従って重く処罰する。この決定において「公務員」とは、国家各級權力機關、各級行政機關、各級司法機關、軍隊、国营企業、国家事業機構の職員、及びその他各種の法律によって公務に従事する職員である。

② 刑法第一八五条第一項及び第二項の収賄罪については、次のように改正する。公務員が賄賂を要求し又は収受したときは、刑法第一五五条の横領罪に照らして処罰す

る。情状が特に重いときは、無期懲役又は死刑に処する。

③ 公務員が、司法要員であるか否かを問わず、職務を利用して①又は②に規定された犯人を隠避し若しくは藏匿したとき、又は彼らの犯人の犯罪事実を欺瞞し若しくは隠蔽したときは、刑法第一八八条の私情を謀り不正をはたらく罪の規定に従って処罰する。

公務員の親族又はすでに離職した公務員が、上記の犯罪行為を犯したときは、刑法第一六二条第二項の隠避罪の規定に従って処罰する。

上記の犯人が罪証を消滅するか又は偽証したときは、刑法第一四八条の偽証罪の規定に従って処罰する。

法執行人員に対し執行行為を阻止し、脅迫し又は打撃報復した者は、刑法第一五七条の社会管理の秩序を妨害する罪又は第一四六条の報復陷害の罪により処罰する。

前四項の罪を犯し、前記①又は②に列記した犯人と事前に通謀したときは、共同犯罪とする。

④ 本条①、②、③に列記した犯人について、追及する責任を負う公務員が法に従って処理しないか若しくは妨害を受けたために法律に規定された追及の職責を履行しなかった場合、又は犯人及び犯罪事実を知っている直接責任者若しくは単に事情を知っている職員が法に従って事件を報告せずありのままに立証しなかった場合は、刑法第一八七条、第一八八条又は第一九〇条所定の汚職の罪に照らしてそれぞれ処罰する。

第二条① この決定は、1982年4月1日から施行する。

② およその決定施行の日以前の犯罪、1982年5月1日以前に自首した場合、又は勾留された者が全部の犯行をありのままに自白するほか、他の犯罪者の犯罪事実をありのままに告発した場合は、この決定施行以前の関係法律の規定に従って処理する。およそ1982年5月1日以前に犯した犯罪行為を引き続き隠蔽して自首を拒否する場合、又は本人の全部の犯行を自白せず他の犯罪者の犯罪事実を告発しなかった場合は、犯罪が継続しているものとみなし、すべてこの決定により処理する。

第三条 この決定が、国家及び人民全体の利益と大きくかかわっているので、すべての国家機関・軍隊・企業・事業体・農村の協同組合・生産隊・政党組織・人民団体・学校・新聞社・放送局及びその他の宣伝機関は、この決定公布の日から、いずれも効果的な方法によって、全公務員、将校兵士、従業員、学生及び都市住民に対し、分かり易い説明の宣伝を繰り返して行い、周知をさせる義務を負う。

三 社会の治安に危害を及ぼす重大な犯罪者を厳しく処罰することに関する決定

第6次全国人民代表大会常務委員会第2回会議で採択
(1983年9月2日公布、同日施行)

社会の治安を維持し、人民の生命と財産の安全を保護し、及び社会主義建設の順調な

進展を保障するために、社会の治安に重大な危害を及ぼす犯罪者については、厳しく処罰しなければならない。そのために次の通りに決定する。

第一条 次の各号に掲げる重大な社会の治安に危害を及ぼす犯罪者は、刑法が規定する最高刑期以上の刑に処し、死刑に処すこともできる。

一 強制猥褻犯罪集団の首謀者、凶器を携帯して強制猥褻犯罪活動を行って情状が重い者、又は特に危害の重大な強制猥褻犯罪活動を行った者。

二 故意に人を傷害して、重い傷害を負わせ若しくは死亡させ、情状が悪質な者、又は犯人を告発し、摘発し、捕捉するか若しくは犯罪行為を制止した公務員又は公民に暴力を行い、傷害を負わせた者。

三 人身を誘拐した集団の首謀者、又は人身を誘拐して情状が特に重い者。

四 銃器、弾薬又は爆発物を不法に製造し、売買し、運輸し、窃取し又は強取し、情状が特に重い者、又は重大な結果を生じさせた者。

五 反動的会道門を組織し又は迷信を利用して、反革命活動を行い、社会の治安に重大な危害を及ぼした者。

六 女子を勧誘し又は収容して売春させ、情状が特に重い者。

第二条 犯罪の方法を伝授した者は、情状が比較的軽い場合は、五年以下の懲役に処する。情状が重いときは、五年以上の懲役に処する。その情状が特に重いときは、無期懲役又は死刑に処する。

第三条 この決定が公布された後、裁判が行われた上記の犯罪事件については、この決定を適用する。

四 密輸の罪を処罰することに関する補充規定

第 6 次全国人民代表大会常務委員会第 24 回会議採択
(1988 年 1 月 21 日公布、同日施行)

「中華人民共和国刑法」及び全国人民代表大会常務委員会「経済を破壊する重大な犯罪者を厳しく処罰することに関する決定」のうちの密輸罪を処罰する規定に基づいて、次のような補充規定を行う。

第一条 阿片等の麻薬、武器、弾薬又は偽造の通貨を密輸した者は、七年以上の懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重い場合は、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。情状が軽いときは、七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第二条 国家が輸出を禁止する文物、貴重な動物若しくはその製品、金、銀、又はその他の貴金属を密輸した者は、五年以上の懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重い場合は、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。情状が軽いときは、五年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第三条 暴力又は伝播の目的で、猥褻の映画、録画テープ、録音テープ、図画、書籍、雑誌又はその他の猥褻物を密輸した者は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が軽いときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。

第四条① この規定の第一条ないし第三条以外の貨物又は物品を密輸したときは、その情状の軽重に基づいて、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ処罰する。

一 密輸した貨物又は物品の金額が五十万元以上であるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重いときは、死刑に処し、財産の没収を併科する。

二 密輸した貨物又は物品の金額が十五万元以上五十万円未満であるときは、七年以上の懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重いときは、無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

三 密輸した貨物又は物品の金額が五万元以上十五万円未満であるときは、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

四 密輸した貨物又は物品の金額が二万元以上五万円未満であるときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。情状が軽く、又はその金額が二万円未満であるときは、税関が密輸の貨物、物品又は違法取得を没収し、罰金を併科することができる。

② 二人以上共同して密輸した場合は、個人の密輸した貨物又は物品の価額及びその者が犯罪における役割に基づいて、それぞれ処罰する。密輸集団の首謀者は、集団による密輸の貨物又は物品の総計価格に基づいて処罰する。その他の共同密輸犯罪における主犯は、情状が重いとき、共同して密輸した貨物又は物品の総計価格に基づいて処罰する。

③ 数回にわたって密輸しても処分を受けない者は、密輸の貨物又は物品の価格を累計してその価格に基づいて処罰する。

第五条① 企業、事業体、機関又は団体が、この規定第一条ないし第三条の規定する貨物又は物品を密輸した場合は、これに罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、この規定所定の個人が密輸罪を犯す規定により処罰する。

② 企業、事業体、機関又は団体が、この規定第一条ないし第三条の以外の貨物又は物品を密輸し、且つ、その額が三十万元以上である場合は、これに罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重く、国家の利益に重大な損失を与えたときは、五年以上十年以下の懲役に処する。その額が三十万円未満である場合は、税関により密輸の貨物、物品又は違法取得を没収し、過料を科することができ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者については、その所在する組織体又は上級主管機関により酌量して行政処分を与える。

③ 企業、事業体、機関若しくは団体が密輸してその違法収益を着服した場合、又は企業、事業体、機関若しくは団体の名義で密輸し、共同して違法取得を分配した場合、この規定における個人が密輸罪を犯す規定により処罰する。

第六条① 次の各号に掲げる密輸行為が、この規定により犯罪を構成するときは、第八条又は第五条の規定により処罰する。

一 税関の許可を経ず、且つ、関税を納付しない場合において、無断で輸出する委託加工、委託組立、補償貿易の原材料、部品、製品、設備等の保税貨物を、境内に販売して暴利を獲得したとき。

二 贈与の名義を虚構して貨物若しくは物品を輸入したとき、又は税関の許可を経ず、且つ、関税を納付せずに贈与した輸入の貨物、物品又はその他の特定減税若しくは免税の輸入貨物若しくは物品を境内に販売して、暴利を獲得したとき。

② 前項の密輸行為を行い、密輸の金額が比較的少額で、犯罪を構成しない場合は、税関により密輸の貨物、物品又は違法取得を没収し、過料を併科することができる。

第七条① 次の各号に掲げる行為は、密輸罪とし、この規定の関係規定により処罰する。

一 直接に密輸者から国家輸入禁止の物品を不法に購入し、又は直接に密輸者からその他の密輸入の貨物若しくは物品を不法に購入し、価額が比較的多額であるとき。

二 内海、領海において国家輸出入禁止の物品若しくは国家輸出入制限の物品を運輸し、購買し又は販売し、価額が比較的多額で、合法の証明書がないとき。

② 前項の密輸行為により密輸の価額が比較的少なく、犯罪を構成しない場合は、税関により密輸の貨物、物品又は不法取得を没収し、過料を併科することができる。

第八条 密輸犯罪者と通謀して、その者に融資、資金、口座、領収書若しくは証明文書を提供した場合、又はその者に運輸、保管、郵便若しくはその他の便宜を提供した場合は、密輸罪の共犯とする。

第九条① 全人民所有制若しくは集団所有制の企業、事業体、機関又は団体が、為替管理法規に違反して、境外に取得した外国為替を境内に預け入れるべきなのに預け入れず若しくは国家の指定する銀行に預け入れなかった場合、境内の外国為替を不法に境外に移転した場合、又は国家が配給する外国為替を不法に売り出して暴利を取得した場合は、為替管理機関は為替管理法規に基づいて、その為替を強制的に兌換し、違法取得を没収し、過料を併科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、その所在する組織体又は上級主管機関が酌量して行政処分を与える。情状が重いときは、為替管理法規により外国為替を強制的に兌換し、不法収益を没収し、これに罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

② 企業、事業体、機関、団体又は個人が、外国為替を不法に転売して暴利を取得し、情状が重いときは、空投機取引罪により処罰する。

第一〇条① 武装をもって密輸を護送したときは、この規定第一条の規定に基づいて重く処罰する。

② 暴力又は脅迫の方法で、密輸の取り締りに抵抗したときは、密輸罪及び刑法第一百五七条の公務員職務執行妨害罪により、併合罪として処罰する。

第一一条 公務員が職務上の立場を利用して密輸罪を犯したときは、重く処罰する。

第十二条 密輸罪を犯したときは、法により密輸の貨物、物品、不法収益、又は当該

組織体若しくは個人に所有する密輸の運輸手段を没収するとの判決を下す。

第十三条 密輸事件を処理する際には、没収した財物、罰金又は過料の収入は、全部国庫に納入し、一部を保留してはならず、密かに処分してはならない。没収した財物、罰金又は過料の収入を密かに分配した場合は、職務上横領罪とする。

第十四条 法により刑事責任を追及する密輸事件については、取り締り機関は、事件書類、密輸の貨物若しくは物品の目録、写真等の証拠を司法機関に移送しなければならない。密輸の貨物又は物品は長期に保管することができない場合は、関連規定により別に処理することを除いて、司法機関がいつでも検査し、確認するためにその場で保存し、適切に保管する。

第十五条 この規定において「密輸の貨物又は物品の価格」は、犯罪を摘発した当時、当地の国営商業の小売り価格に基づいて計算する。価格が計算することはできない場合は、主管機関が推定する。

第十六条 この規定は、公布の日から施行する。

五 職務上横領罪賄賂罪を処罰することに関する補充規定

第6次全国人民代表大会常務委員会第24回会議採択

(1988年1月21日公布、同日施行)

「中華人民共和国刑法」及び全国人民代表大会常務委員会の「経済を破壊する重大な犯罪者を厳しく処罰することに関する決定」のうちの職務上横領罪賄賂罪を処罰する規定に基づいて、次のような補充規定を行う。

第一条① 公務員、集団経済組織体の職員又はその他の公共財物の取扱者若しくは管理者が職務上の立場を利用し、着服、窃盗、騙取又はその他の手段で公共の財物を不法に占有した場合は、職務上横領罪である。

② 公務員、集団経済組織体の職員又はその他の公共財物の取扱者若しくは管理者と共同して横領した場合は、職務上横領罪の共犯とする。

第二条① 職務上横領罪を犯した者は、情状の軽重に基づいて、次の各号の規定によりそれぞれ処罰する。

一 個人による横領の金額が五万元以上である場合は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科することができる。情状が重いときは、死刑に処し、財産の没収を併科する。

二 個人による横領の金額が一万元以上五万元未満である場合は、五年以上の懲役に処し、財産の没収を併科することができる。情状が特に重いときは、無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

三 個人による横領の金額が二千元以上一万元未満である場合は、一年以上七年以下の懲役に処する、情状が重いときは、七年以上十年以下の懲役に処する。個人による横

領の金額が二千元以上一万元未満で、罪を犯した後、自首、功績を立て、又は改悛の行動のあり、積極的に赃物を返還したときは、その刑を減輕し又は免除し、その所在する組織体又は上級主管機関が行政処分を行うことができる。

四 個人による横領の金額が二千元未満で、情状が比較的重い場合は、二年以下の懲役又は拘留に処する。情状が比較的軽いときは、その所在する組織体又は上級主管機関が酌量して行政処分を行う。

② 二人以上共同して横領した場合は、個人の取得した金額及びこれらの者が共同犯罪における役割に基づいて、それぞれ処罰する。横領集団の首謀者は、集団が横領した総額により処罰する。その他の共同横領犯罪における主犯は、情状が重いときは、共同横領の総額により処罰する。

③ 数回にわたって横領しても処理を受けなかった場合は、累計する金額により処罰する。

第三条① 公務員、集団経済組織体の職員又はその他の公共財物の取扱者若しくは管理者が、職務上の立場を利用して公金を流用し、個人の不法な活動のために使用した場合、多額の公金を流用して営利活動に用いた場合、又は多額の公金を流用して三箇月を超えても返還しなかった場合は、公金流用罪である。公金を流用した者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重いときは、五年以上の懲役に処する。比較的多額の公金を流用して返還しなかったときは、職務上横領罪とする。

② 災害救助、緊急対策、洪水防止、優遇慰問又は救済の資金若しくは物資を流用して個人がこれを使用したときは、重く処罰する。

③ 公金を流用して不法な活動を行ってその他の犯罪を構成した場合は、併合罪の規定により処罰する。

第四条① 公務員、集団経済組織体の職員又はその他の公務に従事する人員が、職務上の立場を利用して他人に財物を強要し又は不法に他人の財物を收受して他人に利益を図る場合は、収賄罪である。

② 公務員、集団経済組織体の職員又はその他の公務に従事する人員と共同して賄賂を收受したときは、共犯とする。公務員、集団経済組織体の職員又はその他の公務に従事する人員が、経済取引において、国家の規定に違反して各種の名義の割戻金又は手数料を收受して領得したときは、収賄罪とする。

第五条① 収賄罪を犯した者は、収賄により得た金額及び情状に基づいて、この規定の第二条により処罰する。収賄の金額が一万元未満で、国家の利益又は集団の利益に重大な損失を与えたときは、十年以上の懲役に処する。収賄の金額が一万元以上で、国家の利益又は集団の利益に重大な損失を与えたときは、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。賄賂を強要したときは、重く処罰する。

② 収賄により違法な活動を行い、その他の犯罪を構成したときは、併合罪の規定により処罰する。

第六条 全人民所有の企業、事業体、機関又は団体が、他人の財物を強要し又は收受して他人のために利益を図り、情状が重いときは、これらに対し罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処す

る。

第七条① 不正な利益を図るために、公務員、集団経済組織体の職員又はその他の公務に従事する人員に財物を供与した場合は、贈賄罪である。

② 経済取引において、国家の規定に違反し、公務員、集団経済組織体の職員又はその他の公務に従事する人員に財物を供与し、金額が比較的多額である場合、又は国家の規定に違反して公務員、集団経済組織体の職員又はその他の公務に従事する人員に割戻金又は手数料を供与した場合は、贈賄罪とする。

③ 強要されたために公務員、集団経済組織体の職員又はその他の公務に従事する人員に財物を供与したが、不正な利益を獲得しない場合は、贈賄ではない。

第八条① 贈賄罪を犯した者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。贈賄により不正な利益を獲得し、情状が重く、又は国家若しくは集団の利益に重大な損失を与えた場合は、五年以上の懲役に処する。情状が特に重いときは、無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

② 贈賄者が訴追される前に、贈賄行為を自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

第九条 企業、事業体、機関又は団体が、不正な利益を図るために贈賄をした場合、又は国家の規定に違反して公務員、集団経済組織体の職員若しくはその他の公務に従事する人員に割戻金若しくは手数料を供与した場合は、情状が重いときは、これに対し罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。贈賄による違法取得を個人に所有としたときは、この規定第八条により処罰する。

第一〇条 公務員が対外交流において贈り物を收受し、国家の規定により公に納付すべきなのににかかわらず納付せず、金額が比較的多額である場合は、職務上横領罪とする。

第一一条① 公務員の財産又は支出が、合法的収入をはるかに超え、その差額が巨額である場合は、その由来を説明するよう命ずることができる。本人がその由来の適法であると説明することができない場合は、その差額の部分は不法所得とし、五年以下の懲役又は拘留に処し、差額部分の財産の没収を併科する。

② 公務員の境外における預金は、国家の規定により申告しなければならない。その額が比較的多額で、隠匿して申告しないときは、二年以下の懲役又は拘留に処する。情状が軽いときは、その所在する組織体又は上級主管機関が酌量して行政処分を与える。

一二条① 横領又は流用された公共の財物はすべて追徴し、賄賂の財物又はその他の違法取得はすべて没収する。

② 追徴された横領又は流用の財物は、原組織体に返還する。原組織体に返還すべきでない場合は、国庫に納入する。没収された財物は、すべて国庫に納入する。

第一三条 この規定は、公布の日から施行する。

六 国家の秘密を漏洩する犯罪を処罰することに関する補充規定

第7次全国人民代表大会常務委員会第3回会議採択
(1988年9月5日公布, 同日施行)

第7次全国人民代表大会常務委員会第3回会議は、刑法を次のように補充する規定を決定する。境外の機構、組織又は人員のために国家の秘密を窃取し、探索し、買収し又は不法に提供した者は、五年以上十年以下の懲役に処する。情状が軽いときは、五年以下の懲役、拘留又は政治的権利の剥奪に処する。情状が特に重いときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、政治的権利の剥奪を併科する。

七 国家が重点的に保護する貴重で絶滅のおそれのある野性動物を捕獲し殺害する犯罪を処罰することに関する補充規定

第7次全国人民代表大会常務委員会第4回会議採択
(1988年11月8日公布, 同日施行)

第7次全国人民代表大会常務委員会第4回会議は、国家重点保護の貴重な絶滅のおそれのある野性動物を保護するため、刑法に対する補充規定を次のように決定する。不法に国家重点保護の貴重な絶滅のおそれのある野性動物を捕獲し殺害した者は、七年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科することができる。これを不法に転売し又は密輸した者は、空投機取引罪又は密輸罪として処罰する。

八 中華人民共和国の国旗又は国章を侮辱する犯罪を処罰することに関する決定

第7次全国人民代表大会常務委員会第14回会議採択
(1990年6月28日公布, 同日施行)

第7次全国人民代表大会常務委員会第14回会議は、刑法に対する補充規定を次のように決定する。公衆の場所で故意に焼却、毀損、塗り付け、辱しめ若しくは踏みつけ等の方法で中華人民共和国の国旗又は国章を故意に侮辱した者は、三年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

九 古文化遺跡又は古墳を盗掘する犯罪を処罰することに関する補充規定

第7次全国人民代表大会常務委員会第20回会議採択
(1991年6月29日公布, 同日施行)

第7次全国人民代表大会常務委員会第20回会議が刑法に対して次のような補充規定を決定する。

歴史的、芸術的若しくは科学的価値がある古文化遺跡又は古墳を盗掘した者は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科することができる。情状が比較的軽い場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科することができる。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

一 確定された全国重点文物保護部門及び省級文物保護部門の古文化遺跡又は古墳を盗掘したとき。

二 古文化遺跡又は古墳の盗掘集団の首謀者であるとき。

三 数回にわたって古文化遺跡又は古墳を盗掘したとき。

四 古文化遺跡若しくは古墳を盗掘するほか、貴重な文物を窃取し又は貴重な文物を破壊したとき。

古文化遺跡及び古墳の盗掘において窃盗した文物は、すべて追徴する。

一〇 航空機をハイジャックする犯罪者を厳しく処罰することに関する決定

第7次全国人民代表大会常務委員会第29回会議採択
(1992年12月28日公布, 同日施行)

航空機をハイジャックする犯罪者を厳しく処罰し、乗客及び航空機の安全を維持するため、次のような決定を行う。暴力、脅迫又はその他の方法で航空機をハイジャックした者は、十年以上の懲役又は無期懲役に処する。よって人に重い傷害を負わせ若しくは死亡させ、航空機を重大な破壊させ、又は情状の特に重いときは、死刑に処する。情状が比較的軽いときは、五年以上十年以下の懲役に処する。

一一 登録商標を偽称する犯罪を処罰することに関する補充規定

第7次全国人民代表大会常務委員会第30回会議採択

(1993年2月22日公布, 同年7月1日施行)

登録商標を偽称する犯罪行為を処罰するために、刑法に対して次のような補充規定を行う。

第一条① 登録商標所有者の許可を経ず、同一種類の商品にその登録商標と同様な商標を使用した者は、不法収益が比較的多額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科することができる。不法収益が巨額であるときは、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

② 盗用した登録商標を使用している商品であることを知りながらこれを販売した者は、不法収益が比較的多額である場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科することができる。不法収益が巨額であるときは、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第二条 他人の登録商標若しくは標識を偽造し若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造された登録商標又は標識を販売した者は、不法収益が比較的多額であるか、又はその他の重い情状があるときは、第一条第一項の規定により処罰する。

第三条 企業、事業体が、前二条の罪を犯したときは、組織体に対しては、罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前二条の規定により刑事責任を追及する。

第四条① 公務員が、職務上の立場を利用し、この規定の犯罪行為を行った企業、事業体又は個人であることを知りながら、それらを庇護して訴追されないときは、刑法第一八八条の規定に照らして刑事責任を追及する。

② この規定所定の犯罪者に対し追及する責任を負う公務員が、法律の規定する追及職責を履行しないときは、刑法一八七条又は一八八条の規定により刑事責任を追及する。

第五条 この規定は、1993年7月1日から施行する。

一二 偽りの又は粗悪な商品を生産し又は販売する犯罪 を処罰することに関する決定

第8次全国人民代表大会常務委員会第2回会議採択

(1993年7月2日公布, 同年9月1日施行)

偽りの又は粗悪な商品を生産し又は販売する犯罪を処罰し、人の健康、人身及び財産の安全を保障し、ユーザー及び消費者の適法な權益を保護し、社会の経済秩序を維持するために、刑法に次のような規定を補充する。

第一条 生産者又は販売者が、製造物に不純物若しくは偽物を混入し、偽物を本物と偽り、不良品を良品と偽り、又は不合格品を合格品と偽った場合は、不法収益が二万元

以上十万元未満であるときは、二年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。情状が比較的軽いときは、行政処罰を科することができる。不法収益が十万元以上三十万元未満であるときは、二年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。不法収益が三十万元以上百万元未満であるときは、七年以上の懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。不法収益が百万元以上であるときは、十五年以上の懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

第二条① 偽の薬品を生産し又は販売した者は、人の健康に危害を及ぼすのに足りる場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。人の健康に重大な危害を生じさせたときは、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。よって人を死亡させ、又は人の健康にその他の特に重大な危害を生じさせたときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

② 劣等の薬品を生産し又は販売した者は、人の健康に重大な危害を生じさせた場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その結果が特に重いときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

③ この条において「偽の薬品」とは、「中華人民共和国薬品管理法」の規定により偽の薬品に属し、及び偽の薬品とする薬品及び非薬品をいう。この条において「劣等の薬品」とは、「中華人民共和国薬品管理法」の規定により劣等の薬品に属する薬品をいう。

第三条① 衛生基準に適合しない食品を生産し又は販売した者は、重大な食中毒事故又はその他の重い食源性疾病を生じさせた場合、又は人の健康に重大な危害を生じさせた場合は、七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。結果が特に重大なときは、七年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

② 生産し又は販売した食品に毒物又は有害な非食品原料を混入した者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科することができる。重大な食中毒又はその他の食源性疾病を生じさせたとき、又は人の健康に重大な危害を生じさせたときは、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。よって人を死亡させ、又は人の健康に特に重大な危害を生じさせたときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

第四条 人の健康を保障する国家標準又は業界標準に適合しない医療器械又は医療用衛生材料を生産した者、又は人の健康を保障する国家標準又は業界標準に適合しない医療器械若しくは医療用衛生材料であることを知りながら販売した者は、人の健康に重大な危害を生じさせた場合は、五年以下の懲役に処し、罰金を併科する。結果が特に重大なときは、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。そのうち、情状が特に悪質であるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

第五条 人又は財産の安全を保障する国家標準又は業界標準に適合しない電気機器、圧力容器、燃えやすく、爆発しやすい製品又はその他の人身若しくは財産の安全を保障する国家標準又は業界標準に適合しない製品を生産した者、又は人又は財産の安全を保障する国家標準又は業界標準に適合しない製品であることを知りながらこれを販売した

者は、重大な結果を生じさせた場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。結果が特に重いときは、五年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

第六条 偽の農薬、偽の獣薬又は偽の化学肥料を生産した者、偽物若しくは使用の効能を失った農薬、獣薬、化学肥料若しくは種子であることを知りながらこれを販売した者、又は不合格的の農薬、獣薬、化学肥料又は種子を合格の農薬、獣薬、化学肥料若しくは種子と偽称した者は、生産に比較的重い損失を生じさせた場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科することができる。生産に重大な損失を生じさせたときは、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。生産に特に重大な損失を生じさせたときは、七年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

第七条 衛生標準に適合しない化粧品を生産し、又は衛生標準に適合しない化粧品であることを知りながらこれを販売した者は、重大な結果を生じさせたときは、三年以下の懲役に処し、罰金を併科し又は単科することができる。

第八条① 第二条から第七条までに掲げる製品を生産し又は販売した者は、各本条の定める犯罪を構成しないが、違法取得金額が二万元以上である場合は、第一条の規定により処罰する。

② 第二条から第七条までに掲げる製品を生産し又は販売した者が、各本条の定める犯罪を構成するほか、第一条に規定する犯罪を構成するときは、刑を比較してその重い刑により処罰する。

第九条① 企業又は事業体が第二条ないし第七条の罪を犯したときは、組織体に対しては、罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、第一条の規定により刑事責任を追及する。

② 企業又は事業体が、第一条の罪を犯した場合は、組織体に対しては罰金を科する。情状が悪質な場合は、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、第一条の規定により刑事責任を追及する。

第一〇条① 公務員が、職務上の立場を利用し、この決定に掲げる犯罪行為を行った企業、事業体又は個人であることを知りながらこれらの者を故意に庇護し、訴追を受けないようにしたときは、刑法第一八八条の規定により刑事責任を追及する。

② 追及する責任を負う公務員が、この決定に掲げる犯罪行為を行った企業、事業体又は個人に対して、法律に定める追及の職責を履行しないときは、それぞれの状況に応じて、刑法第一八七条又は第一八八条の規定により刑事責任を追及する。

③ 公務員が、職権を濫用し又は公私を混同して、この決定に掲げる犯罪行為を告発し又は摘発する者に対して報復陷害を行ったときは、刑法第一四六条の規定により刑事責任を追及する。

第一一条 この決定の各本条の犯罪を犯し、累犯に属するときは、重く処罰する。

第一二条① この決定により罰金を科せられた場合において、罰金の金額は、不法収益の一倍以上五倍以下とする。

② この決定の各本条の罪を犯し、被害者に損害を招いた場合は、法により刑事責任を追及するほか、更に状況に応じて法により損害を賠償するよう判決しなければならない

い。

③ この決定の各本条の罪を犯した場合は、不法に取得したすべての財産は、没収する。第二条ないし第七条の罪を犯した場合は、各本条に掲げる違法に生産し又は販売した製品は、没収する。

第一三条 この決定は、1993年9月1日から施行する。

一三 著作権を侵害する犯罪を処罰することに関する決定

第8次全国人民代表大会常務委員会第8回会議採択
(1994年7月5日公布、同日施行)

著作権及び著作権に関連する權益を侵害する犯罪を処罰するため、刑法に対し次のような補充規定を行う。

第一条 営利の目的で、次の各号に掲げる著作権を侵害する事情の一つがあり、違法取得額が比較的多額であるか、又はその他の重い情状があるときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。違法取得額が巨額であるか、又はその他の特に重い情状があるときは、三年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

- 一 著作権者の許可を経ず、その文字作品、音楽、映画、テレビ、録画作品、電子計算機ソフトウェア又はその他の作品を複製して発行したとき。
- 二 他人が専有出版権を享有する図書を出版したとき。
- 三 録音又は録画の製作者の許可を経ず、その制作した録音又は録画を複製して発行したとき。
- 四 他人の署名を盗用する美術作品を制作し又は販売したとき。

第二条 営利の目的で、第一条所定の権利侵害の複製品であることを知りながらこれを販売した者は、違法取得額が比較的多額である場合は、二年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。違法取得額が巨額であるときは、二年以上五年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

第三条 組織体がこの決定所定の犯罪行為を行った場合は、組織体に対しては、罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、この決定の規定により処罰する。

第四条 押収された権利侵害の複製品、違法取得、及び当該組織体若しくは本人に属する著作権を侵害する犯罪の用に供する材料、道具、設備並びにその他の財物は、すべて没収する。

第五条 この決定所定の罪を犯し、権利を侵害された者に損失を与えたときは、この決定により刑事責任を追及するほか、状況に応じて損害賠償の判決を下さなければならない。

第六条 この決定は、公布の日から施行する。

一四 会社法に違反する犯罪を処罰することに関する決定

第 8 次全国人民代表大会常務委員会第12回会議採択
(1995年 2 月28日公布, 同日施行)

社会の経済秩序を維持し、会社の適法な權益を保護し、会社法に違反する犯罪行為を処罰するために、刑法に対し次のような補充規定を行う。

第一条① 会社登録を申請する者が、虚偽の証明文書の使用又はその他の詐欺の手段を用いて、登録資本を虚構し、会社登録主管部門を欺瞞して会社の登録を騙取した場合は、虚構した資本が巨額で、結果が重く、又はその他の重い情状があるときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、虚構した資本金額の十％以下の罰金を併科する。

② 会社登録を申請する組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対しては、虚構した資本金額の十％以下の罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前項の規定により三年以下の懲役又は拘留に処する。

第二条① 会社の発起人又は株主が、会社法の規定に違反し、通貨若しくは実物を交付しないか若しくは財産権を移転せずに出資を虚構した場合、又は会社の成立後に出資を取り戻した場合は、その額が巨額で、結果が重く、又はその他の重い情状があるときは、五年以下の懲役又は拘留に処し、虚構した出資金額又は取り戻した資金の十％以下の罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対しては、虚構した出資又は取り戻した資金の十％以下の罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前項の規定により五年以下の懲役又は拘留に処する。

第三条① 虚偽の株券募集説明書、株券認定説明書又は社債募集規則を作成し、株券又は社債を発行した者は、金額が巨大で、結果が重く、又はその他の重い情状があるときは、五年以下の懲役又は拘留に処し、不法集金額の五％以下の罰金を併科し又は単科する。

② 組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対しては、不法集金額の五％以下の罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、五年以下の懲役又は拘留に処する。

第四条 会社が、株主及び一般の公衆に虚偽の、又は重要な事実を秘匿する財務会計報告を提供し、株主又はその他の人の利益を重く損害させたときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、二十万元以下の罰金を併科し又は単科する。

第五条 会社又は企業が、清算するに当たって、財産を隠匿し、資産負債表若しくは財産目録に虚偽の記載をし、又は債務を決済するまでに会社若しくは企業の財産を分配して、債権者若しくはその他の人の利益に大きな損害を与えたときは、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、五年以下の懲役又は拘留に処し、二

十万元以下の罰金を併科する。

第六条① 資産の評価、鑑定、証明又は会計監督の職責を負う職員が、虚偽の証明文書を故意に提供し、情状が重いときは、五年以下の懲役又は拘留に処し、二十万元以下の罰金を併科することができる。

② 組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対しては、不法収益の五倍以下の罰金に処するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、前項の規定により五年以下の懲役又は拘留に処する。

第七条① 会社法所定の主管機関の許可を経ず、無断で株券又は社債を発行した者は、その額が巨額で、結果が重く、又はその他の重い情状があるときは、五年以下の懲役又は拘留に処し、不法集金額の五％以下の罰金を併科することができる。

② 組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対しては、不法集金額の五％以下の罰金を科するほか、その直接責任者は、前項の規定により五年以下の懲役又は拘留に処する。

第八条① 国家の関係する主管機関の公務員が、法律の規定する条件に該当しない会社の成立、登録の申請、株券若しくは社債の発行又は上場の申請に対しては、これを承認し又は登録した場合は、公共の財物、国家又は人民の利益に重大な損失を与えたときは、刑法第一八七条の規定により処罰する。

② 上級部門が登録機関又はその職員を命令して、前項の行為を行わせたときは、その直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第九条 会社の取締役、監事又は従業員が、職務上の立場を利用し、他人に財物を要求し又は賄賂を受受した場合、その金額が比較的多額であるときは、五年以下の懲役又は拘留に処する。その金額が巨額であるときは、五年以上の懲役に処し、財産の没収を併科することができる。

第一〇条 会社の取締役、監督役又は職員が、職務上又は業務上の立場を利用し、当該会社の財物を占用した場合、その額が比較的多額であるときは、五年以下の懲役又は拘留に処する。その額が巨額であるときは、五年以上の懲役に処し、財産の没収を併科することができる。

第一一条 会社の取締役、監督役又は職員が、職務上又は業務上の立場を利用し、当該会社の資金を流用して個人がこれを使用し若しくはこれを他人に借り、その額が比較的多額で三箇月を超えても返還しない場合、又は三箇月を超えなくても、その額が比較的多額で、これを営利活動又は不法活動に使用した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処する。当該組織体の資金を流用し、その額が比較的多額で、返還しないときは、第一〇条の占用罪により処罰する。

第十二条 公務員が第九条ないし第一一条の罪を犯したときは、「職務上横領罪賄賂罪を処罰することに関する補充規定」により処罰する。

第十三条① この決定所定の罪を犯して得た不法収益は、没収しなければならない。

② この決定所定の罪を犯し、没収された不法収益、処された罰金及び財産の没収、さらに民事賠償責任を負う場合において、その者の財産でそれらを履行するのに足りないときは、まず、民事賠償責任を履行させる。

第一四条 有限会社及び株式会社以外の企業の従業員が、この決定第九条ないし第一条が規定する犯罪行為を行った場合は、この決定を適用する。

第一五条 この決定は、公布の日から施行する。

一五 逃亡し又は再犯した労働改造犯人及び労働教養者を処罰することに関する決定

第 5 次全国人民代表大会常務委員会第 19 回会議で採択
(1981 年 6 月 10 日公布, 同年 7 月 10 日施行)

現在、社会の治安に著しい危害を及ぼしている犯罪者のうちの相当部分は、労働改造又は労働教養の施設から逃亡するか、又は満期釈放後引き続き犯罪を犯し、しばしば教育しても改めない者である。社会の治安を維持し、労働改造犯人及び労働教養者に対する教育改造を強化するために、特に次のように決定する。

第一条① 労働教養者が逃亡したときは、労働教養の期間を延長する。

② 労働教養が解除後、三年以内に犯罪を犯すか、又は逃亡後五年以内に犯罪を犯したときは、加重処罰するほか、本人の都市における戸籍を取り消し、期間満了後も確実に改造された者を除いて、すべて施設内で就業させ、出身の大・中都市に戻してはならない。そのうちの情状が軽微で刑事処分の必要がない者についても、新たな労働教養を与えるか又は労働教養の期間を延長するほか、本人の都市における戸籍を取り消すことができ、期間満了後も原則として施設内で就業させ、出身の大・中都市に戻してはならない。

第二条① 労働改造犯人が逃亡したときは、原判決の刑期に従って執行するほか、五年以下の懲役を加重する。暴力又は威嚇の方法を用いて逃亡したときは、二年以上七年以下の懲役を加重する。

② 労働改造犯人が逃亡後に再び犯罪を犯したときは、重く処罰するか又は刑を加重する。刑期満了の釈放後に再び犯罪を犯したときは、重く処罰する。これらの者は、刑期満了後もすべて施設内で就業させ、出身の大・中都市に戻してはならない。

③ 労働改造期間満了の釈放後、軽微な犯罪行為を犯し、刑事処分の必要がない者は、労働教養を与える。これらの者は期間満了後も原則として施設内で就業させ、出身の大・中都市に戻してはならない。

④ 改造状態が良くない労働改造犯人は、労働改造期間満了後も施設内で就業させる。

第三条 労働教養者又は労働改造犯人は、告発者、被害者、関係した司法要員、又は違法犯罪行為を取り締まった幹部若しくは大衆に暴力的な報復行為を行ったときは、その犯罪行為について定められた法律の規定に従って、重く処罰するか、又は加重処罰する。

第四条 この決定は、1981 年 7 月 10 日から施行する。

＊「重く処罰する」とは、法定刑の範囲内で重い刑を処罰することであり、「加重処罰する」とは、法定刑の上限以上の刑を処罰することである。

第二部

一 麻薬を禁止することに関する決定

第7次全国人民代表大会常務委員会第17回会議採択
(1990年12月28日公布, 同日施行)

麻薬を密輸し、販売し、運輸し又は製造する犯罪活動及び不法に麻薬原植物を栽培する犯罪活動を厳しく処罰するため、麻薬の吸食又は注射を厳禁し、公民の心身健康を保護し、社会治安の秩序を維持し、社会主義現代化建設の順調な進行を保障するため、次のような決定を行う。

第一条 この決定において「麻薬」とは、阿片、ヘロイン、モルヒネ、大麻、コカイン及び国务院の規定により規制されるその他の依存症を引き起こす麻酔薬品及び精神薬品をいう。

第二条① 麻薬を密輸し、販売し、運輸し又は製造した者は、次の各号に掲げる事情の一つがある場合は、十五年の懲役、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

一 千グラム以上の阿片、五十グラム以上のヘロイン又はその他の大量の麻薬を密輸し、販売し、運輸し又は製造したとき。

二 麻薬を密輸し、販売し、運輸し又は製造した集団の首謀者であるとき。

三 麻薬を密輸し、販売し、運輸し又は製造することを武装で護送したとき。

四 暴力で検問、逮捕又は勾留に抵抗して、情状が重いとき。

五 国際的な組織的麻薬販売の活動に参加したとき。

② 二百グラム以上千グラム未満の阿片、十グラム以上五十グラム未満のヘロイン又はその他の比較的大量の麻薬を密輸し、販売し、運輸し又は製造した者は、七年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

③ 二百グラム未満の阿片、十グラム未満のヘロイン又はその他の少量の麻薬を密輸し、販売し、運輸し又は製造した者は、七年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。

④ 未成年者を利用し又は教唆して、麻薬を密輸させ、販売させ、運輸させ又は製造させた者は、重く処罰する。

⑤ 数回にわたって麻薬を密輸し、販売し、運輸し又は製造しても、処理を受けなかったときは、麻薬の数量を累計して計算する。

第三条 何人も、麻薬を所持することを禁止する。千グラム以上の阿片、五十グラム以上のヘロイン又はその他の大量の麻薬を不法に所持した者は、七年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科する。二百グラム以上千グラム未満の阿片、十グラム以上五十グラム未満のヘロイン又はその他の大量の麻薬を所持した者は、七年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科することができる。二百グラム未満の阿片、十グラム未満のヘロイン又はその他の少量の麻薬を所持した者は、第八条第一項の規定により処罰する。

第四条① 麻薬を密輸し、販売し、運輸し若しくは製造した犯人を蔵匿した者、犯人のために麻薬若しくは犯罪から取得した財物を蔵匿し、移転し若しくは欺瞞した者、又は麻薬販売に取得した財物の不法な性質若しくは由来を隠匿し又は欺瞞した者は、七年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科することができる。

② 事前に通謀して前項の罪を犯した場合は、麻薬を密輸し、販売し、運輸し又は製造した共犯とする。

第五条① 無水酢酸、エチル・エーテル、クロロホルム又はその他の麻酔薬品及び精神薬品の製造に用いる物品は、国家の関係規定により厳しく管理しなければならない、不法に運輸又は携帯をして出入国を厳禁する。上述の物品を不法に運輸し又は携帯して出入国をした者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。数量が多額である場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。数量が少額である場合は、税関法の関係規定により処罰する。

② 他人が麻薬を製造することを知りながらこの者のために前項の物品を提供した者は、麻薬の製造の共犯とする。

③ 組織体が前二項の犯罪行為を行った場合は、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前二項の規定により処罰するほか、組織体に対しては、罰金又は過料を併科する。

第六条① ケシ、大麻又はその他の麻薬の原植物を不法に栽培した場合は、すべて強制的に刈り取る。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、五年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。

- 一 五百株以上三千株未満のケシ又はその他の麻薬原植物を栽培したとき。
- 二 公安機関の処理を経ても、なお栽培したとき。
- 三 刈り取りに抵抗したとき。

② 三千株以上のケシ又はその他の大量の麻薬原植物を不法に栽培した者は、五年以上の懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

③ 五百株未満のケシ又はその他の比較的少量の麻薬原植物を不法に栽培した者は、公安機関により十五日以下の行政拘留*を課するほか、三千元以下の過料を課することができる。

*「行政拘留」は、一日以上十五日以下の身柄拘束をする行政罰である。

④ ケシ又はその他の麻薬原植物を栽培し、収穫するまでに自らこれを刈り取った場合は、処罰を免除することができる。

第七条① 他人に麻薬の吸食又は注射を誘引し、教唆し又は欺瞞した者は、七年以下

の懲役，拘留又は管制に処し，罰金を併科する。

② 他人に麻薬の吸食又は注射を強制させた者は，三年以上十年以下の懲役に処し，又は罰金を併科する。

③ 未成年者に麻薬の吸食又は注射を誘引し，教唆し又は欺瞞した者は，重く処罰する。

第八条① 麻薬を吸食し又は注射した者は，公安機関により十五日以下の行政拘留に処し，二千元以下の過料を併科し又は単科するほか，麻薬の吸食又は注射の器具を没収する。

② 麻薬を吸食し又は注射して依存症を引き起こした者は，前項の規定により処罰するほか，強制的に止めさせ，治療及び教育を行う。止めた後，なお麻薬を吸食し又は注射した者は，労働教養を与えることができ，労働教養の期間において強制的に止めさせる。

第九条 麻薬を吸食し又は注射する人を收容するほか，その者に麻薬を売り上げた者は，第二項の規定により処罰する。

第一〇条① 医療，授業若しくは科学研究の必要に応じて，国家衛生行政部門が，法律及び行政法規の規定により，特定の地方及び薬品メーカを指定し，麻薬原植物，麻醉薬品又は精神薬品を限定に栽培させ若しくは生産させることができる。法により国家が規制する麻酔薬品若しくは精神薬品を生産し，運輸し又は管理する組織体又は個人は，国家の麻酔薬品及び精神薬品に関する管理規定を厳格に遵守しなければならない。

② 法により国家が規制する麻酔薬品若しくは精神薬品を生産し，運輸し，管理し又は使用する人員は，国家の規定に違反し，麻薬を吸食し又は注射する者のために国家が規制する麻酔薬品又は精神薬品を提供した場合は，七年以下の懲役又は拘留に処し，罰金を併科することができる。密輸又は麻薬販売の犯罪者のために国家の規制する麻酔薬品若しくは精神薬品を提供し，又は暴利の目的で麻薬を吸食し若しくは注射する者のために上述の麻酔薬品若しくは精神薬品を提供した場合は，第二条の規定により処罰する。

③ 組織体が前項の犯罪行為を行った場合は，その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は，前項の規定により処罰するほか，組織体に対しては，罰金を科する。

第十一条① 公務員がこの決定の罪を犯したときは，重く処罰する。

② 麻薬の密輸，販売，運輸，製造又は不法所持のために刑に処せられた者は，またこの決定が規定する罪を犯したときは，重く処罰する。

第十二条 麻薬，麻薬犯罪の不法取得及びその果実，並びに犯罪の用に供した財物は，すべて没収する。没収された麻薬及びその吸食若しくは注射の器具は，国家の規定により焼却し又はその他の処理をする。罰金又は没収の収入は，すべて国庫に納入する。

第十三条① 中華人民共和国公民が，中華人民共和国外で麻薬を密輸し，販売し，運輸し又は製造する罪を犯した場合は，この決定を適用する。

② 外国人が中華人民共和国外で前項の罪を犯してから中国の領域に入った場合は，中国の司法機関は管轄権を有し，この決定を適用する。中国が参加し又は締結した国際

規約若しくは二国間条約により引渡しを行う場合は、この限りでない。

第一四条 この決定所定の罪を犯し、他人の麻薬犯罪を摘発し又は告発して功績を立てた場合は、その刑を軽くし、減輕し又は免除することができる。

第一五条 公民は、この決定所定の違法犯罪行為を摘発し及び告発する義務を有する。国家は、麻薬の密輸、販売、運輸又は製造の犯罪活動を摘発し又は告発した人員、及び麻薬取り締りの業務において功績を立てた人員には表彰する。

第一六条 この決定は、公布の日から施行する。

二 猥褻物を密輸し、製作し、販売し又は頒布する犯罪者を処罰することに関する決定

第7次全国人民代表大会常務委員会第17回會議採択
(1990年12月28日公布、同日施行)

猥褻物の書籍、映画、録画テープ、録音テープ、図画又はその他の猥褻物を密輸し、製作し、販売し又は頒布した犯罪者を処罰し、社会治安の秩序を維持し、社会主義精神文明建設を強化し、ブルジョア階級思想が触まれることに抵抗するために、次のような決定を行う。

第一条 暴利又は頒布の目的で、猥褻物を密輸した者は、密輸罪を処罰する補充規定により処罰する。暴利又は頒布の目的としないで、少量の猥褻物を国境内外に携帯し又は郵送した者は、税関法の関係規定により処罰する。

第二条① 暴利の目的で、猥褻物を製作し、複製し、出版し、販売し又は頒布した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が比較的軽いときは、公安機関が治安管理条例の関係規定により処罰する。

② 他人に出版番号を提供して猥褻の書籍又は雑誌を出版させた者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。他人が猥褻の書籍を出版しようとすることを知りながら出版番号を提供した者は、前項の規定により処罰する。

第三条① 猥褻の書籍若しくは雑誌、映画、録画テープ、録音テープ、図画又はその他の猥褻物を社会に頒布した者は、情状が重い場合は、二年以下の懲役又は拘留に処する。情状が比較的軽いときは、公安機関が治安管理条例の関係規定により処罰する。

② 猥褻の映画若しくは録画等の音像作品を組織的に上映した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科することができる。情状が重いときは、三年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。情状が比較的軽いときは、公安機関が治安管理条例の関係規定により処罰する。

③ 猥褻の映画若しくは録画等の音像作品を製作し又は複製するほか、組織的に上映

した者は、前項の規定に基づいて重く処罰する。

④ 十八歳未満の未成年者に向き猥褻物を頒布した者は、重く処罰する。

⑤ 十六歳未満の未成年者が、猥褻の図画、書籍、雑誌若しくはその他の猥褻物を相伝え写し又は相伝え読む場合は、その父兄又は学校は、これらの者を厳しく管理し教育しなければならない。

第四条① 猥褻物を利用して強制猥褻をした者は、刑法第一六〇条の規定により処罰する。猥褻犯罪集団の首謀者、又は強制猥褻犯罪を犯して危害が特に重い者は、「社会の治安に嚴重に危害を及ぼす犯罪者を処罰することに関する決定」第一条の規定に基づいて、刑法が規定している最高刑期以上の刑により処罰することができ、さらに死刑に処することもできる。

② 猥褻物を利用して犯罪方法を伝授した者は、「社会の治安に嚴重に危害を及ぼす犯罪者を処罰することに関する決定」第二条の規定により処罰する。情状が特に重いときは、無期懲役又は死刑に処する。

第五条 組織体がこの決定第一条ないし第三条の犯罪行為を行った場合は、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、各本条の規定により処罰するほか、組織体に対しては、罰金を科し、過料を科し、行政主管部門が業務停止を命じ又は営業許可証を取り消す。

第六条 次の各号に掲げる情状があり、この決定の関係規定に基づいて、重く処罰する。

一 犯罪集団の首謀者であるとき。

二 公務員が職務上の立場を利用して猥褻物を密輸し、製作し、複製し、出版し、販売し又は頒布したとき。

三 録画、写真又はコピー設備の管理者が、管理する設備を利用してこの決定第二条ないし第四条の罪を犯したとき。

四 成人が十八歳未満の未成年者を教唆し、猥褻物を密輸させ、製作させ、複製させ、販売させ又は頒布させたとき。

第七条 猥褻物を密輸し、製作し、複製し、販売し又は伝播した違法取得、及び本人に所有する犯罪の道具は、これを没収する。没収された猥褻物は、国家の規定により焼却する。罰金又は没収の収入は、すべて国庫に納入する。

第八条① この決定において「猥褻物」とは、性行為を具体的に描写し又は色情を露骨に宣伝する卑猥な図書、雑誌、映画、録画テープ、録音テープ、図画及びその他の猥褻物をいう。

② 人体生理又は医学的知識にかかわる科学的著作は、猥褻物ではない。

③ 色情の内容を含む芸術的価値がある文学作品、芸術作品は、猥褻物とはみなさない。

④ 猥褻物の種類及び目録は、国务院の関係する主管部門が規定する。

第九条 この決定は、公布の日から施行する。

三 女子若しくは児童を誘拐して販売し又は身代金目的で略取する 犯罪者を厳しく処罰することに関する決定

第7次全国人民代表大会常務委員会第21回会議採択
(1991年9月4日公布, 同日施行)

女子若しくは児童を誘拐して販売し又は身代金目的で略取する犯罪者を厳しく処罰し、女子及び児童の人身の安全を保護し、社会治安の秩序を維持するために、刑法の關係規定に対し次のような補充又は改正を行う。

第一条① 女子又は児童を誘拐して売った者は、五年以上十年以下の懲役に処し、一万元以下の罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、一万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重いときは、死刑に処し、財産の没収を併科する。

一 女子又は児童を誘拐して売る集団の首謀者であるとき。

二 三人以上の女子又は児童を誘拐して売ったとき。

三 被誘拐女子と姦淫したとき。

四 被誘拐女子の売春を勧引し若しくは強制させ、又は被誘拐女子を他人に売り出して売春させたとき。

五 被誘拐女子、被誘拐児童又はその親族に重い傷害を負わせ、死亡させ、又はその他の重い結果をもたらしたとき。

六 女子又は児童を境外に売り出したとき。

② 「女子又は児童を誘拐して売る」とは、売り出しの目的で、女子又は児童を誘拐し、買収し、販売し、授受し又は転売する行為の一つをいう。

第二条① 売り出しの目的で、暴力、脅迫又は麻酔の方法で、女子又は児童を略取した者は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、一万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重いときは、死刑に処し、財産の没収を併科する。

② 売り出し又は財物を交付させる目的で、嬰兒を窃取した者は、第一条の規定により処罰する。

③ 財物を交付させる目的で人を略取した者は、第一条の規定により処罰する。

第三条① 誘拐若しくは略取された女子又は児童を買い取ることは、厳禁する。誘拐若しくは略取された女子又は児童を買い取った者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。

② 誘拐若しくは略取された女子を買い取って性的関係を強制的に行った者は、刑法の強姦罪の規定により処罰する。

③ 誘拐若しくは略取された女子又は児童を買い取って、その人身の自由を制限し、又は傷害、侮辱若しくは虐待等の犯罪行為を行ったときは、刑法の關係規定により処罰する。

④ 誘拐若しくは略取された女子又は児童を買い取るほか、第二項又は第三項の犯罪行為を行ったときは、刑法の併合罪の規定により処罰する。

⑤ 誘拐若しくは略取された女子又は児童を買収したが、女子が自らの意思に基づいて、原居住地に戻ることを阻止しなかった者、又は児童に虐待行為を行わずこれを解放することを阻止しなかった者は、刑事責任を追及しないことができる。

第四条① いかなる個人又は組織も、誘拐若しくは略取された女子又は児童を解放することを阻止してはならない。誘拐若しくは略取された女子、児童、その家族又は解放の者から、その女子若しくは児童を買収した費用又は生活費を要求してはならない。女子又は児童を買収した費用及び生活費を要求した場合は、これを追徴する。

② 暴力又は脅迫の方法で、誘拐若しくは略取された女子又は児童を公務員が解放することを妨害した者は、刑法第一五七条の規定により処罰する。移転若しくは隠匿の幫助又はその他の方法で、誘拐若しくは略取された女子又は児童を公務員が解放することを妨害し、暴力又は脅迫の方法を用いない場合は、治安管理处罰条例の規定により処罰する。

③ 多衆集合して誘拐若しくは略取された女子又は児童を公務員が解放することを妨害する首謀者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、その他の参与者は、前項の規定により処罰する。

第五条① 各級人民政府は、誘拐若しくは略取された女子又は児童を解放する職責を負う。解放することは、公安機関が関係する部門とともにこれを執行する。解放の職責を負う公務員は、誘拐若しくは略取された女子、児童又はその家族の解放の請求、又はその他の者の通報を受け取った後、誘拐若しくは略取された女子又は児童を解放せず重い結果を生じさせたときは、刑法第一八七条の規定により処罰し、情状が軽いときは、行政処分を与える。

② 解放の職責を負う公務員が、職務上の立場を利用して解放を阻止したときは、二年以上七年以下の懲役に処する。情状が比較的軽いときは、二年以下の懲役又は拘留に処する。

第六条 女子若しくは児童を誘拐し又は略取する不法取得は、没収する。罰金又は没収の収入は、すべて国庫に納入する。

第七条 この決定は、公布の日から施行する。

四 売春及び買春を厳禁することに関する決定

第7次全国人民代表大会常務委員会第21回会議採択
(1991年9月4日公布、同日施行)

売春及び買春を厳しく処罰し、他人の売春を組織し、強制し、勧誘し、収容し又は紹介した犯罪者を厳しく処罰し、社会治安の秩序及び社会に現存する善良な風俗を維持す

るため、刑法の関係規定に対して次のような補充改正を行う。

第一条① 他人を組織して売春させ者は、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、一万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重いときは、死刑に処し、財産の没収を併科する。

② 他人を組織して売春させることを幫助した者は、三年以上十年以下の懲役、一万元以下の罰金を併科する。情状が重いときは、十年以上の懲役に処し、一万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第二条 他人に売春を強制させた者は、五年以上十年以下の懲役に処し、一万元以下の罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、一万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重いときは、死刑に処し、財産の没収を併科する。

一 十四歳未満の幼女を強制して売春させたとき。

二 多数人を強制して売春させ、又は数回にわたって強制して売春させたとき。

三 強姦した後売春させたとき。

四 売春を強制された者に重い傷害を負わせ若しくは死亡させ、又はその他の重い結果を生じさせたとき。

第三条① 他人の売春を勧誘し、収容し又は紹介した者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、又は五千元以下の罰金を併科する。情状が重いときは、五年以上の懲役に処し、一万元以下の罰金を併科する。その情状が比較的軽いときは、「治安管理条例」第三〇条の規定により処罰する。

② 十四歳未満の幼女の売春を勧誘した者は、この決定の第二条の十四歳未満の幼女の売春を強制する規定により処罰する。

第四条① 売春し又は買春した者は、「治安管理条例」第三〇条の規定により処罰する。

② 売春し又は買春した者については、公安機関が関係する部門と協力してこれに法律教育、道德教育及び生産労働を行い、悪習を改善させる。その期限は、六月から二年までである。具体的弁法は、國務院が規定する。

③ 売春又は買春のため公安機関により処理された後、なお売春又は買春を行った者は、労働教養を与えるほか、公安機関がこれに五千元以下の過料を課する。

④ 売春又は買春の者については、すべて性病の検査を強制的に行う。性病にかかっている者については、これを強制に治療させる。

第五条① 自己が梅毒又は淋病等の性病にかかっていることを知りながら、売春し又は買春した者は、五年以下の懲役、拘留又は管制に処し、五千元以下の罰金を併科する。

② 十四歳未満の幼女を買春した者は、刑法における強姦罪の規定により処罰する。

第六条① 旅館業、飲食サービス業、文化娯楽業又はタクシー業の人員が、当該組織体の条件を利用して、他人の売春を組織し、強制し、勧誘し、収容し又は紹介した場合は、この決定の第一条ないし第三条の規定により処罰する。

② 前項所定の組織体の主要な責任者が前項の行為を行った場合は、重く処罰する。

第七条 旅館業、飲食サービス業、文化娯楽業又はタクシー業等の組織体が、当該組織体に発生した売春又は買春の活動を放任し又は制止の措置を取らなかったときは、公安機関が一万元以上十万元以下の過料を科し、その期間内に改善又は業務停止を命ずることができる。命令を受けてもなお改善しなかったときは、商工行政管理部門がその営業許可証を取り消し、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、その所在する組織体又は上級主管部門により行政処分を与え、公安機関により千元以下の過料を科する。

第八条 旅館業、飲食サービス業、文化娯楽業又はタクシー業等の組織体の責任者又は職員が、公安機関により売春又は買春の取り締まりが行われるに際して、事実を隠し又は犯罪者に通報した場合は、刑法第一六二条の規定により処罰する。

第九条① 売春又は買春を取り締まる職責を負う公務員が、違法犯罪者に処罰を回避させるため、これらの者に通報し又は便宜を提供した場合は、刑法第一八八条の規定により処罰する。

② 事前に犯罪者と通謀して前項の罪を犯したときは、共同犯罪とする。

第一〇条① 他人の売春を組織し、強制し、勧誘し、収容し又は紹介して得た不法収益は、没収する。

② 罰金及び没収の収入は、すべて国庫に納入する。

第一一条 この決定は、公布の日から施行する。

五 脱税及び納税拒否の犯罪を処罰することに関する補充規定

第7次全国人民代表大会常務委員会第27回会議採択

(1992年9月4日公布、同日施行)

脱税及び納税拒否の犯罪行為を処罰するため、刑法に対し次のような補充規定を行う。

第一条① 納税義務者が、帳簿又は財務会計文書を偽造し、変造し、隠匿し若しくは無断で毀損する手段、帳簿上に支出を過大若しくは過少に記入する手段、又は虚偽に申告する手段によって、納付すべき税金を不納付し又は過少に納付する場合は、脱税である。脱税額が納付すべき税額の10%であり、且つ、脱税額が一万元以上であるか又は脱税のために税務機関により二回にわたる行政処分を処罰されてもなお脱税した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、脱税額の五倍以下の罰金を併科する。脱税額が納付すべき税額の30%であり、且つ、脱税額が十万元以上である場合は、三年以上七年以下の懲役に処し、脱税額の五倍以下の罰金を併科する。

② 代理徴収義務者が前項の手段で、税金を徴収せず、又は控除若しくは徴収した税金を過少に納付し、その額が徴収すべき税額の10%であり、且つ、その額が一万元以上である場合は、前項の規定により処罰する。

③ 数回にわたって前二項の違法行為を犯しても処罰を受けないときは、その額を累計して計算する。

第二条 納税義務者は、財産を移転し又は隠匿する手段を用いて、税務機関による未納税金の徴収を不可能にした場合、その額が一万元以上十万元未満であるときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、未納税額の五倍以下の罰金を併科する。その未納額が十万元以上であるときは、三年以上七年以下の懲役に処し、未納税額の五倍以下の罰金を併科する。

第三条 企業若しくは事業体が第一条又は第二条の罪を犯したときは、第二条の規定により罰金に処するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

第四条 納税義務者が、税務人員に賄賂を供与して、納付すべき税金を納付せず、又は過少に納付するときは、贈賄罪により刑事責任を追及するほか、納付せず又は過少納付した税額の五倍以下の罰金を併科する。

第五条① 企業若しくは事業体が、その生産又は経営をする商品について輸出を虚偽とする詐欺の手段で、輸出後税金の返還又は控除に関わる税金を騙取し、その額が一万元以上であるときは、騙取した税金の五倍以下の罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、三年以下の懲役又は拘留に処する。

② 前項以外の組織体又は個人が、輸出後税金の返還又は控除に関わる税金を騙取した場合は、詐欺罪により刑事責任を追及し、騙取した税金の五倍以下の罰金を併科する。組織体が本項の罪を犯した場合は、その組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、詐欺罪により刑事責任を追及する。

第六条① 暴力又は脅迫の方法で納税を拒否した者は、納税拒否罪である。この罪を犯した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、拒否した税金の五倍以下の罰金を併科する。情状が重いときは、三年以上七年以下の懲役に処し、拒否した税金の五倍以下の罰金を併科する。

② 暴力の方法で納税を拒否し、人に重い傷害を負わせ、又は死亡させたときは、傷害罪又は殺人罪に基づいて重く処罰する。

第七条 この規定の罪を犯した場合において、未納、過少納付、滞滞納付、納付拒否又は騙取の税金は、税務機関がこれを追徴する。法により刑事責任を免除する場合は、税務機関が未納、過少納付、滞滞納付、納付拒否又は騙取の税金を追徴するほか、未納、過少納付、滞滞納付、納付拒否又は騙取の税金の五倍以下の過料を科する。

第八条 この規定は、1993年1月1日から施行する。

六 他人を集め組織して国境（辺境）を密かに越えさせ又は運送する 犯罪を処罰することに関する補充規定

第8次全国人民代表大会常務委員会第6回会議採択
(1994年3月5日公布、同日施行)

他人を集め組織して国境（辺境）＊を密かに越えさせ又は運送する犯罪者を処罰し、国境（辺境）を密かに越える違法犯罪活動を制止し、出入国管理の秩序を維持するため、刑法に対し次のような補充規定を行う。

＊「辺境」は、中国の大陸と台湾、香港、マカオとの境界である。

第一条① 他人を集め組織して国境（辺境）を密かに越えさせることを組織した者は、二年以上七年以下の懲役に処し、罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、七年以上の懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- 一 他人を集め組織して国境（辺境）を密かに越えさせる集団の首謀者であるとき。
- 二 数回にわたって他人を集め組織して国境（辺境）を密かに越えさせ又は多数人を組織したとき。
- 三 組織された者に重い傷害を負わせ、又は死亡させたとき。
- 四 組織された者の人身の自由を剥奪し又は制限したとき。
- 五 暴力又は脅迫の方法で検問に抵抗したとき。
- 六 違法取得額が巨額であるとき。
- 七 その他の特に重い情状があるとき。

② 組織された者を殺害し、傷害し、強姦し若しくは誘拐する犯罪行為があり、又は検問人員を殺害し若しくは傷害する行為を行った場合は、法律の規定により死刑に処することができる。

第二条① 労務輸出、経済貿易取引又はその他の名目で、旅券、査証等の出国証明書を騙取し、他人が国境（辺境）を密かに越えさせることを組織するために使用したときは、第一条の規定により処罰する。

② 組織体が前項所定の犯罪行為を行ったときは、組織体に対しては、罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、第一条の規定により処罰する。

第三条 他人に偽造又は変造の旅券若しくは査証等の出入国証明書を提供し、又は旅券又は査証等の出入国証明書を転売した者は、五年以下の懲役に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、五年以上の懲役に処し、罰金を併科する。

第四条① 国境（辺境）を密かに越える人を運送した者は、五年以下の懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、五年以上十年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

- 一 数回にわたって運送し、又は多数人を運送したとき。
- 二 使用する船舶若しくは車両等の交通手段が必要な安全条件を備えることなく、重い結果をもたらす可能性が十分であるとき。
- 三 違法取得額が巨額であるとき。
- 四 その他の特に重い情状があるとき。

② 国境（辺境）を密かに越える人を運送する際には、運送された者に重い傷害を負わせ若しくは死亡させ、又は暴力若しくは脅迫の方法で検問に抵抗した者は、七年以上

の懲役に処し、罰金を併科する。

③ 運送された者を殺害し、傷害し、強姦し若しくは誘拐する犯罪行為、又は検問人員を殺害し若しくは傷害する等の犯罪行為に対しては、法律の規定により死刑に処することができる。

④ 国境（辺境）を密かに越える人を運送した者は、情状が軽微で、刑罰を科する必要のない場合は、公安機関が十五日以下の行政拘留に処し、五千元以上五万元以下の過料を科する。

第五条 国境（辺境）を密かに越える者は、公安機関が十五日以下の行政拘留を課し、千元以上五千元以下の過料を併科し又は単科することができる。情状が重いときは、二年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。

第六条① 旅券、査証又はその他の出入国証明書の業務を行う公務員が国境（辺境）を密かに越えようとする者であることを知りながらその者のために出入国証明書を発行した場合、又は国境（辺境）若しくは税関等の公務員が国境（辺境）を密かに越える者であることを知りながらその者を通過させた場合は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処する。情状が重いときは、三年以上十年以下の懲役に処する。

② 他人の国境（辺境）を密かに越えることを組織し又は運送する犯人と通謀して、前項の行為を行ったときは、第一条又は第四条の規定により処罰する。

第七条 この規定の罪を犯して得た不法収益、犯罪の用に供する犯人が所有する運送手段、通信器具若しくはその他の財物、又は他人が犯罪の用に供することを知りながら提供した上述の物は、すべて没収する。

第八条 この規定は、公布の日から施行する。

七 金融の秩序を破壊する犯罪を処罰することに関する決定

第 8 次全国人民代表大会常務委員会第 14 回会議採択
(1995 年 6 月 30 日公布、同日施行)

通貨偽造、金融証書詐欺、信用証書詐欺又は不法集金詐欺等の金融秩序を破壊する犯罪を処罰するため、次のような決定を行う。

第一条 通貨を偽造した者は、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上十万元以下の罰金を併科する。次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

- 一 通貨偽造集団の首謀者であるとき。
- 二 巨額な通貨を偽造したとき。
- 三 その他の特に重い情状があるとき。

第二条① 偽造の通貨を売り出し若しくは買収した者、又は偽造の通貨であることを知りながらこれを運送した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元

以下の罰金を併科する。その額が巨額であるときは、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

② 銀行又はその他の金融機関の職員が、偽造の通貨を買収し又は職務上の立場を利用して偽造の通貨を通貨に兌換したときは、三年以上十年以下の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状があるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科する。情状が比較的軽いときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科し又は単科する。

③ 通貨を偽造し、且つ、偽造の通貨を売り出し又は運送した者は、第一条の規定に基づいて重く処罰する。

第三条 偽造した通貨を密輸した場合は、全国人民代表大会常務委員会の「密輸の罪を処罰することに関する補充規定」の関係規定により処罰する。

第四条 偽造の通貨であることを知りながらこれを所持し又は使用した者は、その額が比較的多額であるときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるときは、三年以上十年以下の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるときは、十年以上の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第五条 通貨を変造した者は、その額が多額であるときは、三年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるときは、三年以上十年以下の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。

第六条① 中国人民銀行の許可を経ず、商業銀行又はその他の金融機関を無断で設立した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。

② 商業銀行又はその他の金融機関の営業許可証を偽造し、変造し又は譲渡した者は、前項の規定により処罰する。

③ 組織体が前二項の罪を犯したときは、組織体に対しては、罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、第一項の規定により処罰する。

第七条① 公衆の預金を不法に収集し又は別の形で収集した者は、金融の秩序を乱した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科し又は単科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状があるときは、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対しては、罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第八条① 不法領得の目的で、詐欺的方法を用いて不法に集金した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状があるときは、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情

状があるときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

② 組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対しては、罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第九条① 銀行又はその他の金融機関の職員が、法律若しくは行政法規の規定に違反し、関係人に信用融資又は担保融資を貸し出し、又は同一融資条件において関係人に対し他人より優遇し、比較的大きい損失を生じさせたときは、五年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科する。重い損失を生じさせたときは、五年以上の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。

② 銀行又はその他の金融機関の職員が、法律若しくは行政法規の規定に違反し、職務を懈怠し、又は職権を濫用し、関係人以外の他人に融資を行って、重い損失を生じさせたときは、五年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科する。特に重い損失を生じさせたときは、五年以上の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。

③ 組織体が前に項の罪を犯したときは、組織体に対しては、罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前二項の規定により処罰する。

第一〇条 次の各号に掲げる事情の一つがあり、不法領得の目的で、銀行又はその他の金融機関の融資を騙取した者は、その額が比較的多額である場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状があるときは、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状があるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

- 一 外国の資金又はプロジェクトを導入する等の虚偽の理由を捏造したとき。
- 二 虚偽の経済契約を使用したとき。
- 三 虚偽の証明文書を使用したとき。
- 四 虚偽の財産権証明書を担保としたとき。
- 五 その他の方法で融資を騙取したとき。

第一一条① 次の各号に掲げる事情の一つがあり、金融証書を偽造し又は変造した者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。情状が重いときは、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。情状が特に重いときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

- 一 為替手形、約束手形又は小切手を偽造し又は変造したとき。
- 二 委託領収証書、送金証書若しくは預金証書等の銀行決済証書を偽造し又は変造したとき。
- 三 信用証書又は付随証書、文書を偽造し又は変造したとき。
- 四 クレジットカードを偽造したとき。

② 組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対しては、罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第一二条① 次の各号に掲げる事情の一つがあり、金融証書の詐欺活動を行った者

は、その額が比較的多額であるときは、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状があるときは、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状があるときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

- 一 偽造又は変造された為替手形、約束手形若しくは小切手であることを知りながらこれを使用したとき。
- 二 無効の為替手形、約束手形又は小切手であることを知りながらこれを使用したとき。
- 三 他人の為替手形、約束手形又は小切手を偽称して使用したとき。
- 四 不渡り手形又は届け出の印鑑と相異なる小切手を振り出し、財物を騙取したとき。
- 五 約束手形又は小切手の振出人が資金無担保の約束手形又は小切手を振り出し、又は振り出す際には、虚偽の記載をして財物を騙取したとき。

② 偽造又は変造された委託領収証書、送金証書若しくは銀行預金証書等の銀行決済証書を使用した者は、前項の規定により処罰する。

③ 組織体が前二項の罪を犯したときは、組織体に対しては罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、第一項の規定により処罰する。

第一三条① 次の各号に掲げる事情の一つがあり、信用証書の詐欺活動を行った者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状があるときは、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状があるときは、十年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

- 一 偽造若しくは変造された信用証書又はその付随する証書、文書を使用したとき。
- 二 無効の信用証書を使用したとき。
- 三 信用証書を騙取したとき。
- 四 その他の方法で信用証書を詐欺する活動を行ったとき。

② 組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対しては、罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第一四条① 次の各号に掲げる事情の一つがあり、クレジットカードを詐取した者は、その額が比較的多額であるときは、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、又はその他の重い情状があるときは、五年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状があるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

- 一 偽造のクレジットカードを使用したとき、
- 二 無効のクレジットカードを使用したとき。
- 三 他人のクレジットカードを偽称して使用したとき。

四 悪意当座貸越をしたとき。

② クレジットカードを窃取し、これを使用した者は、刑法の窃盗罪の規定により処罰する。

第一五条① 銀行又はその他の金融機関の職員が、関連規定に違反し、信用証書若しくはその他の担保証書、手形又は資金信用証明を他人に振り出し、比較的重い損失を生じさせたときは、五年以下の懲役又は拘留に処した。重い損失を生じさせたときは、五年以上の懲役に処する。

② 組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対しては、罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。

第一六条 次の各号に掲げる事情の一つがあり、保険に関する詐欺行為を行った者は、その額が比較的多額である場合は、五年以下の懲役又は拘留に処し、一万元以上十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるか、その他の重い情状があるときは、五年以上十年以下の懲役に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状があるときは、十年以上の懲役に処し、財産の没収を併科する。

一 保険加入者が、保険金額を故意に虚構して保険金を騙取したとき。

二 保険加入者、被保険者又は受益者が、発生した保険事故について虚偽の原因を捏造し、又は損失の程度を誇大して保険金を騙取したとき。

三 保険加入者、被保険者又は受益者が、発生したことの無い保険事故を捏造して保険金を騙取したとき

四 保険加入者又は被保険者が、財産損失を伴う保険事故を故意に引き起こして、保険金を騙取したとき。

五 保険加入者又は受益者が、故意に被保険者に死亡、身体障害又は疾病をさせて、保険金を騙取したとき。

② 前項第四号又は第五号の行為を行うほか、その他の犯罪を構成する場合は、刑法の併合罪の規定により処罰する。

③ 保険事故の鑑定人、証明人又は財産評価人が、虚偽の証明文書を故意に提供し、他人が詐欺するための条件を提供した場合は、保険詐欺の共犯とする。

④ 組織体が第一項の罪を犯したときは、組織体に対しては罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、第一項の規定により処罰する。

第一七条 保険会社の職員が、職務上の立場を利用し、発生したことの無い保険事故を故意に捏造し、虚偽賠償して保険金を騙取したときは、全国人民代表大会常務委員会「職務上横領罪賄賂罪を処罰することに関する補充規定」又は「会社法に違反する犯罪を処罰することに関する決定」の関係規定によりそれぞれ処罰する。

第一八条 銀行又はその他の金融機関の職員が、金融業務において、賄賂を強要し若しくは收受し、又は国家の規定に違反し各種名目の割戻金若しくは手数料を收受したときは、全国人民代表大会常務委員会の「職務上横領罪賄賂罪を処罰することに関する補充規定」又は「会社法に違反する犯罪を処罰することに関する決定」の関係規定によりそれぞれ処罰する。

第一九条 銀行又はその他の金融機関の職員が、職務上の立場を利用して組織体又は顧客の資金を流用したときは、全国人民代表大会常務委員会の「職務上横領罪賄賂罪を処罰することに関する補充規定」又は「会社法に違反する犯罪を処罰することに関する決定」の関係規定によりそれぞれ処罰する。

第二〇条 銀行又はその他の金融機関の職員が、この決定の金融詐欺活動を行った犯人と通謀して、詐欺活動を幫助したときは、共犯とする。

第二一条 この決定第二条、第四条、第五条、第一一条、第二一条、第一四一条又は第一六一条に規定する行為があり、情状が軽く、犯罪を構成しないときは、公安機関が十五日以下の行政拘留又は五千元以下の過料を科することができる。

第二二条① この決定所定の犯罪によって得た不法収益は、追徴し又は被害者に返還しなければならない。犯罪の用に供した財物は、すべて没収する。

② 偽造し若しくは変造した通貨、偽造し、変造し若しくは無効にした手形、信用証書、クレジットカード又はその他の銀行決済証書は、すべて追徴し、中国人民銀行のみがこれを焼却する。

③ 偽造又は変造の通貨を追徴することに関する具体的規定は、中国人民銀行が制定する。

第二三条 この決定において「通貨」とは、人民幣及び外貨をいう。

第二四条 この決定は、公布の日から施行する。

八 付加価値税納税証書を不正に作成し、偽造し又は不法に販売する犯罪を処罰することに関する決定

第8次全国人民代表大会常務委員会第16回会議採択
(1995年10月30日公布、同日施行)

付加価値税納税証書又はその他の証書を不正に作成し、偽造し又は不法に販売する犯罪、脱税若しくは税金の詐欺等の犯罪を処罰し、国家の税収を保障するため、次のような決定をする。

第一条① 付加価値税納税証書を不正に作成した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。不正に作成された証書の税額が比較的多額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。不正に作成された証書の税額が巨額であるか、又はその他の特に重い情状があるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

② 前項の国家の税金を騙取する行為があり、その額が特に巨大で、情状が特に重く、国家の利益に特に重大な損害を生じさせた者は、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

③ 付加価値税納税証書を不正に作成する犯罪集団の首謀者は、前項の規定に基づいて重く処罰する。

④ ここにおいて「付加価値税納税証書を不正に作成した」とは、他人のために不正に作成し、自己のために不正に作成し、他人をして自己のために不正に作成させ、又は他人を紹介して不正に作成させた行為の一つをいう。

第二条① 付加価値税納税証書を偽造し、又は偽造の付加価値税納税証書を販売した者は、三年以下の懲役、拘留又は管制に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が比較的多額であるか、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるか、又はその他の特に重い情状があるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

② 付加価値税納税証書を偽造し、これを販売した者は、その額が特に巨額で、情状が特に重く、経済秩序を著しく破壊した場合は、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

③ 付加価値税納税証書を偽造し又は偽造の付加価値税納税証書を販売する犯罪集団の首謀者は、前項の規定に基づいて重く処罰する。

第三条 付加価値税納税証書を不法に販売した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が比較的多額な場合は、三年以上十年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるときは、十年以上の懲役又は無期懲役に処し、財産の没収を併科する。

第四条① 付加価値税納税証書を不法に購入し、又は偽造の付加価値税納税証書を購入した者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科し又は単科する。

② 付加価値税納税証書を不法に購入し、又は偽造の付加価値税納税証書を購入した後それを不正に作成し又は販売した者は、第一条ないし第三条の規定によりそれぞれ処罰する。

第五条① 輸出後税金の返還又は控除に関わる税金を騙取することができるその他の証書を虚偽に発行した者は、第一条の規定により処罰する。

② ここにおいて「輸出後税金の返還又は控除に関わる税金を騙取することができるその他の領収書を不正に作成する」とは、他人のために不正に作成し、自己のために不正に作成し、他人をして自己のために不正に作成させ、又は他人を紹介して不正に作成させる行為の一つをいう。

第六条 輸出後税金の返還又は控除に関わる税金を騙取することができるその他の証書を偽造し若しくは無断で製造した者、又は偽造若しくは無断で製造されたその納税証書を販売した者は、三年以下の懲役又は拘留に処し、二万元以上二十万元以下の罰金を併科する。その額が巨額であるときは、三年以上七年以下の懲役に処し、五万元以上五十万元以下の罰金を併科する。その額が特に巨額であるときは、七年以上の懲役に処し、財産の没収を併科する。

② 前項に規定する以外の納税証書を偽造し若しくは無断で製造した者、又は偽造若

しくは無断で製造されたその納税証書を販売した者は、刑法第一二四条の規定により処罰する。

③ 輸出後税金の返還又は控除に関わる税金を騙取することがきでるその他の納税証書を不法に販売した者は、第一項の規定により処罰する。

④ 前項に規定する以外の納税領収書を不法に販売した者は、刑法第一二四条の規定に照らして処罰する。

第七条① 付加価値税納税証書又はその他の納税証書を窃取した者は、刑法の窃盗罪の規定により処罰する。

② 詐欺の手段を用いて、付加価値税納税証書又はその他の納税証書を騙取した者は、刑法の詐欺罪の規定により処罰する。

第八条 税務機関又はその他の国家機関公務員は、次の各号に掲げる事情の一つがあるときは、この決定の規定に基づいて重く処罰する。

- 一 犯罪者と通謀して、この決定の犯罪を犯したとき。
- 二 虚偽の証書であることを知りながら、税金を返還し又は控除したとき。
- 三 犯罪者がこの決定の犯罪を犯すことを知りながらこれらの者にその他の方法で幫助したとき。

第九条 税務機関の公務員が、法律又は行政法規の規定に違反し、証書の発行、税金の控除又は輸出後の税金の返還の業務において、職務を著しく怠り、国家の利益に重大な損失を生じさせたときは、五年以下の懲役又は拘留に処する。国家の利益に特に重大な損失を生じさせたときは、五年以上の懲役に処する

第一〇条 組織体が第一条ないし第七条の罪を犯したときは、組織体に対しては罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、各本条の規定により刑事責任を追及する。

第一一条 第二条、第三条、第四条第一項又は第六条が規定する行為があり、情状が著しく軽く、犯罪を構成しないときは、公安機関が十五日以下の行政拘留又は五千元以下の過料を課する。

第十二条① 税務機関が、この決定の罪を犯した犯人の不法控除及び騙取の税金を追徴して、国庫に納入する。その他の不法収益及び犯罪の用に供した財物は、すべて没収する。

② この決定の犯罪の用に供した証書及び偽造の証書は、すべて没収する。

第十三条 この決定は、公布の日から施行する。